

第五章 戦後の神戸市



焼け跡（湊川付近）

第一節 敗戦と占領

第二節 「民主化」と地方政治

第三節 占領下の神戸市政

第四節 占領政策の転換と神戸市

第五節 サンフランシスコ講和から「五五年体制」の成立

第六節 市域の拡大

第一節 敗戦と占領

1 敗戦と占領軍の神戸進駐

ポツダム宣言の受諾

昭和二十（一九四五）年八月十五日、日本はポツダム宣言を受諾して降伏した。ここに、日本国民は昭和六年の満州事変に始まる一五年の長きにわたった戦争からようやく解放された。

同三十日アメリカのダグラス・マッカーサー元帥はコーンパイプを口に、愛機バターン号から厚木に降り立った。翌九月二日には、東京湾のミズーリ号艦上で日本と連合国との間で降伏文書に調印が行われた。以後日本は、講和条約が発効する昭和二十七年四月までの六年有余、連合国（実質的にはアメリカ単独）の占領下に置かれることになった。

ところで、アメリカ政府はすでに昭和十七年秋から対日占領政策の検討を始め、二十年の八月までにかんりの政策文書を作成していた。しかし、この段階では日本占領をどのような形で行うかについては、必ずしも明確ではなかった。日本の降伏がアメリカの予測よりはるかに早かったこと、日本人の占領軍への対応がはつきりしなかったことなどから、アメリカ本国政府では確固とした政策を策定できず、それは大枠だけの

ものにとどまらざるをえなかった。また、空襲によって日本本土は焦土となっていたものの、日本政府の機能はまだ残っていた。八月下旬ようやくワシントンで「降伏後における米国の初期対日方針」が決定され、マッカーサーに日本占領を「間接統治」方式で行うことが伝えられた。それは連合国最高司令官が直接日本国民に命令を下すのではなく、覚書などの指令を終戦連絡中央事務局などを通して日本政府に伝え、日本政府がそれを法律・命令・規則などの形式になおして都道府県庁に伝える、という方式であった。ただし、間接統治方式はとったものの、占領軍は指令・覚書・書簡などのさまざまな形式で命令を出し、占領下において絶対的な権威をもつことになった。なお、政府は同年八月二十六日、受け入れ体制をふくむ終戦業務に関する一切の事務に当たらせるために外務省の外局として終戦連絡事務局（横浜）を新設したが、さらに九月三日付GHQ指令第二号により、中央のほか地方にも終戦連絡事務局を設置することとし、神戸にも終戦連絡事務局が置かれた。他方、兵庫県ではこれとは別に、渉外各種事務処理のため渉外事務局を設けた。

連合軍総司令部

占領方式が間接統治の形態がとられることになって、占領軍の側でもその体制づくりが（GHQ）の成立 急がれた。十月二日連合軍総司令部（GHQ）が成立し、憲法改正に辣腕をふるった民政局、財閥解体などを担当した経済科学局、農地改革を推進した天然資源局、教育改革を行った民間情報教育局など九局（昭和二十二年末には一四局となった）が設けられ、それぞれ日本の省庁と対応しつつ統治と改革に当たった。

ポツダム宣言は「全日本軍隊の無条件降伏」とともに、軍国主義の排除、日本政府が「日本国民の間における民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障害を除去」し、「言論、宗教および思想の自由並びに基本

的人権の尊重を確立」するよう求めていた。そして、占領政策の基本目標は「日本が再び世界の平和及び安全に対する脅威とならないためのできるだけ大きい保障を与え、又、日本が終局的に国際社会に責任あり且つ平和的な一員として参加することを日本に許すような諸条件を育成する」(「降伏後における米国の初期対日方針」)ことにおかれた。この線に沿って、日本の非軍事化・民主化がすすめられたが、その具体的政策立案のかなりの部分はGHQによって担われることになった。

GHQは非軍事化のために、武装解除、戦犯裁判、賠償、軍事施設の解体、戦時法令の廃止などを矢つぎばやに行った。まず九月十一日、東条英機ら三九人が戦犯として逮捕された。翌十月四日、マッカーサーは「政治的・民事的・宗教的自由に対する制限撤廃の覚書」(いわゆる「人権指令」)を出し、天皇・政府などに関する討論の自由、政治犯の釈放、特高警察の廃止、内相・内務省警保局長ら主な警察幹部と特高全員の罷免などを要求した。山崎内相などの罷免を求められた東久邇宮内閣は翌五日総辞職し、つづいて幣原喜重郎が組閣した。同十一日には、マッカーサーは「五大改革指令」を幣原首相に呈示、婦人の解放、労働組合の育成・助長、教育の民主化、経済の民主化、秘密機構の解体など、占領改革のアウトラインを示した。

占領軍の神戸進駐 占領軍がその姿を神戸に実際に現したのは、マッカーサーが厚木に降り立ってから、約一カ月後のことであった。九月二十一日には、占領軍から県に進駐兵力約一万五〇〇〇人が、神戸・

西宮・宝塚・姫路に分駐する方針が伝えられた。これに対し、県では知事を局長とする渉外事務局を設けていたが、神戸市では占領軍の進駐に備えて「進駐軍を迎うにあたって我らの心構え」を市民に公布した。いわく、「裸の外出は大変野蛮に見られますから裸で外出しない様に、クスクス笑いは感情を損なって誤解を

第一節 敗戦と占領



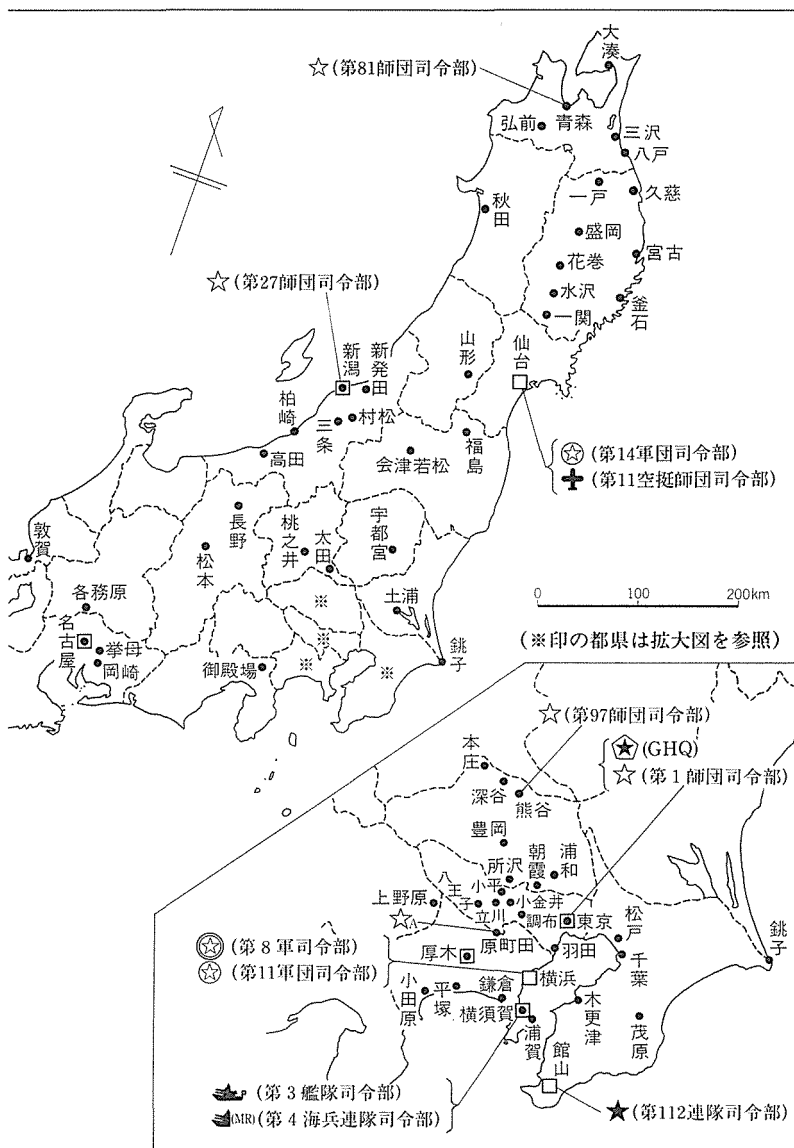
写真 70 占領軍の神戸進駐

招きます、言葉をかけられた場合は黙っていないで、日本語で態度をはっきりと」に始まり、それは微に入り細をうがったものであった(『神戸市民時報』一〇八号、昭和二十年九月二十五日)。また、「官公庁につとめる多くの女子職員も一斉に職場から姿を消した。裏六甲や、山向こうの郡部に身をかくしていた。占領軍兵士の暴行を恐れたためである。その筋の推測では約三万人にのぼった」という。

占領軍は当初、連合軍最高司令官マッカーサーの下に第八軍と第六軍から構成され、西日本占領の責に任じられたのはクルーガー大將率いる第六軍であった。第六軍司令部は京都に、同第一軍団司令部が大阪に、そして神戸には第三一軍政中隊が配置された。なお、第六軍は二十年十二月編成解除となり、同軍所属部隊

はすべてアイケルバーガー中將の第八軍の下に統轄された。全国の軍政は第八軍に一本化され、以後は兵庫県の場合、第八軍軍政部(横浜)↓第一軍団軍政部(京都)↓第一〇軍団(大阪)↓第三一軍政中隊(神戸)の系列によって運用されることになった(占領軍の配置については、図31参照)。

占領軍の神戸進駐は九月末、以下の通り行われた。九月二十四日第六軍パリス中佐が翌日の進駐に備え、同軍連絡将校として来神し、



所在地 (1945年10月15日現在) (竹前榮治『GHQ』より)

第一節 敗戦と占領

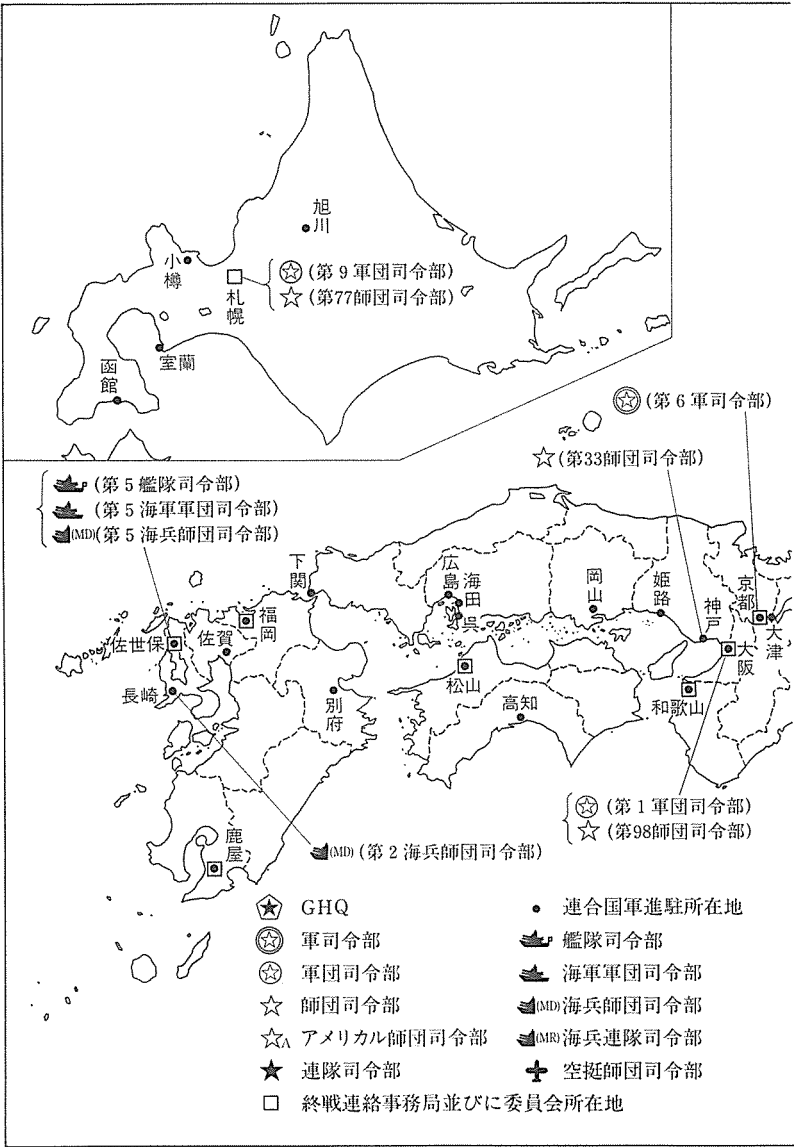


図 31 連合国軍進駐状況・終戦連絡事務局並びに委員会

県会議事堂内に連絡事務室を開設した。翌二十五日占領軍の神戸進駐が始まった。当初、大阪湾からの上陸を予定していた第六軍は、瀬戸内海における機雷掃討が行われていなかったもので、和歌山に進駐した。同日十二時半、予定より遅れて、コリンズ大佐指揮下の先遣隊六〇〇人をのせた列車は和歌山を出発し、午後五時すぎ三ノ宮駅に到着した。部隊は隊伍を整え、直ちに師団司令部に於てられた神戸海運局海運監理部ならびに宿舎の生糸検査所などに入った。以後、上陸した兵員数は九月二十九日までに四万二〇〇〇人にも及んだ。まず、二十五日に進駐した第三三師団約一万五〇〇〇人のうち約半数は、直ちに神戸に向かい、その日の夕刻には神戸進駐の第一歩をしるし、さらに二十六日にかけて宝塚、姫路、西宮方面に展開した。十月十五日には、一万一〇〇〇人が進駐した。昭和二十年十月末には、スコット中佐を司令官とする神戸軍政中隊が設置された。

神戸軍政 ところで、神戸に進駐した占領軍の機構（地方軍政機構）はどのようなものであったのだろうか。

部の成立 GHQが頭脳とすれば、地方軍政機構は“ライン”つまり“手足としての機能”をもっていた。この地方軍政機構はおおよそ三種に分けられる。すなわち、①戦術部隊、②現場軍政要員および各級レベルの司令部軍政局スタッフ、③対敵諜報部隊（CIC）である。戦術部隊は戦闘部隊やパトリール部隊で、日本人との公式接触はなく、いわば「軍政の強い腕」の役割を担うものであり、生田区神港ビル内に設置された軍政部（チーム）は第八軍司令部軍政局、第一および第九軍団司令部軍政局などのスタッフで日本の民政關係を担当した。これには多数の文官が含まれていた。府県軍政部（チーム）は大中小に分かれ、神戸の場合、京都など一二道府県とともに、大規模軍政部が置かれた。その構成は将校一〇人、下士官・兵三七人、計四七

第一節 敗戦と占領



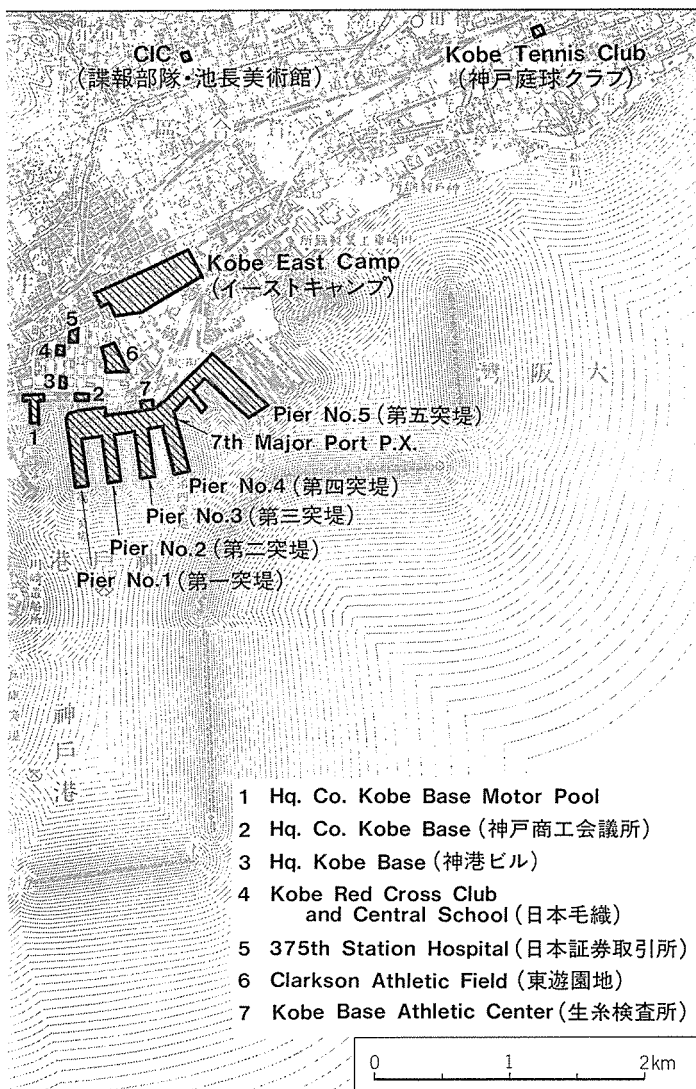
写真 71 神戸基地軍司令部（神港ビル）

人となっており、天然資源、商工業、教育、福祉、法務、政治（政党を含む）、公衆衛生、金融、調達、総務など担当者がそれぞれの軍政部の必要度によって割り当てられた。現場軍政要員は通常「府県軍政部（チーム）」として、占領行政の第一線を担当した。軍政部は兵庫県会議事堂に置かれた。そして、CICはその構成員の大部分は二世で、総司令部G2に直属し、日本国中総ての県に分散し、軍政の調査・諜報、検察的機能を担当した。CICは葺合区池長美術館（現神戸市文書館）内に置かれた。神戸市における占領軍の機関・施設の配置図を示すと図32のとおりである。

間接統治の下、軍政機構の末端に位置する府県軍政部（チーム）は、占領政策が末端レベルで順守されているかどうかをチェックするために利用された。また、軍政部は地方庁・国民に対し、直接に命令を発したり、介入したりしない建前になっていたが、実際には朝鮮人学校事件（阪神教育闘争）、公安条例の制定にみられるように、軍政部が行政・司法の細部にわたって直接介入した例は少なくない。

占領軍による土地・建物の接収

占領軍は戦災によって廃墟と化した神戸市に残された数少ない建物にその居を構えたが、占領軍による接収はそれだけにはとどまらなかった。昭和二十三



『神戸基地視察日程』より)

年四月現在における調達庁調べによる全国接收土地建物契約状況をみると契約総数は建物三七五七件、土地七五八七件で、このうち兵庫県の接收件数は非常に多く、建物については東京都の一一〇〇件について兵庫

第一節 敗戦と占領

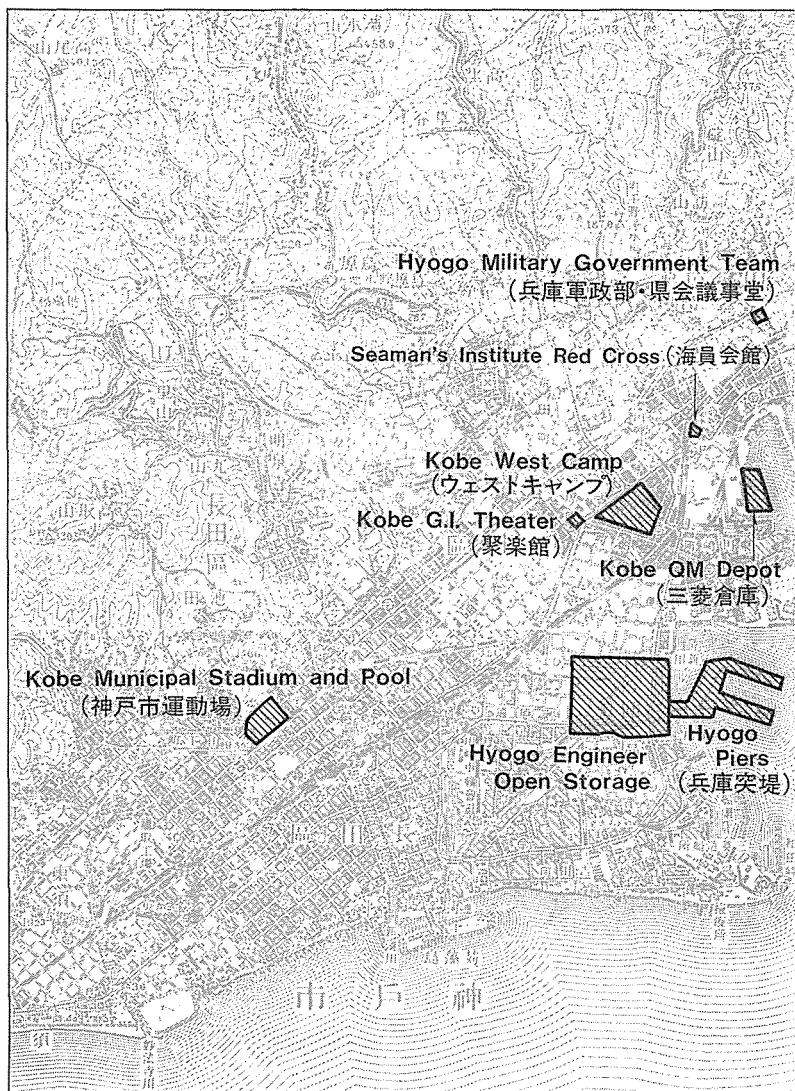


図 32 主要な占領軍配置図 (1946年5月14日現在)

(注) () 内の名称は接収以前の施設名(通称を含む), また所有者名。

表 195 接收土地建物契約状況 (昭和23年 4月現在)

管 轄	府 県 名	建 物		土 地	
		契約済	未契約	契約済	未契約
大 阪 支 局	大 阪 市 大 神 宮 奈 良 山 和 歌 山	187 ^件	2 ^件	623 ^件	73 ^件
		409	56	527	21
		58	0	6	140
		11	1	2	1

資料: 全国接收土地・建物契約状況一覧表
(特別調達庁契約局不動産部不動産調査係)

県四六六件、神奈川県三〇一件、土地については横浜港と横須賀港をもつ
神奈川県が最も多く二四一二件、東京都一五〇〇件、大阪府六九六件、兵
庫県五四八件であるが、それは神戸市が主として港湾を対象として接收さ
れたからである(表195)。

神戸市における土地の接收総面積は約六一万坪(二〇一万平方メートル)で
あったが、その主たるものは港湾施設の七〇%をはじめ、一万坪以上の土
地は、都心部ではイースト・キャンプがおかれた三宮税関前の九万五四八
一坪、モータープールのおかれた神戸駅裏の一万五一三坪、キャンプ・カ
ーバーのおかれた神戸駅前の三万一一八一坪などである。いずれも戦災に
より焦土と化した地域で、その中に極めて少数の焼け残りのコンクリート
の建物が残っていたが、キャンプ敷地として接收され、ブルドーザーなど

でまたたくまに整地され、カマボコ型の兵舎などに変わり、「日本人立ち入り禁止」の看板がものしく
立てられた。

ビルの接收については、前記のほか戦災を免れた旧居留地・栄町の残存建物と、戦災ビルも国の手で修理
が施されたのち接收され、三ノ宮駅付近の高架線以南海岸通りまでのほとんどの建物は占領軍が占拠した形
となった。さらに占領軍の接收は、不動産から動産にまでおよんだ。すなわち、飛行場、港湾施設、貯油施
設、通信施設、兵舎など旧帝国陸海軍関係施設、軍需工場、また彼らが直接使用するものとして戦災を免れ

た公共建築物をはじめ、民間のホテル・デパート・工場・ビルディング・倉庫・宿舎用の住宅などの不動産からピアノ・絵画・美術品・器具・絨緞その他動産も接収された。

2 敗戦直後の神戸の状況

終戦と神戸

では、人々は終戦をいかに迎えたであろうか。ある市関係者は次のように述べている。「八月一日正午からラジオで天皇の重大放送があるという。終戦の放送らしいといううわさでもちきりであった。(略)放送が始まったが、雑音がひどくて意味がききとれない。最後まで聞いたが、結局、ポツダム宣言を受諾、終戦らしいということだった」。また、当時神戸市会議長だった永江一夫は青谷の自宅で終戦の放送を聞いた。「隣保の防空団長をしていたので、近所の人たちが多数つめかけていた。感想を述べる人は誰一人いなかった。一種の虚脱状態。私自身にとって、労働運動の再興をどうするか。神戸市会議長として市の再興をどう考えるのか。やらねばならぬ仕事はいっぱいあったはずだが、(略)あれやこれや思うと混乱するばかりで、素直に感想を述べる気持ちには起きなかった。ぼんやり二、三日を過ごした」(同『わが昭和史』)。多くの人も永江と同様、一種の虚脱状態につつまれつつも解放感にみたまされ、不安と期待のうちに将来に思いをはせたものと思われる。

終戦時の神戸の状況は次のとおりであった。神戸空襲は、昭和十七年四月十八日の初空襲にはじまり、二十年八月十四日の御影町の空襲まで、その数大小あわせて一〇〇回以上におよんだ。二十年にはいると空襲

る空襲被害状況

現 東 灘 区 (注2)					現 西 区 (一部) (注3)			
御影町	魚崎町	本庄村	住吉村	本山村	玉津村	伊川谷村	槺谷村	岩岡村
442	108	436	59	143	60	7	—	1
416	236	225	511	194	30	5	—	—
					46	5	3	—
858	344	661	570	337	136	17	3	1
3,169	1,000	1,584	2,651	2,169	297	1	—	—
502	110	447			116	25	—	2
24	106	40	44	336	13	—	—	—
525	109	325			137	43	18	9
15,740	5,740	15,656	13,286	6,714	2,614	112	96	80

含む。(注2) 資料:『復興誌』(注3) 資料:「明石警察資料」『明石市史』。西区については、判明するものの『神戸市史第三集』には死者6人、重軽傷者5人、罹災者130人とある。

第一節 敗戦と占領

表 196 神戸市における

地 域		旧 市 街 地 (各 区) (20. 2. 6～20. 8. 6) (注1)									
区 分		灘	葺合	神戸	湊東	湊	兵庫	林田	須磨	合 計	
人 的 被 害 (人)	死 者	808	1,134	58	433	122	1,250	53	912	6,235	
	重 傷 者	459	238	39	3	84	4,227	419	1,105	7,007	
	軽 傷 者	611	1,067	81	7	—	2,342	898	2,025	8,336	
	小 計	1,878	2,439	178	443	206	7,819	1,370	4,042	21,578	
物 的 被 害	全 焼	住 宅	18,068	21,759	2,327	9,793	3,694	23,699	13,897	13,444	121,644
		非住宅	—	463	319	61	—	—	21	163	1,027
		工 場	—	219	3	7	1	536	78	32	876
		小 計	18,068	22,441	2,649	9,861	3,695	24,235	13,996	13,639	123,547
	全 壊	住 宅	1,189	—	81	2	9	13	180	154	1,651
		非住宅	—	—	2	—	—	—	2	—	5
		工 場	—	—	—	—	—	—	—	6	6
		小 計	1,189	—	83	2	9	13	182	160	1,662
	半 焼	住 宅	49	142	23	—	78	7	488	239	1,056
		非住宅	—	—	7	2	—	—	—	10	19
		工 場	—	3	—	3	—	—	37	1	39
		小 計	49	145	30	5	78	7	525	250	1,114
	半 壊	住 宅	1,329	42	77	44	—	19	225	56	1,844
		非住宅	—	—	17	—	—	—	—	—	21
		工 場	—	—	—	—	—	—	—	—	1
		小 計	1,329	42	94	44	—	19	225	56	1,866
罹災者数 (人)		74,102	81,360	8,911	35,304	13,076	98,294	49,635	62,424	470,820	

(注1) 資料：建設省編『戦災復興誌』第10巻。合計欄には行政区の不明のものも含む。須磨区の中に垂水も
みて、玉津村の場合は「事務報告」には死者77人、重軽傷者81人、罹災者3,608人、伊川谷村については

が激しくなり、三月十七日と六月五日の空襲はとくに被害が大きく、都市の機能は完全に停止した。建設省編『戦災復興誌』（第一〇巻）によると、当時の市域の罹災状況（表10）は、罹災者数約四七万人（県下の罹災者数の約六七％）、罹災面積約五九〇万坪（県下の罹災面積の約三八％）、死者六二三五人、重傷者数七〇〇七人・軽傷者数八三三六人、合計一万五三四三人にのぼった。建物の被害は全焼全壊一二万五二〇九戸・半焼半壊二九八〇戸合計一二万八一九戸にのぼった。市街地の六〇％が戦災をうけ、家屋の六四％が焼失、市民の五一％が被害をうけた。

中井市長 この難局にあって、市政を担当することになったのが、中井一夫であった。前任者の野田文一の誕生 郎が昭和二十年七月二十日、病気を理由に任期半年を残して突然市長を辞任した後を受けて、

当時神戸市から衆議院に出ていた中井は、市会の全会一致の賛成をもって市長に担ぎ出された。中井は八月十一日神戸市長に正式に就任し、同十三日初登庁した。その翌々日、日本はポツダム宣言を受諾し降伏した。中井は言う。

「職員たちに『ともに死のう』と言ったばかりでしたが、『ともに生きよう。市民とともに生き抜こう』と考えを変えました。陛下の放送を聞いたあと、私は直ちに全職員に訓示しました。『自分は死ぬつもりで、市長の重任をお受けしたのであったが、ただいまの大詔を拝聴して決意を変えた。あくまでも大御心を体し、七生報国の大決心をもって、こんごとも市政遂行に挺身する。諸君もどうか私と行動をとみにされたい。』」

この訓示の後、中井は全職員とともに、湊川神社に参拝し、固い決意を報告したという。つづいて、突然の敗戦による市民の動揺と混乱を防ぐため「市民への告諭」を出した。

第一節 敗戦と占領



写真 72 昭和20年代の市役所

「大詔が下りました。大和民族百年の将来を念い給いて、悲しき聖断はついに下りました。市民諸君、願わくばさらに立ち上がり、戦災者、出征死傷の軍人、並びにその家族に対して、深き同情をそそぐとともに、皇国復興、港都再建のため、一致結束、全力を尽くされんことを切望します。」(『神戸』昭和二十年八月十七日)

機構改革と市

役所の移転

中井の目前には多くの問題が山積みされていた。飢餓の戦災地の復興、そして明日にも進駐してくるであろう占領軍対策等々。そのためには、戦時体制から平時体制への早急な切り替え、神戸復興のための体制づくりが急がれた。中井の動きは早く、九月一日には市役所の機構改革が行われた。八局が六局に縮小され、新しい時代に対応するために外務課、文化課、民情室が新設された。民情室は民主主義の時代を迎えるにあたり、市民の悩みや苦情をきく「よろず相談所」として設けられた。文化課は文化国家をめざすという文化行政のポストであった。そして、外務課は占領軍への窓口として新設されたものであった。また、九月八日に召集された臨時市会では、生田区橋通から兵庫区松本通への市役所庁舎の移転が認められるとともに、戦時中市内各所に分散していた各庁舎が市立第一高女と湊川勸業館な

どに集められた。これは市庁舎を一カ所に集めて市民の便を図るとともに、行政事務の能率をあげるために行われたものである。そして、第一助役には滝谷善一神戸経済大学（現神戸大学）教授が、第二助役には向井富太郎考査役が任じられた。また、復興事業のため市に復興本部が設けられ、実質的な本部長である副本部長に、前内務省神戸土木出張所長であり、のちに神戸市長となった原口忠次郎が、民生局長にはのちの兵庫県知事阪本勝が当てられた。市の行政機構は、終戦後一カ月にしようやく本格的に動き出すことになった。

中井＝マッカ　中井市長のもと、新生なった神戸市にとって緊急の課題は、食糧問題であった。とくに、

―サー会談

二十年は明治三十八（一九〇五）年以来の米の大凶作の年であったことも重なって、全国的に主食の配給の遅配欠配がつづいていた。神戸市では一日の欠配もなかったものの、海外からの引揚者や復員軍人、疎開先から帰るものたちで、敗戦当時およそ四〇万人にまで激減していた人口も増える一方で、食糧危機は敗戦を契機として次第に切迫の度を深めつつあった。それは同時に、市民の自然発生的な立ち上がり呼び起こしつつあった。同年十月には、長田区野田地区町内会連合会が「三合確保要求」の区民大会を開き、町内会長らは「この運動は東京、九州でも起こすはず」だと呼びかけた。また、十一月に開かれた「食と住を要求する戦災市民大会」には、主婦や老人六〇〇人が参加、神戸市庁へデモ行進した。

例えば、『神戸新聞』（昭和二十年十月二十八日）は「食糧だ・すべては食糧で解決」との見出しの下、学童の食糧状況について次のように述べている。「戦争がすんで学校の授業がもとへ戻っても、疎開児童が引き上げてても深刻な食糧事情で、正常な授業が出来ず午後互って授業をすると国民学校児童の殆ど全部が欠食児童となる恐れがあるので、兵庫県ではやむを得ぬ臨時の措置として、国民学校四学年以下は午前中で授業を

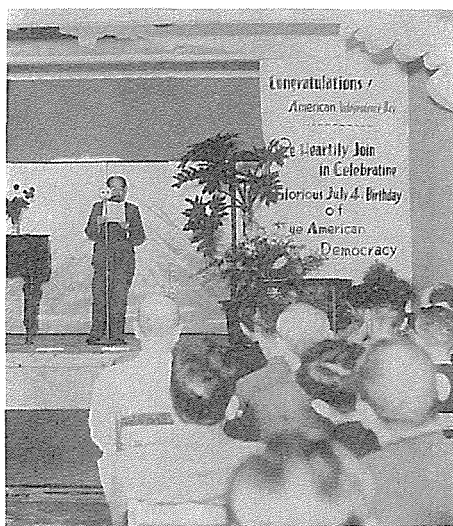


写真 73 アメリカ独立記念日祝宴で
挨拶する中井市長

打ち切り、五・六学年は昼食時間を一時間半延長してなるべく帰宅して家庭で昼食させるようにしている」。また、同日の新聞は「飢えの死体／神戸に日毎十人」との見出しのもと、次のように述べている。「食と住の逼迫は極度に目立ち、神戸では湊川公園を中心として省線高架線下では昨今、毎日十人程度の餓死死体が発見されている」。

切迫した状況において、中井はマッカーサーへの直訴を試みた。同年十一月七日中井は、神戸市顧問であった賀川豊彦を通じて、マッカーサーとの会見に成功した。この会談について、当時の新聞は次のように伝えている。

「マッカーサー元帥は四〇年前、日露戦役当時従軍武官として来朝し、その後神戸へも数回赴いたことがある（略）神戸を知っているマ元帥は神戸の街はどの程度に戦災を被ったのか、神戸港はどうなっているのか、神戸の人口は（略）など徴に入り細にわたって質問を發した」。そして、食糧不足を訴えたところ、「この際日本の一人一人が決して忘れてならないことは世界の世論を日本へ好転させることだ。それには速やかに軍国主義を脱し旧弊を脱皮することだ」と、日本人の決起を促

したという。食糧問題は大都市のいずれもが抱えていた課題であり、悩みの種であった。中井はその三週間後、自らが紹介者となり、五大都市市長とともに、マッカーサーに再び食糧難を訴えた。

神戸市復興基本

計画要綱の策定

また、神戸市は、戦災によってほとんど焦土と化し、ほとんどの機能が停止状態となっていた。このため、神戸市では昭和二十年十一月一日神戸市復興本部を設置、本部長には中井市長自らが就任し、副本部長に原口忠次郎をあてた。また、復興に関する重要事項を企画審議するため、本部長の諮問機関として神戸市復興委員会が設けられ、勝田銀次郎（元神戸市長）や佐藤栄作（当時大阪鉄道局長）など市の内外からあらゆる分野の権威者が集められ、多方面の意見をきくこととなった。

同年十二月三十日、政府の戦災地復興計画基本方針の閣議決定をうけて、神戸市でも翌二十一年三月十四日「神戸市復興基本計画要綱」を定め、旧市域の罹災地域に対する戦災復興計画を樹立するとともに、神戸市の将来の使命および性格をみすえた「大神戸」構想を提示した。それは神戸市の性格を「国際的貿易都市」とし、これに商工業都市、文化都市ならびに観光都市たる性格を併有させるとした。そのためには、「現在の市域は狭小に過ぎ、これに戦前保有せるがごとき人口を再び収容するは適当ならざるをもって、将来においては東部および西部の数市町村を合併しさらに復興計画の進捗に従い、六甲山を中心とする北部の数町村を併せて一大国際港都たるの機能を十分に發揮せしむるに足る市域とし、これに港都の職業構成、食糧配給、住宅および交通状況を考慮して適当なる配置を有する人口量を保有せしめ、近代的都市施設の完備せる大都市を構成する」ことが必要であるとした。のちに述べるように、この計画は特別市制運動・周辺町村の合併への動きとなって具体化されることになった。

第二節 「民主化」と地方政治

1 政治の民主化

日本国憲法と地方自治法の制定

G H Qによる民主化政策は、日本の政治・経済・社会その他様々な分野におよび、改革の嵐に見舞われなかった分野は少なかったといえる。G H Qによる戦後民主化政策の頂点に立つものが、日本国憲法の公布施行であった。新憲法は昭和二十一（一九四六）年十一月三日公布され、翌二十二年五月三日施行された。新憲法によって、主権在民（国民主権）、戦争放棄、基本的人権の尊重にもとづく新しい政治体制がつくられた。中でも議会の権限が強化されたことは、特筆すべきことであった。新憲法において、国会は「国権の最高機関」となり、「唯一の立法機関」とされた。また、新憲法は第八章に明治憲法にはなかった「地方自治」の章をもうけ、四つの条文を列記し、「地方自治」を憲法で保障するとともに、地方自治のありかたを示した。この結果、地方議会の権限が強化されるとともに、知事・市町村長の住民による直接選挙、住民投票などが行われることになった。これと並んで、地方自治法も翌二十二年四月十七日公布され、憲法と同じ五月三日施行された。同法は第一条において、「地方自治の本旨に基づいて、

(略) 国と地方公共団体との基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする」とうたった。

政党の復活

ポツダム宣言および「初期対日方針」は、日本に民主的な政府の樹立を要請した。これに先立って、戦時中の翼賛政治に代わって、再び政党政治の行われる機運が芽生えつつあった。

九月には大日本政治会(日政)が解散し、中央で政党復活の動きが始まった。十月には、戦前の無産政党を一体として日本社会党がまず名乗りをあげ、ついで鳩山一郎を中心に旧政友会系によって日本自由党が、十二月末には大日本政治会に所属していた翼賛議員を中心に日本進歩党が作られた。このほか農村関係の一部議員によって日本協同党が、さらに結党以来非合法政党として存続してきた日本共産党も、初めて合法的政党として活動を開始した。これによって、終戦の年の末までに、主要な政党が出そろったわけである。

中央での動きに呼応して、神戸市でも旧政党人の活動が活発化するとともに、地方組織設立の動きが起った。まず、昭和二十年十一月共産党が川池小学校で人民大会を開催したのを皮切りに、十一月七日には海員会館で日本社会党県連合会結成準備会が開かれ、同十五日には結成大会がもたれた(会長河上丈太郎)。同十九日には、鳩山一郎が来神し、海員会館で自由党兵庫県支部結成大講演会が開かれ、十二月一日には、結成大会がもたれた。とはいえ、兵庫県では自由党系の活動家はほとんどいず、それは当初「有名無実」の存在であったという。十一月十四日には、旧日政系が民本党という名で神戸支部結成準備委員会を開いたが、翌十二月九日改めて日本進歩党県支部連合会として発足した(総務委員浜野徹太郎・斎藤隆夫ら一人)。このほか、当時の新聞記事からみると、兵庫県では日本革新党、日本平民党、三色青年党などが結成された。

第二節 「民主化」と地方政治



写真 74 市長選挙で婦人も初めて投票（湊川神社）

市会の方では、戦時中八つの党派を糾合してつくられた神戸翼賛市政会の帰趨が注目された。解散か継続かが注目される中で、十月十二日召集された臨時市会当日の議員総会で翼賛市政会の解散が決定された。その結果、市会分野も流動的となった。同十四日には井原清助ら一一議員によって「神戸市民会」が、同十六日には木原仙松らによって翼賛市政会に集まった多くの議員によって「新生会」が結成された。この結果、

市会は新生会四六人、市民会一二人、無所属四人となった。さらに、翌二十一年五月には伊藤利勝らによって「自治同志会」が結成された。

選挙法改正 と公職追放

当時の帝国議会は昭和十六年の翼賛選挙で選ばれた議員から構成されており、内外の激しい批判にさらされていた。それゆえに、解散による早期の選挙が予想されていた。二十年十二月十七日には、衆議院議員選挙法が改正された。初めて女性に選挙権が与えられ、選挙権・被選挙権年齢もそれぞれ満二〇歳と満二五歳に引き下げられた。この結果、神戸市の有権者数は二二万五〇九三人となった。また、従来の中選挙区制が改められ、原則として府県を単位とする大選挙区制が採用された。ただし、兵庫県など人口の多い八府県では選挙区は二つに分けられた。兵庫県は第一区（定員一人）と第二区（定員七人）に

分けられた。神戸市は尼崎など六市、武庫郡など一郡とともに第一区に属することになったが、それは現在の第一区、第二区、第三区に相当する非常に広い範囲にわたるものであった。投票方法は制限連記制で、一区では三人、二区では二人の候補者を連記することとされた。

政府は選挙法改正後、年末に解散・総選挙を行う予定であったが、GHQはこれを許可しなかった。GHQでは、現在のまま選挙に入れば、旧政治家たちが議会で再び多数を占めることになるであろうことを懸念していた。二十年十二月GHQは、総選挙を三月十五日以前に行ってはならないと指示する一方、その間に軍国主義者や超国家主義者の追放に関する政策の検討に入った。そして、翌二十一年一月四日、GHQは軍国主義者などの公職からの追放を指令した。これによって、戦時中の国家主義的団体や大政翼賛会・大日本政治会などの関係者が立候補し、政治活動を行うことが禁止された。追放の影響をもっとも受けたのは、進歩党であった。町田忠治総裁以下長老はもちろん、鶴見祐輔幹事長ほか大部分が該当し、結党時の二七四人中二六〇人が追放された。以下、自由党は四三人中三〇人、社会党は一七人中一〇人が、協同党は二三人中二一人が該当した。神戸市では、社会党の河上丈太郎、進歩党の中井一夫、浜野徹太郎、砂田重政、そのほか今井嘉幸、金光邦三らが該当した（『朝日』昭和二十一年二月十日）。

戦後初の衆議 院議員総選挙

昭和二十一年四月十日戦後初めての衆議院総選挙が行われた。投票の低調、とくに女性の棄権が心配されたが、思いのほか好調であった。投票率は全国平均で七二・〇八%であったが、神戸市では、午後の天候不良もあって五八・二一%であった。第一区では定員一人に対し、七九人が立候補し、倍率は七・二倍であった。党派別内訳をみると、もっとも多いのは自由党で一六人、同党だけ

で定数をすでに越えていた。以下、日本進歩党九人、日本社会党九人、日本協同党一人、日本共産党四人、その他諸派・無所属も多く五六人であった。その原因としては、政治結社の自由が認められ、このことを反映して群小政党が輩出したこと、既成政党の力が弱まり新人の進出が容易になったことなどがあげられよう（なお、同選挙においては一人一党を含めて、全国で三六三の政党があった。ちなみに、初めて被選挙権を得た女性は一区では四人が立候補した。

二十一年四月総選挙は、敗戦後初めて国民の意志を問う選挙であった。他方、GHQも、国民の意志が自由に表明されているか否かに強い関心をもっていた。そこで、占領軍総出の選挙監視が行われた。GHQの資料によれば、全国二万一〇八九カ所中、半数以上の一万二〇〇〇カ所、農村で四〇%、都市で九〇%が占領軍の視察を受けたという。占領軍のテコ入れは異常なほどであり、とくに初めて選挙権を与えられた婦人の選挙意識の高揚を図るのに熱心であった。選挙戦がはじまってから、GHQ民政局婦人課長ウィード少尉が、県下の婦人団体、組合婦人幹部などと懇談し、県下各地を視察するなどしたという。

各党の総選挙の中心スローガンは、進歩党の「国体護持、緩やかな統制経済」、自由党の「国体護持、私有財産制擁護、産業の国有官営反対」、社会党の「天皇制の承認、重要産業の国有化」、共産党の「天皇制廃止、人民組織の確立」であった。結果は、社会党がトップ当選を果した永江一夫、松沢兼人、米窪満亮、山下栄二の四人、自由党から川西清、森崎了三、細田忠次郎、田中源三郎の四人、進歩党からは佃良一、原健三郎の二人、そして唯一の女性当選者として中立の中山たまの計十一人となった。選挙結果のうち、神戸市における党派別得票数・得票率は表197のとおりである。社会党が三三・六%でトップ、以下自由党二八・〇%、進歩党一三・

表 197 昭和21年4月10日衆議院議員総選挙結果

神戸市における党派別得票数・得票率			神戸市における候補者別得票数			
党 派	得 票 数	得票率	候 補 者 名	党派	得票数	当落
社 会 党	111,856	33.6	永 江 一 夫	社会	49,052	当選
自 由 党	93,246	28.0	佃 良 一	進歩	30,183	当選
進 歩 党	45,321	13.6	川 西 清	自由	27,273	当選
共 産 党	18,031	5.4	松 沢 兼 人	社会	25,296	当選
協 同 党	3,152	0.9	森 崎 了 三	自由	23,511	当選
諸 派	32,702	9.8	中 川 た ま	中立	16,766	当選
無 所 属	28,809	8.7	森 脇 甚 一	社会	11,755	
			池 田 涼 一 郎	自由	11,550	
			米 窪 満 亮	社会	8,682	当選
合 計	333,117	100	松 浦 清 一	社会	7,317	

区別党派得票数・得票率

区	党派	社会党		自由党		進歩党		共産党		諸 派		無所属		合 計	
		票	%	票	%	票	%	票	%	票	%	票	%	票	%
灘		25,915	41	17,402	27	5,449	9	4,072	6	7,082	11	3,764	6	63,684	
葺 合		4,605	37	3,331	27	1,178	10	653	5	1,530	12	1,062	9	12,359	
生 田		6,375	28	7,024	31	3,572	16	937	4	2,660	12	1,999	9	22,567	
兵 庫		21,098	32	15,863	24	11,985	18	3,567	5	6,683	10	6,841	11	66,037	
長 田		32,246	34	24,291	25	15,209	16	5,368	6	9,901	10	9,194	9	96,209	
須 磨		21,617	30	25,335	35	7,928	11	3,434	5	7,998	11	5,949	8	72,261	
合 計		111,856	34	93,246	28	45,321	14	18,031	5	35,854	10	28,809	9	333,117	

(注) 協同党は本表では諸派に含めた。

資料：神戸市選挙管理委員会編『選挙の記録』（昭和22年～昭和43年）

六%となっている。社会党はかつて昭和十二年総選挙において市内から二人を当選させた実績をもっており、その限りで戦前の地盤をうまく継承したといえる。また、保守政党側では、旧政友会の系列を引く自由党の優位がわかる。区別得票率をみると、社会党は生田区を除いてトップを占め、とくに労働者の多い灘と葺合の二区では約四〇%の得票率を示した。

この選挙結果について
は、「政治・経済・社会

のすべてにわたって、かつてみたこともないほどの変革が行われつつあったにもかかわらず、兵庫県民の政治意識はそれほど大きな変化を示さなかった」といわれている。社会党は四人の当選者を出したが、これも「戦前から市部を中心に培われてきた社会大衆党の地盤が受け継がれたに過ぎず、選挙に際して同党が掲げた『重要産業の国営』とか『農地の全面的解放』などといった政策が県民に受け入れられたとは言いがたい節があった。また共産党は『天皇制の打倒、人民共和政府の樹立』を綱領にうたったが、県民はむしろ『国体の護持』を主張した自由党や進歩党の方を支持する立場をとった」（『総選挙―兵庫県民の動向を探る―』）。

総選挙の結果を全国的にみれば、自由党が一四〇議席を獲得第一党に踊り出、以下進歩党九四、社会党九三、協同党一四、共産党五、諸派・無所属一一八となっている。過半数を占める政党がなかったことで、政局は首班問題をめぐって展開していくことになった。幣原内閣の居座り工作が失敗したのち、自由党の鳩山一郎が組閣に当たった。しかし、鳩山は組閣前日の五月四日GHQによって公職追放となった。それは、「公職追放が人間の数によってはかりえないということ」、そしてGHQの威光を劇的に証明してみせた。以後、社会党首班内閣が挫折したのち、五月二十二日自由党吉田内閣が成立した。

2 占領改革と地方行政

町内会・部落会の廃止

敗戦は、戦時体制から平時体制への衣替えを急がせた。その中で、政府や県は敗戦後の秩序・治安の維持をはかるため、町内会・部落会を行政の末端組織として位置づけ、極力温存

強化しようとしていた。兵庫県では、国民義勇隊解散後の国民組織として、町内会・部落会を「皇国再興の力強い国民組織」とし、行政組織の再編を図ろうとした（『神戸』昭和二十年八月二十五日）。それは、平時体制への転換を図るとともに、疎開者の受け入れ、設備整備、食糧増産、貯蓄増産に対する協力などに関して、部落会・町内会を再整備することで乗り切ろうとしたものであった。ところが、戦後への対応において、町内会・部落会は必ずしもその任に耐えるものではなかった。町内会の機構改革の声が、市民の間から起こりつつあった。昭和二十一年九月には、町内会長の不正に端を発して、町民大会が計画されたり、また灘区河原地区や須磨区西垂水地区などから町内会長の任免を住民の意志に基づいて行うべきであるとの意見書が神戸市民情室に差し出されていた（『神戸』昭和二十一年九月五日）。この間の事情について、例えば昭和二十一年五月内務省が東京都の区および人口一〇万以上の市における町内会について行った調査によると、神戸市はか一五都市が「終戦に伴い、思想的に混乱を来し、町内会事務運営上、相当困難を感じつつあるもの」であったという。

他方、GHQは過度に中央集権的な国家体制が、日本を軍国主義の道に走らせたとしてその改廃を当初から考えていた。とりわけ、町内会・部落会は昭和十八年市町村行政の末端組織として組織され、戦争遂行の一端を担っていたと考えられており、早くから改革の対象にのぼっていた。二十一年の第一次公職追放令につづいて翌二十二年一月に出された第二次公職追放令が当初、町内会長・部落会長を含んでいたことはその証拠となろう。そして、二十二年一月GHQは、同年四月一日までに町内会・部落会を廃止するよう命じ、この結果同三月三十一日付で町内会・部落会は廃止された。これに伴って、神戸市では町内会で扱っていた



写真 75 神戸市警の誕生

仕事を、おおよそ従来の町内会連合会の区域を単位としておかれた各区役所地区事務所に移管するとともに、物資の配給並びにこれに関する事務処理を行う「自治的任意組織」として「配給組」をおいた。配給組は区域内の二〇歳以上の住民の全員参加によって、選挙で組長を定めることとした（『神戸市公報』第四五号）。

警察制度改革――

神戸市警の誕生

いわゆる「人権指令」（昭和二十年十月四日）は、治安維持法などの弾圧法規および特別高等警察（特高）機関の廃止を命じるものであったが、警察制度についても、GHQは政治的民主化政策に沿って、できるだけ早く改革し、個人の自由、民権を保護し、進歩的なものに指導することを強調していた。こうして、わが国の中央集権的国家組織と行政的な権限を併有していた警察制度に、民主的な大改革がくわえられることになった。そして、政府はGHQの指令にもとづいて、昭和二十二年十二月警察法を制定した。これは従来の過度に中央集権的な体制をあらため、地方分権を促進しようとするものであった。同法により警察は二分され、市および人口五万人以上の町村に自治体警察が、察それ以外の地域には府県を単位とする国家地方警（国警）がおかれることになった。自治体警察は市町村公安委員会の行政管理を受け、国警の指揮や監督は受けないものとされた。また、国警はそれぞれの府県公安委員会の管理の下におかれ、警察

運営に関して中央政府の統制権はほとんどなくなった。財政的にも、自治体警察は市町村においてまかなわれることになったが、それは多くの市町村の財政を圧迫するものとなった。例えば、神戸市の場合、昭和二十八年度の予算に占める割合は一二・六％で、兵庫県下では最も比率が高く、六大都市の平均一一・五％をこえ、東京について第二位であった。

神戸市警は昭和二十三（一九四八）年三月七日発足した。神戸市は当初、灘、葺合、生田、兵庫、長田、須磨、水上の七警察署から構成された。そして、公安委員には田村亨、安国幸左衛門、須々木要の三人が、初代警察局長には古山丈夫が任命された。

警察制度改革と併行して、従来警察の一セクションとされてきた消防にも改革のメスが入った。地方自治法の施行に備え、昭和二十二年四月三十日付で警防団が廃止され、全国の市町村に消防団が設置された。そして、警察法とともに、二十三年三月七日「消防組織法」が施行され、警察からの分離独立が図られ、自治体警察と同じく、自治体消防が発足した。神戸市では消防局のもと、従来の東・生田・兵庫・長田・須磨の五署に新設の垂水署を加えた六消防署編成でのスタートとなった。

教育の民 昭和二十年九月、文部省は「新日本建設の教育方針」を公表した。それは一方で平和文化国家**主化**の建設をうたいながら、他方で国体護持の教育を強調したものであった。十月になって、文相は初めて民主主義にふれ、画一主義の打破、個性の完成をめざす教育を提唱したが、翌二十一年も教育の混乱は避けられなかった。

他方、GHQにとって、教育の民主化は占領政策の重要な一環をなすものであった。戦時教育、とくにそ

の根幹をなした軍国主義・国家主義思想を徹底的に除去すべく、GHQは相次いで四つの指令を出した。二十年十月二十二日には軍国主義・超国家主義イデオロギーの普及禁止、軍事教育の廃止が、同三十日には教職不適格者の追放と戦前弾圧されていた教師の復権が、同十二月十五日には国家神道、神社神道に対する政府の支援の排除が、同三十一日には修身・地理の授業停止と教科書の回収が命じられた。このように終戦の年の暮れまでに、教育改革に関する基本的な指令が出された。

各学校では占領軍当局の指示によって、これら四指令を模造紙に大きく墨書してかかげ、その周知徹底を図った。この四指令に関して、兵庫県教育課が出した通牒を掲げると、表18のとおりである。また、占領軍は戦時教育の一掃と民主主義教育の樹立のために、県にCIE（民間教育課）をおき、前記指令の徹底に努めた。CIEの係官は定期的な、あるいは抜打ちに学校を視察し、戦時教育の名残りがあればこれを厳しく指摘したという。例えば、昭和二十一年兵庫軍政部は学校視察を須磨と垂水で行い、「垂水国民学校では、軍国主義のいくつかの名残りが今なお見うけられる。軍隊式の集団敬礼、軍事的隊形やその他超国家主義的行動が観察された」と述べている。

神戸では、戦時の教育施設を撤去するため、二十一年二月には御真影の「奉還」が、また七月十三日には奉安殿の徹底的破壊が、さらに十月八日には教育勅語の奉読が禁止された。これによって、明治二十三年以来国家主義教育をささえてきた戦前教育の核が消滅した。翌二十一年六月一日には旧教科書の全面改訂が行われた。さらに、GHQの覚書にもとづいて、教員適格審査が八月から始まった。これはすべての教育機関の中から軍国主義者・超国家主義者・占領政策に反対するものなどを追放することを目的として行われた。

表 198 教育改革に関する諸命令一覧

昭和	昭和
20. 8. 30 学校防衛施設撤去清掃に関する件	21. 1. 28 映画並びに幻燈画検閲に関する件
9. 20 国民学校教育に関する件	2. 7 御真影奉還に関する件
10. 14 終戦に伴う教科用図書取扱方に関する件	2. 25 修身国史地理科授業停止並びに教科書及教師用参考書回収措置に関する件
10. 24 文部省教学局編纂図書使用停止に関する件	2. 15 音楽科教材選択に関する件
10. 24 時局急転に伴う学校教育に関する件	2. 15 教職員及学生生徒の政治運動及選挙運動に関する件
10. 30 学校における宗教教育改正取扱に関する件	2. 20 学校放送教育聴取活用方に関する件
11. 10 終戦後の教育方針に関する件	3. 5 国民学校後期使用図書中削除修正箇所の件
11. 23 教育者中より本業として陸海軍人たる経歴を有する者等の整理に関する件	3. 5 御真影奉安施設に関する件
11. 27 一般体育運動実施の件	3. 9 復員軍人教員に関する調査の件
12. 15 終戦に伴う体練科授業取扱に関する件	3. 17 軍国主義的教育払拭に関する件
12. 23 総選挙に対処すべき公民啓発運動実施に関する件	4. 5 社会教育に関する件
12. 23 日本教育制度に対する管理政策に関する件	4. 28 復員軍人等に関する件
12. 28 教員解職再任用に関する件	4. 25 新学期授業実施に関する件
12. 28 御真影に関する件	5. 1 国民学校旧教科書使用に関する件
21. 1. 12 航空に関する教授研究調査実験禁止の件	4. 29 天長節挙式に関する件
1. 12 国家神道神社神道に対する政府の保証支援保全監督並びに公布の禁止に関する件	5. 1 運動場施設整備に関する件
1. 30 修身国史地理科授業停止の件	5. 8 連合軍総司令部より接受せられたる教育に関する命令の撤廃方に関する件
1. 10 国民学校中等学校青年学校教科用図書に関する件	5. 9 社会教育強化に関する件
1. 15 連合軍最高司令官より発する指令撤廃に関する件	5. 27 学校衛生刷新の件
1. 18 21年 1 月 1 日換発せられたる詔書に関する件	5. 28 教職員不適格者調査に関する件
1. 18 復員軍人の復職又は採用に関する件	5. 28 教職員追放令
	5. 28 出版物没収に関する件
	5. 28 公民教育に関する件
	5. 30 天皇后皇太后三陛下皇太子殿下の御写真の取扱に関する件

(注) 日付は東川崎国民学校における実施をさす。
資料: 東川崎・橘小学校「進駐軍に関する文書綴」



写真 76 戦争の傷あとと残る国民学校校舎を利用した新製の兵庫中学校

県の教員適格審査委員会の審査の結果、二十二年七月の審査による不適格者は兵庫県関係で一八人（のち一人に減少）、神戸市関係で三人が該当したが、いずれものちに解除となった。なお、このほか審査によらない無条件追放者一一八人が不適格となった。

戦後教育体制の発足 占領軍の教育民主化政策が、非軍事化からはじまったことは既に述べたところであるが、ついで教育改革の具体化の問題

が次に残された。このため、米国教育使節団が昭和二十一年三月GHQの要請を受けて来日した。同使節団の勧告に基づいて、翌二十二年教育基本法・学校教育法が制定された。これによって、国民学校初等科・高等科が廃され、小学校六年・新制中学校三年の義務教育九カ年の六・三制の実施が決まった。神戸市では、昭和二十二年三月末をもって、いくつかの併置校の統廃合をへて、国民学校初等科七八校を小学校と改めた。このうち独立校舎は七五校であり、新制中学校二四校が設置されたが、中学校を併置した学校は一八校にも及んだ。

また、新制高等学校が、総合制・男女共学・学区制をとることを建前として、昭和二十三年四月一日から発足することとなった。兵庫県では、同二十四年四月までに県下旧制の公立中等学校一九校が、八五校の公立新制高等

学校に編成がえされて発足した。神戸市立の高等学校についてみると、昭和二十二年四月当時の一六の中等学校は、同二十四年四月には、全日制高校として葺合（二十六年以降は神戸商業・湊川・神戸（二十五年から夢野台・二十六年以降葺合・神港・神戸工業・鈴蘭台・須磨の七校、夜間高校として楠・兵庫・大和田工業・湊西・湊の五校、昼間定時制高校として西神高校が新設され、鈴蘭台にも、定時制の課程が併設された。さらに、神戸市においては、昭和二十三年四月全国最初の公立新制大学として県立神戸商科大学が発足したのを皮切りに、翌二十四年二月、貿易港として外国語に通じた人材を育てるために設立された神戸市立外事専門学校（昭和二十一年六月設立）を母体に、昭和二十四年二月神戸市外国語大学が、同年五月国立神戸大学が誕生した（なお、昭和二十七年二月には県立神戸医科大学、翌二十七年五月には国立神戸商船大学が設立された。旧制度の解体は、その学校の歴史と伝統を無視して学校の統廃合を伴い、義務教育年限の延長は校舎・施設の増改築や充実、あるいは教職員の増加・充足などを必要とした。このことは市のほとんどが戦災による荒廃の中にあったこと、経費や資材の点から復興もままならなかったことと相まって、教室数の不足が深刻な問題として残された。小学校のいわゆる二部授業は昭和二十四年には三百学級をこえ、それが解消されたのは三十年以降のことであった。新体制は発足したものの、その具体化への前途は必ずしも明るいものではなかった。

また、昭和二十三年七月十五日には、教育委員会法が公布され、これに基づいて、兵庫県では十月に、神戸市では十一月に教育委員会が設置された。市町村における教育委員会の設置（五大市以外の市は昭和二十七年まで任意設置であった）は、県下では西宮・伊丹・相生の三市、三木町・加古川町、鳴尾村など六つにすぎず、全国的にみてもわずか四六市町村にしか設立されていない。

最初の教育委員選挙は昭和二十三年十月五日に行われ、県教育委員には、定数六人に対し一四人が、市教育委員には定数四人に対し九人が立候補した。しかし、教育委員選挙については「子供のためにこの一票」とのキャッチ・フレーズにもかかわらず盛り上がりを欠き、軍政部がわざわざ「投票を奨励」する談話を発表するなどしたが、結局四三・一八%という低い投票率に終わった。なお、教育委員会法は昭和三十一年に廃止され、かわりに地方行政の組織及び運営に関する法律が制定された。委員の公選制が廃され、市長が議会の承認を得て委員を任命することになった。

財閥解体・農地
改革・農民運動

経済面における改革は、財閥解体、農地改革、労働改革としてあらわれた。まず、財閥解体に関していえば、財閥は占領軍を不安と期待をもって迎えた。なぜなら、財閥は戦争中軍部の強制によって、心ならずも戦争に協力したが、実は戦争の被害者であるとの意識をもっており、それゆえに占領はむしろ状況を好転させるかもしれない、と考えていたからである。しかし、GHQにとっては、財閥は官僚や地主などとともに日本軍国主義の元凶に外ならなかった。GHQは財閥解体指令、ボーレー使節団による賠償方針の言明、持株会社整理委員会令公布、独占禁止法など経済の民主化に向けての諸政策を打ち出した。それらは、わが国経済の民主化のみならず成長にも少なからぬ貢献を果したが、他方でわが国の経済界にそれへの対応において狼狽と苦悩をもたらした。昭和二十一年八月と九月には、三菱重工業神戸造船所と川崎重工業の艦船工場が賠償施設に指定された。それは、工場の操業は当分許可するものの、「施設は三〇日以後においては予告なく撤去されることもありうる」という厳しいものであった。また、三菱重工業は財閥解体によって、その親会社である持株会社三菱本社が解散となり、昭和二十三年二月には過

度経済力集中排除法の指定をうけ、翌年六月には三社分割の指令をうけた（この結果、二十五年一月神戸造船所は中日本重工業として新発足した）。また、神戸製鋼所と川崎重工業も集中排除の指定をうけたが、それぞれ二十三年十一月、二十四年四月に取り消された。

農地改革もまた、GHQのつよい指示のもと推進された。神戸市の農地改革で大きな問題はおこらなかったが、その詳細については、『新修神戸市史』（産業経済編第一次産業）にゆずることにして、ここではそれに伴って起こってきた農民組合の動きについて述べておこう。兵庫県では、昭和二十一年三月八日、農民組合組織世話人の一人であった河合義一を中心に日本農民組合（日農）兵庫県連合会が結成された（同組織は、日農から平野力三派が離脱し全国農民組合（全農）を結成するとともに、全農兵庫県連合会と改称した）が、これとは別に長尾有を中心に日農兵庫県連合会が結成された。神戸市でも、昭和二十一年五月十日、妙法寺、車、白川三カ村を中心に日農神戸支部が、(1)農業会ならびに農地委員会の全面的改組要求、(2)年貢米供出米割当の適正化、(3)配給物資の公平配給（小作人を含めた配給委員会の設置）の三問題の解決を当面の目標として発足した。この間の事情について、当時の新聞は次のように伝えている。「組合結成の直接の動機は昨年の秋の水害によって白川村の水田約二町歩が結砂のため埋没したので、同水田の小作農は三カ月がかりでやっと元の田に復旧した途端、不在地主である土地所有者が自家耕作をするという名目で取り上げ結局訴訟沙汰になって半分の土地は旧小作人に、残る半分を別の新小作人に割り当てることによって一応納まりがついたが、これを契機として（略）支部結成したものである。」（『神戸』昭和二十一年五月十日）

3 労働運動の高揚と二・一・一スト

労働組合 マッカーサーの「五大改革指令」にも明示されていたように、GHQにとって労働組合の育成・復活 助長は民主化政策の重要な一環をなしていた。昭和二十（一九四五）年十二月二十二日には労働

組合法が公布され、翌年三月一日施行された。大正後期以降いくたびか制定の動きが見られたが、ようやく団結権・団体交渉権・争議権など労働三権を保障する本格的な労働法が成立した。その後、昭和二十二年に施行された日本国憲法でも、労働三権の保障が改めて明文化された（第二八条）。

これと歩調をあわせるように、神戸市でも戦前の運動家を中心に、労働組合再建の動きがあらわれた。阪神工業地帯をひかえた兵庫県は、戦前から労働組合運動が盛んな地域であった。敗戦とともに、かつての労働運動の指導者たちも一斉に労働組合の再建に動き出した。十月四・五日、神戸で戦後最初の全国組合として全日本海員組合の結成大会が代議員三〇〇人の参集のもとに行われた。つづいて、十月十日、東京に全国から旧運動家たちが集まり、戦後最初の「全国労働組合結成懇談会」が開かれた。神戸からは、旧日本労働総同盟（総同盟）の前田平一と旧全国労働組合同盟（全労）の中川光太郎の二人が代表として出席した。懇談会は直ちに「労働組合組織中央準備会」に切り替えられるとともに、約三〇人の中央準備委員を選出し、地方における労働組合の組織方針を決めた。この会合で、兵庫県からは今津菊松、中川光太郎、堀内長栄、赤崎寅藏の四人が委員に選ばれた。

表 199 兵庫県労働組合結成状況

年 月	組合数	組合員数
昭和20. 12	21	45,483 ^人
21. 6	504	201,725
21. 12	714	238,442
22. 6	832	252,815
22. 12	1,042	289,348
23. 6	1,162	303,563
23. 12	1,126	320,267
24. 6	1,306	318,094
24. 12	1,188	295,526
25. 6	1,138	290,698
25. 12	1,120	292,148
26. 6	1,133	286,107
26. 12	1,222	297,088

資料：『兵庫県労働運動史(戦後Ⅰ)』

動家の手によって、県下最初の労働組合である神戸交通労組が結成された。かくして、兵庫県でも労働組合の結成が急速に進んだ。昭和二十一年十月三十一日現在、神戸勤務署管内の組合数は一九三、組合員数九万七三九六人であった。なお、戦後の兵庫県下における労働組合の結成状況は表199のとおりである。

食糧危機と民主

戦線への動き

昭和二十一年に入っても日本経済は混迷を深め、復興の兆しさえ見せることがなかった。インフレはますます高進し、ヤミ、投機、食糧危機は一層深刻化した。

これに対し、二月十七日政府は、「金融緊急措置令」を公布施行し、新円発行・旧円預金封鎖を行い、勤労者の給与を現金五百円に抑えた(いわゆる「五百円生活」)。勤労者は、その給与を三月分から現金五百円のはかは封鎖預金に凍結され、給与は最大限五百円プラス家族員数の限度で支えて行かなければならなかった。さらに、三月三日総合インフレ対策の一環として、一応五百円でも生活できるよう、昭和十四年の価格体系

十月十六日、中央の情報が前田、中川によってたらされた結果、中央や関西での決定や申し合わせにもとづき、兵庫県でもひろく旧運動家の結集を図ることとなり、旧日本労働組合総連合(総連合)、旧日本労働組合全国評議会(全評)の人々にも呼びかけることになった。こうして永江一夫、今津菊松ら旧運動家を中心に、兵庫県労働組合組織準備会が十月三十一日正式に発足した。同十六日には、中ノ瀬幸吉ら戦前からの運



写真 77 食糧対策人民大会（昭和20年12月）

の八倍を基準に新しい物価体系が制定された。しかし、新円生活は生産の裏付けを欠いたため、国民の生活はいよいよ苦しくなった（京阪神三市の総合自由物価指数は昭和二十一年四月現在、終戦時基準の八八・九倍、二十一年一月の調査によって、生活費の赤字をみてみると、六大都市の労働者は二九〇～一〇六九円、給料生活者三五四～一二三元で、家計費のうち食費の占める割合は、二十一年に七二％内外を占めたという）。

食糧危機による窮迫は、一方で最も打撃を受けた労働者を中心に市民を含めた広汎な運動を高揚させるとともに、他方で人民戦線の樹立の動きを呼び起こした。二十一年一月十五日中央で、山川均（戦前からの高名な社会主義者）が「民主革命の現在の段階における最大の急務は全人民層の間から澎湃として沸き上がる民主主義への意欲を結集して、強大な民主主義を形作ること」として人民戦線の樹立を提唱した。これに対し、同日中国から帰国したばかりの共産党の野坂参三も、民主戦線の結成を提唱した。翌十六日社会党全国常任中央執行委員会は、山川の提案に賛意を示し、野坂の帰国は共同戦線を一步前進させるものと評価した。共産党も今こそ共同闘争と統一戦線への最良の機会であるとその立場を声明した。

食糧危機打開要求を中心とする勤労市民の立ち上がりは、おり



写真 78 戦後初のメーデー（湊川公園）

からの労働組合の結成と結合して、次第に民主戦線の樹立をめざす活動を活発化させた。二月十六日には、神戸で「食糧危機打開労働共闘会議」が開かれ、神戸製鋼、神戸交通労組、関西電気労組神戸支部、兵庫機工、高砂三菱製紙、日本毛織加印工場、川西機械大久保など二〇工場の労働者が発起人となり、討議が行われた。民主戦線樹立の動きは、二月二十一日湊川公園で開かれた野坂参三歓迎人民大会において最高潮に達し、社会党、総同盟県連、市内主要工場労組、朝鮮人連盟、台湾省民会の主催で、「即時民主戦線結成」のスローガンのもとに、三〇〇〇人が参加した。

五月には、第一七回復活メーデーが「朝からの雨にもめげず」戦後解放の確認として開かれた。神戸では、総同盟傘下の労働組合八〇を筆頭に朝鮮人連盟・国鉄その他約四万人が参集した。復活メーデーは、産業別労働戦線の統一、七時間労働制の確立、婦人の差別待遇撤廃、民主戦線即時結成のスローガンなどを掲げた。しかし、民主戦線への動きは、社会党による救国民主連盟の提唱、労働戦線の分裂もあって、それ以上には進展しなかった。

産別の結成と八月～十月闘争

労働戦線では一月の共産党による関東地方労組協議会（関東労協）の結成、二月の産別会議準備会が発足する中で、分裂の様相を呈し始めていた。六月二十五日には産別会議結

成準備大会が開かれ、七月産別関西地協準備会が結成されるにおよび、県下でも分裂は決定的となった。県下での産別会議への結集は、全国的産別組織と歩調を合わせ、上からの組織化によってすすめられた。全国鉄鋼産業労組の結成によって、関西支部が生まれ、県下では住友・久保田を除き、一七組合一万二〇〇人が参加した。そして、昭和二十一年九月十六日「産別兵庫地方会議」が結成された。とはいえ、これらの労組は一方で産別系の全国単産労組に参加しつつ、他方で総同盟県連にとどまり、多くは両者への二重加盟という変則的な状態にあった。

このような中で行われた国鉄・海員の首きり「合理化」反対闘争は、産別会議のイニシアチブのもと労働運動を急進化させた。昭和二十一年夏、国鉄当局は七万五〇〇〇人の人員整理を、時を同じくして海運業者は四万三〇〇〇人の首切りを発表した。これに対し、国鉄は九月十五日ゼネスト決行の態勢をとり、海員組合は六万人の海員が一日間のストを実施した。こうして、戦後の労働運動の最初の大きな波は、国鉄・海員の人員整理、反対闘争を中心に大きくまき起こり、産別会議をはじめとする各組合の共同闘争体制がこれを支えた。神戸でも、年初より絶え間なく賃上げ、危機突破資金の要求がつづけられたが、食糧危機の逼迫は一層それを刺激した。六月の食糧危機突破大会より、七月の労働関係調整法反対労働者大会へと闘争はしだいに政治化した。

また、これと平行して全通・神鋼・県教員・全川崎など官公労・大企業労組は危機突破資金などの要求を通じて、激しい闘争を展開していった。これに対し、占領軍は「占領目的に違背する労働運動は取り締まる」旨の通牒をおこない、また争議状況の報告、生産低下を許さない旨の命令がなされた。しかし、国鉄・

海員の激しい人員整理反対闘争をきっかけとして全国的に広がった労組の闘争は、基幹産業を網羅した広範な労働者の共闘を主力とし、十月闘争を経て政治的ストの様相を帯びだした。

吉田内閣打

倒国民大会

民間産業に比べその六〇％程度に賃金を抑えられていた公務員労働者は、昭和二十一年十一月二十六日全官公庁労働組合共同闘争委員会（共闘）を結成し、赤字補填金要求など生活権を上げ統一闘争に向かった。それは、官僚機構の民主化要求と結びついて、政治闘争の様相を呈しはじめた。神戸でも、教員組合・全通・県職・神戸市職など当時比較的早く組織されていた分野で十一月頃からじまった。兵庫県教員組合連盟は十一月六日、全国大会の決定に応じ、最低生活権の獲得をめざし、ゼネスト態勢の確立を決めた。分裂した神戸市教組もこれに同調した。十一月十九日全通従業員組合兵庫県協議会は、臨時大会を開き、全国大会の決定を支持し、神戸市従業員組合年次大会（十一月二十六日）は生活保障金の確立などを決めた。県職をはじめ官公労各組合は生活保障賃金の確立を中心に態勢を整えるや、共闘組織の結集につとめ、中央に遅れること十日余り、十二月六日兵庫県全官公庁共闘委員会（県全官公庁共闘）を結成した。官公労組を中心とした共闘大会は、一方では倒閣運動へも発展した。そして、十二月二十一日神戸諏訪山小学校で「生活権獲得全官公庁労働者大会」を開催、大会終了後湊川公園で開催中の吉田内閣打倒国民大会に合流した。

吉田内閣打倒国民大会は、十二月二十一日午後一時から湊川公園で、産別の影響下にあった兵庫県全官公庁共闘傘下の組合だけでなく、川崎造船労組など民間労組、社会党、共産党をふくめ、六〇余団体二万五〇〇〇人が参加して開催された。大会は吉田内閣打倒、社会党中心の民主政府樹立など八項目のスローガンを

掲げた。そして、大会は労働戦線統一などの諸決議を採択した後、壇上では佐野芳雄総同盟代表と村田教馬産別代表が固い握手を交わしたという。大会後、参加者は県庁までデモ行進を行い、岸田幸雄知事に決議文をわたし、倒閣への固い決意を示し、午後四時過ぎ散会した。少なくとも、この段階では共闘のための統一組織こそできなかったものの、総同盟・産別が運動路線の違いを乗り越えて共闘にふみきる態勢を整えていた。

二・一七 昭和二十二年は闘争のうちに明けた。吉田首相は、ラジオ放送の年頭の辞で労働者たちを「不ネスト 逞の輩」と決めつけた。これに対し、労働者は憤激し、闘争は盛り上がった。一月十一日、共

闘主催でスト態勢確立大会が開かれ、ゼネスト宣言を発表した。同十五日、官民三三組合、六〇〇万労働者を結集する全国労働組合共同闘争委員会（全闘）が結成され、共闘のゼネスト支持、共同闘争展開の声明書が出された。十八日共闘は「二月一日午前零時を期して決然として起ち、全国一斉にゼネストに突入」とのゼネスト突入宣言を発表した。兵庫県下でも、同日生田区北野国民学校でゼネスト突入宣言大会が開かれ、全通、国鉄、全気象、全専売、全農林、神戸税関、県職、神戸市職などの組合員が続々と集まり、友誼団体の日通、川崎造船、電産、港湾などの組合員をふくめて、参加人員は五〇〇〇人となった。これを契機に、以後県下一二地区で地方共同闘争委員会が結成された。

一月二十八日全闘主催で宮城前で吉田内閣打倒・危機突破国民大会が四〇万人を集めて開かれたのをはじめ、全国各地で国民大会が開かれた。兵庫県下では、神戸湊川公園の県大会をはじめ、洲本、姫路、西宮、尼崎の各地で地域大会が開かれた。『神戸』（昭和二十二年一月二十九日）は、「各地に倒閣の雄叫び 寒風つき

堂々のデモ 勤労大衆の不満最高潮」と題して、神戸市の状況について次のように報じている。

連立内閣の構想なるか、政治の混沌と二・一スト決行へ高まる労働攻勢の真只中に、全国一斉に開かれた吉田亡国内閣打倒・危機突破兵庫県国民大会は県下民主団体三万五千を集めて赤旗、プラカードの林の中に二十八日神戸湊川公園会場で開かれた。

定刻午後一時、島野氏（国鉄）の司会で開会、議長松沢（社会党）、副議長村田（産別）、前田（総同盟）各氏を決定、『いまや日本の再建は諸君全勤労大衆の手で新しく築かれなければならぬ。諸君の不屈の決意を此の大会に燃え上がらせよ』との議長のあいさつにつき、（略）各参加加盟団体代表がこもごも吉田内閣の即時退陣と民主政府の樹立及び二・一スト絶対支持を絶叫、途中電産労組藤井氏から微妙に動く連立内閣成立への動きを説明、その欺瞞性を暴露して、『連立内閣絶対反対と本大会実行委員会が民主政府樹立の日まで引き続いて運動を実行せよ』との緊急動議を提出、満場の歓声裡に右決議が採択された。

（そして）宣言、決議文を可決して大会を終了、ひきつづいて（略）デモ行進にうつり、えんえん十数町にわたる整然たるデモは県庁―元町―市交通局―神戸駅―新開地を経て、再び湊川公園に至り、午後五時解散した。なお、決議文は実行委員によって岸田知事に手交された。

一月二十五日から中央労働委員会の斡旋で行われた共闘と政府間の交渉は、第三回目の二十九日午後九時一五分ついに決裂、二・一ゼネストは不可避の情勢となった。兵庫県下では、二十八日の大会後、各組合が二・一ゼネスト突入体制に入った。翌三十日深夜から三十一日にかけて、全官公労は拡大闘争委員会を開き、スト決行を再確認した。

第二節 「民主化」と地方政治



写真 79 兵庫軍政部がおかれた県会議事堂

この間の動きを、兵庫軍政部のレポートに見てみよう。「このレポートが提出された間、二月一日に始まることが予定されていた脅威的・全国的ストが当軍政部に直接かわる問題であった。いくつかの予定外の大会や会合が国鉄労組、日通労組、全通労組の代表者たちによって開かれた。これらのグループは当局にはよばれなかったが、その計画のアウトラインを述べるべくやってきた。労組代表たちは当軍政部に占領軍に供する輸送に関するプランの詳細を述べた。同封のものは日常の占領軍用列車に加えて動かされる列車のスケジュールである。代表たちは、もしストが起こった場合もストの間兵庫県では、占領軍の介入はないであろうと保証した。マッカーサー元帥による時宜を得た必要な介入が、日本国民の既に緊迫した経済状況への圧倒的な打撃となるであろうものを防いだ。本軍政部は組織労組の彼らの特権に沿って、その責任と義務について代表たちに忠告した。」

ところが、三十一日午後二時三〇分、マッカーサーは「現在のような疲弊し窮迫した状態の下においてかくも恐るべき社会的武器の使用を許可しない」と、スト中止命令を出した。三十一日昼過

ぎ、神戸三越の隣の松屋（家具店）の三階にあった県共闘本部に米軍MPが来て、共闘の解散を命令した。この後、午後九時二〇分伊井弥四郎共闘議長の子ネスト中止のラジオ放送があり、県下各労組は子ネストを中止し、共闘組織は解体していった。

4 昭和二十二年四月選挙

兵庫県民主政 昭和二十一（一九四〇）年四月総選挙の結果は、保守政党に危機感を与えるものであった。

治会の結成

中央では、自由・進歩両党間で、議会の安定勢力をつくるために、保守戦線の統合の声が起こった。これに対応して、兵庫県でも保守戦線合同の動きが出てきた。まず、六月二十七日国会の院内食堂で斎藤隆夫国務相の音頭のもと県出身の両党議員が参集、「県下両党の提携の強化、党勢の拡大強化など」を中心に懇談するとともに、実現の第一歩として両党派支部を統合し、選挙にも共同推薦の形をとることを決定した（『神戸』昭和二十一年六月二十八日）。これを受けて、県下では、当面地方議会選挙に重点を置いて、両党が共同戦線をとることになった。兵庫県において、保守戦線が成立したのは、保守政党内部に旧民政・政友の違いはあったものの、自由党系の勢力が弱かったことが大きかったと思われる。

同年十月十九日、県選出両党議員および県会議員有志らは県庁に参集、「兵庫県民主政治会」を結成することになり、会則を決定し、月末の斎藤国務相の来県を待って神戸市で結成式を挙行することになった。そして、翌月六日神戸市諏訪山国民学校で、結成式が開かれ、県議四八人を中心に、会長に斎藤隆夫、幹事長

に森崎了三を選んだ。

選挙法改正と第 昭和二十一年四月総選挙の結果は、自由・進歩・社会の三党鼎立と小党分立を招いた。

二次公職追放

とりわけ社会党の進出、共産党の議席獲得など革新政党の進出は、保守政党の危機感を高めた。この結果、保守政党側から選挙法改正の動きが起こり、翌二十二年三月には大選挙区制限連記制が廃され、現行の中選挙区単記制が復活した。他方、これに先立ちGHQでは、同年一月四日に第二次公職追放令を出した。第一次追放は中央段階で公職にあったものをその対象としていたが、この度はさらに府県段階の公職保持者および財界・言論界の指導者にまでその範囲を拡大しようというものであった。昭和二十一年十一月七日、政府は「地方公職に対する追放覚書に関する件」を発表し、地方議会議員、市町村長、助役、収入役その他責任ある地方公務員の職を新たに公職に編入するとともに、これらの者に対する資格審査基準を若干拡大した。翌二十二年一月四日政府は「就職禁止、退官、退職に関する勅令」を全面的に改定、「地方公共団体の職員および議会の議員」も対象とし、大政翼賛会・翼賛青年団などの町村支部長も公職を追放された。しかも、三親等内の（身代わり）就職も否定されたので、その影響は大きかった。神戸市会関係では、上田実、上野清司、宇野美夫、清水鷹治、丹下良太郎、丹波助一、滝川勝二、安藤真一、福井文雄、富士井太郎、阿部市助、成瀬佐太郎の十二人が該当した（『神戸』昭和二十二年一月十八日）。そして、マッカーサーは二・一スト禁圧後の二月七日、吉田首相に宛て総選挙実施の指令を出した。この結果、昭和二十二年四月は、予定されていた地方選挙・参議院選挙に、衆議院総選挙が加わり、あわたたしい一カ月となった。そして、この度も占領下であったため、総司令部の指示により、選挙は占領軍の監視のもとに行われ、投票所、開票



写真 80 初の知事・市長選

所も英語の表示 (Polling Place, Counting Place) がなされ
巡視された。

初の知事・
市長公選 昭和二十二年四月五日、初の市長・知事
選挙が同時に行われた。県知事には、民

政会が岸田幸雄を、社会党が松沢兼人を擁立した。他方、
神戸市長選挙には、民政会が代議士当選七回の経歴をも
つ小寺謙吉を、社会党は神戸市復興本部長から助役とな
った原口忠次郎を擁立したほか、共産党から堀川一知、
無所属から木下政が立候補した。社会党が原口を市長候
補に推薦したのは同年二月二十日のことであり、同候補
は三月十一日に社会党に入党した。他方、民政会が小
寺を推薦したのは三月九日のことであった。ここに、保
守・革新の両候補が争うことになった。

投票率は、知事選・市長選五〇・〇九％であり、結果は、表20のとおりである。小寺候補は旧市内ことに
兵庫、生田両区で、原口候補を引き離し、七万三三一八票を獲得して、初代公選市長となった。選挙結果に
ついて、当時の新聞(『神戸』四月七日)は次のように述べている。

神戸市長選挙開幕前は原口候補の有力が目立っていた。何分前回の総選挙で、社会党は神戸市内の票の

第二節 「民主化」と地方政治

六割をとり、一方保守陣営の民政会は当初小寺、田村、佃各氏の乱立気配があり、市会も大港都建設計画立案者としての原口氏に好意を寄せていたかにみえた。だがその後民主政治会の陣営整備なり、小寺対原口の個人としての幅の広さが競われ出してからは形勢は混沌化した。選挙に達者な専門家をもつ点では保守陣に一日の長があった。これに対し原口氏は前助役であったとはいえ著名の点では「神戸の長老」に比べ損、投票日が迫るにつれ、社会党側に焦慮の色があらわれ、これに対し小寺派は個々の食い込みに気を良くして氣勢をあげゴールに飛び込んだのである。要するに社会党は前回総選挙の好結果からその後の情勢の変化を甘くみていたことに作戦の誤りがあったとみられる。

表 200 昭和22年4月神戸市長・兵庫県知事選挙結果

選挙別 候補者名 (党派) 区	神戸市長選挙				兵庫県知事選挙			
	小寺謙吉 (民政会)		原口忠次郎 (社会党)		岸田幸雄 (民政会)		松沢兼人 (社会党)	
	票	%	票	%	票	%	票	%
灘	10,389	43	12,516	52	10,442	44	13,503	56
葺合	2,850	48	2,695	46	2,970	51	2,803	49
生田	5,771	58	3,770	38	6,025	61	3,781	39
兵庫	16,982	54	13,084	44	17,690	58	12,811	42
長田	19,605	49	18,174	46	20,386	53	17,963	47
須磨	7,367	48	7,486	49	8,273	55	6,865	42
垂水	10,354	55	7,347	39	11,810	64	6,677	36
合計	73,318	50	65,072	45	77,596	55	64,403	45

資料:『選挙の記録』

参議院・衆議院選挙 四月二十日には、初め
議院選挙 での参議院通常選挙が
行われた。定数六名（うち三名は三年議員）に対し、一二人が立った。結果は、社会党の原口忠次郎、民政会の藤森真治、無所属の八木幸吉が六年議員に、進歩党の田口政五郎、小畑哲夫、民政会の赤木正雄が三年議員に当選した。つづいて、四月二十五日には衆議院総選挙が行われた。この度は、選挙法の改正により、中選挙区単記制で行われた。この結果、神戸市は第一区となった（図33）。定員三人に対し、一四人が立候補した。結果は、社会党の松沢兼人、永江一夫、民主党の佃良一が当選した。社会党は市内で四二%を獲得し、兵庫・垂水の二区を除いて得票率にお

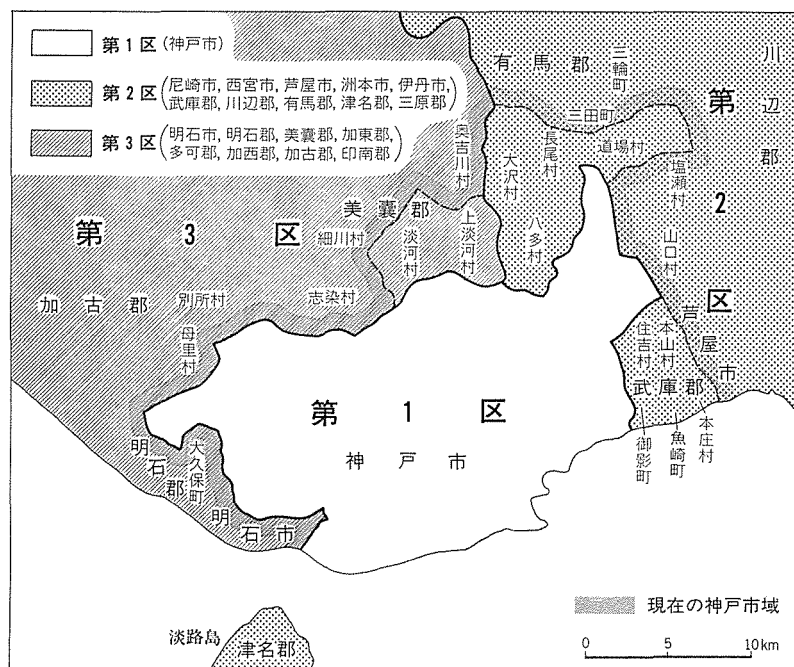


図 33 昭和22年4月の衆議院選挙区兵庫第1区

第二節 「民主化」と地方政治

いてトップを占めた（衆議院総選挙の結果については、表201参照）。二十二年総選挙における社会党の伸長は全国的なものであり、同党は一四三議席を獲得一躍第一党に踊り出た。以下、自由党一三一、民主党（進歩党の後身）一二四、国民協同党三一、共産党四、諸派・無所属三三であった。この度も、過半数を占める政党はなく、政局は再び連立内閣の帰趨をめぐって展開することになった。結局、六月一日社会党の片山哲を首班に社会・民主・国民協同党による三党連立内閣が成立した。

表 201 昭和22年 4 月25日衆議院議員総選挙結果
各候補者得票数（1万票以上）

当落	候補者名	党派	得票数
当選	松 沢 兼 人	社会党	42,526
当選	佃 良 一	民主党	34,350
当選	永 江 一 夫	社会党	33,670
次点	首 藤 新 八	自由党	26,538
	池 田 涼一郎	民主党	13,940
	山 口 敬 一	民主党	10,002

区別党派得票数・得票率

党派	自由党		民主党		社会党		共産党		諸派・無所属		合計
区	票	%	票	%	票	%	票	%	票	%	票
灘	4,325	15	4,900	17	11,512	39	1,476	5	2,384	7	29,597
葺合	1,366	17	1,717	21	3,617	45	451	6	860	11	8,011
生田	2,644	22	3,580	30	4,365	36	397	3	1,077	9	12,063
兵庫	4,501	11	15,503	40	15,060	38	1,742	4	2,398	6	39,234
長田	6,588	14	17,723	37	19,904	41	2,162	4	1,790	4	48,227
須磨	3,371	18	5,383	29	8,440	45	758	4	705	4	18,657
垂水	3,743	16	9,486	40	8,298	35	784	3	1,105	5	23,916
合計	26,538	15	58,282	32	76,196	42	7,830	4	10,849	6	179,705

（注） 合計のあわないところがあるが資料どおり記載。

資料：前掲『選挙の記録』

戦後初の市 会議員選挙

戦後初の市会議員選挙は、県会議員選挙とともに、四月選挙のラストを飾って、同三十日に行われた。立候補者は定数五六人に対し、民主政治会八二人、社会党三一人、民主党一四人、共産党七人、国民協同党六人、自治同志会三人、諸派・無所属四〇人の計一八三人であった。投票率は六二・九％であった。結果は（表202参照）、民主政治会二七人（うち新人一九人）、社会党一四人（うち新人一〇人）、民主党六人（うち新人四人）、共産党・自治同志会各一人、諸派・無所属七人であった。公職追放の影響もあって、新しく選ばれた議員のうち三八人が新人となり、三分の二以上を占めた。また、戦前の昭和十七年の市議選で最低年齢三八歳、平均五一歳だったのが、今回は最低三三歳、平均四九歳と若返った。さらに、共産党から初めての議員が誕生したことも特筆すべきことであった。

なお、神戸市選出の県会議員は立候補者四二人中、民政会から片岡常松（灘）、有沢與七（葺合）、大崎一郎（生田）、豆谷大吉・中野文門（兵庫）、細見達蔵（長田）、鈴木富太郎・吉川政雄（垂水）の八人、社会党から杉本伍一（灘）、榎本英彦（兵庫）、森脇甚一（長田）、多田順一（須磨）の四人、民主党の志保見道雲（長田）の計一三人が当選した。

選挙後の五月九日、民主政治会から当選した市会議員は、神戸市会民主政治会を結成した（幹事長中野文門）。五月現在の市会分野は、兵庫県民主政治会（のち民政会と改称）三二人、社会党一四人、自治同志会三人、共産党一人、諸派・無所属六人であった。しかし、兵庫県民主政治会は中央での政党情勢の変化や、四月選挙で一応の目的を達したことなどで、その動向は流動的となった。早くも同年七月には、「片山内閣の成立を中心とする客観情勢の変化により」、衆参両院議員を除いた県・市会議員の政治団体への衣替えを図った。さ

第二節 「民主化」と地方政治

表 202 昭和22年4月市会議員選挙結果

党派別・区別立候補者数および当選者数

区	党派	民政会		社会党		共産党		国協同党		自治同志会		民主党		諸派・無所属		立候補者数
灘		13	3	7	5	1	0	2	0					8	1	31
葺合		3	1	1	0	1	0	1	0					8	1	14
生田		7	4	2	0	1	0					1	0	3	0	14
兵庫		20	7	6	2	1	0	1	0	1	0	3	1	4	2	36
長田		23	5	7	4	1	1	1	0	2	1	9	4	8	0	51
須磨		8	3	3	2	1	0	1	0					5	1	18
垂水		8	4	5	1	1	0					1	1	4	2	19
合計		82	27	31	14	7	1	6	0	3	1	14	6	40	7	183

(注) 党派の左の数字が立候補者数, 右が当選者数。

資料: 『選挙の記録』

区別党派得票数・得票率

区	党派	民政会	民主党	社会党	共産党	自治同志会	諸派・無所属	合計
灘		票 13,427 % 44	票 %	票 10,826 % 35	票 864 % 3	票 %	票 5,510 % 18	票 30,627
葺合		票 2,535 % 28		票 1,056 % 12	票 216 % 2		票 5,254 % 58	票 9,061
生田		票 8,715 % 69	票 842 % 7	票 2,281 % 18	票 185 % 1		票 673 % 5	票 12,696
兵庫		票 23,170 % 54	票 4,505 % 11	票 7,948 % 19	票 753 % 2	票 1,471 % 3	票 4,909 % 11	票 42,756
長田		票 24,479 % 46	票 10,672 % 20	票 10,200 % 19	票 1,506 % 3	票 2,379 % 5	票 3,793 % 7	票 53,029
須磨		票 8,615 % 44		票 4,998 % 26	票 357 % 2		票 5,472 % 28	票 19,442
垂水		票 12,650 % 46	票 2,475 % 9	票 4,329 % 15	票 269 % 1		票 8,015 % 29	票 27,738
合計		票 93,591 % 48	票 18,494 % 10	票 41,638 % 21	票 4,150 % 2	票 3,850 % 2	票 33,626 % 17	票 195,349

資料: 『選挙の記録』

らに、同年十月以来強まった自由党の党勢拡張の動きに対応して、同二十五日には民主党支部結成の動きが現れた。翌二十三年に入ると、市会は正副議長など役員改選問題に端を発し、紛糾することになった。同五月には、民主政治会から脱会者が相次ぎ、保守戦線は分裂し、市会分野は民主政治会一七、社会党一四、自治同志会八、政交クラブ（自由党系）七、共産党一となった。

第三節 占領下の神戸市政

1 特別市制問題

大正七年以 神戸市を含む五大都市（大阪市、京都市、名古屋市そして横浜市）にとって、「特別市制」の実現
来の念願 は大正七（一九一八）年以來の長年の悲願であった。それゆえに、戦後これら五大都市はいち

はやく「特別市制」の実現に向けて活動を開始した。早くも、昭和二十（一九四五）年十月には、五大都市市長の連名で「府県より独立した自治的特別市たること」を求めた陳情書を政府に提出するとともに、各市民に対し声明を発表した。このとき、中井一夫市長は次のように述べ、その決意を披露している。

なんとといっても六大都市は機構でも人口的にも組織の切り替えを断行し軍国主義的官僚政治を打破するとともに、飽くまで民意を基礎とした民主主義日本を建設しなければならない。これには三〇年来叫ばれた懸案の特別市制の確立こそ刻下の急務である（『神戸』昭和二十年十月十一日）。

中井は政府に働きかけるとともに、GHQにも接近を図った。十一月のマッカーサーとの会見において、中井ら五大都市市長は、特別市制に関して働きかけた。他方、中井は、川崎・三菱造船所の接収の件で会っ

表 203 府県及び五大都市の面積・人口比較

都市名	市所在府県	大都市	残存部分	市所在府県人口	大都市人口	残存部分人口	府県に対する人口比
	km ²	km ²	km ²	人	人	人	%
神戸市	8,332.88	115.05	8,027.83	2,826,192	443,344	2,382,848	15.7
京都市	4,621.20	288.65	4,332.255	1,621,988	914,655	707,343	56.3
大阪市	1,813.63	185.12	1,628.51	2,976,140	1,293,501	1,682,639	43.5
横浜市	2,353.49	403.25	1,950.24	2,019,943	706,557	1,313,386	34.9
名古屋市	5,081.14	158.79	4,922.35	2,919,485	719,282	2,199,703	24.6

(注) 昭和21年9月現在。ただし、人口については、同4月26日人口調査による。

資料：『大都市制度史(資料編)Ⅰ』

て以来知遇を得た、アイケルバーガー第八軍司令官にも、特別市制に対する支援協力を求めたという(『百年を生きる―中井一夫伝―』)。なお、中井はアイケルバーガーの「陰の助力」を強調しているが、彼自身は直接この問題を所管する立場にはなかった。

そして、翌二十一年二月、五大都市は「大都市制度確立に関する要望」を、同九月には「大都市制度要綱」をまとめ特別市制法案を用意するとともに、GHQの関係部局(民政局)への接近を図った。記録に残っている限りでは、地方制度調査会がヤマを越した同年十二月十三日に東京を含む六大都市の代表が民政局の地方政府関係を担当していたティルトン中佐を訪れている。このときスポークスマンを務めたのが、神戸軍政部によって「有能な行政官」と評された中井一夫であった。代表たちは、前の国会が東京に五大都市を加えてその独立を与えることを多数で可決したことを述べるとともに、六大都市の分離独立が過去三〇年にわたる軍閥と閣僚に対する戦いであった点を強調した。また、ティルトンから特別市の独立のための基準について尋ねられたとき、中井らは人口の基準が戦災を受けた地域においてはほとんど意味をもたないとし、むしろ経済的、政治的、文化的ラインにそうべきであると答えた(当時の五大都

市と府県の比較については、表203参照）。そして、中井らは最後にティルトンから独立都市行政がもつ利益と不利益などについて「書かれた文書」を提出するよう求められた（民政局覚書「日本の六大都市代表との会議」）。

他方、昭和二十一年二月には、市会に「特別市制実行委員会」が設けられた。また、昭和二十一年十一月二十六日には、神戸市役所で特市即時断行市民大会が開かれ、「五大都市に特別市制を速やかに実施すべし」との決議を行った。そして、昭和二十二年六月衆議院における特別市に関する付帯決議を受けて、神戸市では議員全員をもって特別市制実行委員会を結成した。以後、公報には毎号のように特別市に関する啓発記事が掲載された。八月十五日には、湊川公園で特別市制獲得市民大会が一万余人の参加を得て開かれた。

府県側の 大都市側の運動が活発化する中で、これに真っ向から反対したのは五府県であった。ただし当

反対

初、五府県の足並みは必ずしもそろっていたわけではなかった。二十一年十一月半ば段階では、特別市制度に対して、神奈川・京都・大阪が反対、兵庫は時期尚早との態度をとり、愛知は積極的な動きを見せなかったという（『朝日』昭和二十一年十一月十六日）。その中で反対の急先鋒となったのが、内山岩太郎神奈川県知事であった。

地方制度調査会の委員でもあった内山知事は、同会議で積極的に反対論を展開する一方、同じ頃「個人の資格」で総司令部係官（ティルトン）への接近を図った。このときティルトンは、「特別市制」は内政問題であるから干渉しないとの民政局の立場を示し、特別市制に反対であれば世論を喚起するのがよいであろうと述べたという（『大都市制度史（資料編）I』）。また、内山も中井市長と同様に、アイケルバーガー第八軍司令官に働きかけ、翌二十二年二月十八日には五府県の「特別市制反対の決議」を送付した。その内容は以下のとお

りである。

五大都市によって計画されている特別市制に関して、われわれは科学的データに基づく広範な考察の結果として、これが旧憲法のもと非現実的かつ教条的判断によって推進され、国民の考察に委ねる事なく非民主的政策でもってすすめられているという結論に達した。われわれは地域の住民のために、そして住民の福祉の名において、この計画につよく反対する。

地方自治法の施行と特別市制度 地方自治法は昭和二十二年四月十七日公布され、五月三日日本国憲法と同時に施行された。地方自治法は都道府県を市町村と同じく普通地方公共団体としたが、特別地方公共

団体として特別市、東京都の特別区などを予定していた。地方自治法に特別市制度が導入されるに至った経緯には、戦前からつづく五大都市による早くからの働きかけが大きく作用していた。そして、法案を可決するに先立って衆議院が「五大市を特別市に指定する法案を次期国会に提案すべし」という付帯決議を行ったこと、論議が住民投票の範囲にまで及んだことなどから、五大都市では特別市制実現近しとの感触を得、盛り上がる市民運動をバックに強力な推進運動を開始した。この熱望に応えるかのように、衆議院の治安および地方制度委員会は同年七月初めに特別市制特別委員会を設置、法案の審議を始めた。それは、法案が新憲法下初の国会に上程され、待望の特別市制実現まで間近いとの感触を与えるものであった。このように特別市制実現への動きが活発化する中で、県市双方のGHQへの支援者を求めている陳情は激しくなった。

「住民投票の範囲」 地方自治法の施行が新憲法の施行と同時にとなったため、特別市指定の法律は憲法第九をめぐる解釈の転換 五条の住民投票を不可避とすることとなり、その結果「住民投票の範囲」をどうする

かが問題となった。当初政府は、例えば昭和二十二年三月二十四日の貴族院地方自治法案に関する特別委員会における鈴木俊一内務省行政課長（現東京都知事）の答弁にみられるように、住民投票の範囲を「その特別市の住民の一般投票に付せられる」との見解をとっていた（『大都市制度史（資料編Ⅰ）』）。しかし、その後七月六日の都道府県知事会議で、木村内相は住民の範囲を「当該市民の住民投票」とする内務省見解は憲法違反ではないかとの質問に対し、「特別市実施の機会は慎重考慮す」との見解を示すなど、やや変化の兆しを示しつつあった（『神戸』昭和二十二年七月七日）。県側の特別市制度に対する反対も根強かった。七月十日、岸田兵庫県知事は知事会議に出席し、特別市制問題について「食糧危機切迫の際また戦災、産業復興がまだ目鼻もつかぬのに特市を決行することは地方の政治、経済を混乱に陥れるばかりで国家的見地からも慎重にやるべきだ。また憲法第九五条による一般投票を市のみの一般投票によるのは新憲法の趣旨に反するので、あくまで県民全体の一般投票によるべきだ」という意見がつよく、知事会議の申し合わせとして出先機関の廃止とともに政府に要望した」と述べた（『神戸』昭和二十二年七月十一日）。そして、七月二十六日の閣議は従来の解釈を変更し、特別市指定の住民の範囲を当該市民による投票から関係府県民による投票へと拡大した。

政府解釈が転換されるに至った経緯はいまだ明らかではない。しかし、政府の突然の解釈の変更とその後の法改正が、GHQ民政局からのつよい示唆に基づくものであったことは確かであろう。実際、民政局の解釈変更の噂は政府周辺でも流れていた様子である。例えば、地方自治法施行後GHQは逐次その不備な点を指摘し、二十二年七月にその全部が出そろった四〇項目の中に「三九特別市の指定の法律は、関係都道府県の全選挙人の一般投票によるものにせよ」というメモがあったという（『大都市制度史（資料編Ⅰ）』）。また、佐

藤達夫（法制局長官）は七月二十一日のケーデイス民政局長との会谈予定で民政局内に県民投票に付すべきとの意見があるとして、この問題について私的に懇談したいと記している（『佐藤達夫文書』）。

この民政局の方針決定に関しては、内山神奈川県知事をはじめとする県側のGHQへの強い運動が効を奏したといわれている。例えば、鈴木俊一は次のように述べている。「チルトンに対して、内山神奈川県知事が随分いろいろと働きかけていまして、チルトンはぼくに、かつて、こういうことを言ったことがあるのですね。『アメリカは今、四八州だが、――ハワイやアラスカもまだ州になっていなかったので、たしか、四八州といったと思うのですけれども、その四八州に、ニューヨークなど五つの大都市を州にして、五三の州にするなんていうのはナンセンスではないか、アメリカでは到底そんなことは考えられないよ』ということをやポカッと言ったことがあるのです。（略）彼も、はじめは何もそんなことを言っていなかったのですけれども、だんだんいろんな話が彼の耳に入ってきて、彼もついに以上のような考え方を固めて来たのですね」（『鈴木俊一談話速記録』）。また、内山日記は「七月二十六日の閣議で憲法第九五条は特市実施の場合、全県民の投票によることに定義された。内務大臣木村氏は今度は成功でしたな、T氏が頗る強硬になったのは大方神奈川知事の明快なコンバセーションの結果だと皆いっていますよ、という」と記している。

民政局と特

別市制度

政府の新解釈発表後、当然のことながら大都市側は巻き返しに転じた。神戸市では、八月に入って葺合、兵庫、垂水、長田、須磨、生田、灘の各区で、特別市制実現のための区民大会が開かれた。そして、同十五日には湊川公園で「特市獲得市民大会」が一万人の参加を得て開かれた。他方、県側でも、同二十三日県会は市選出議員の反対を押し切り、「特市時期尚早」の建議案を採択した。以後、

兵庫県会は特市問題調査委員会を設置するとともに、郡部市町村の支持を得て反対運動を展開していった。県・市の対立が激しくなる中で、同三十日には衆議院治安および地方制度委員会は特別市制実施に関する法律案起草小委員会議案を付帯決議付きで修正し、「市住民の一般投票」で行うとした。

当然のことながら、大都市側はGHQに対しても巻き返しにでた。八月初めにはマッカーサーと同二十二日にはホイットニーとの会談に成功し、あらためて当該市民による住民投票を訴えた。ホイットニー自身のメモは残されていないが、その後五大都市市長連名で出された書簡は次のように述べている。

われわれは国民生活の安定と我国の再建という戦後のより早い進展のために、特別市制が直ちに行われることを強く信じております。その具体化の鍵は、関係五大都市のみの一般投票にあります。そして、これが既に前国会の本会議で可決され、常任委員会が今国会以前にこの問題について法案を提出する用意があるかぎり、われわれは五大都市の総ての住民の希望と同様に彼らの希望を認めないことがないよう懇請する（八月二十二日付ホイットニー宛書簡）。

しかし、時すでに遅かった。民政局内では八月二十五日付で、民政局全課長及び顧問の一致した意見として、当該府県民の住民投票に付すべしとの勧告をホイットニーに上申していた。ポイントとは二つあった。一つは憲法および地方自治法の条文解釈の問題であり、もう一つは日本の経済復興の観点である。それは政府の解釈変更後展開された県・市双方の争いに決着をつけるものであった（民政局長宛覚書、「特別市制法案」）。

そして、民政局の意向は、九月二十三日ティルトンから国会、政府、府県、五大都市の関係者に伝えられた。そこで、彼は(1)特別市制執行の問題は、県市の住民共通の問題であるから、全県民の住民投票によってこれ

を決すべきであること、(2)地方自治法は中央政府と府県市町村とを分離したものであって、新法の下では、特別市執行の必要性を主張するものの九〇％はその根拠を失っている、(3)大都市も府県の一部であり、その分離は住民の死活問題であるから、占領軍としても政治的に等閑視することのできない問題である、と述べた(『大都市制度史(資料編)Ⅰ』)。そして、五大都市では、同九月二十九日特別市運動中止を声明した。

GHQと日本側(府県、大都市)との間で展開された裏面での非公式折衝については、今のところこれ以上は明らかにしていない。ただ速断は避けなければならないが、大都市側の運動において、「特別市制度」を直接に所管する民政局に働きかけた資料が現在のところほとんど見当たらない。このことは、彼らが府県側に比して、占領下の政策決定に有効なルートにおいて劣勢の位置にあったことを示しているのかもしれない。いずれにせよ、特別市制の実現は二十二年十二月の地方自治法改正で「関係都道府県の選挙人の投票に付さなければならない」という明文が付け加えられたことによって、事実上困難になった。特別市制運動が再び論議の的になるには、シャープ勧告後の昭和二十六年まで待たねばならなかった。

2 港湾法の制定

戦後の神

戸港

神戸港は昭和二十年の三月、六月の二度にわたる空襲によって上屋、民営倉庫に莫大な被害を受けたほか、港湾の内外に機雷や沈没船がそのまま残っていて、港湾としての機能を全く喪失していた。戦後の連合軍の神戸進駐とともに、九月末から十月にかけて第一突堤から第五突堤までが、翌年

には第六突堤、兵庫突堤、メリケン波止場のほか戦災からまぬがれた民営倉庫まで、一連の港湾施設はことごとく接収された。

他方、終戦後、戦時統制によって一元化されていた港湾行政も、再び多元化の様相を呈し始めていた。神戸港は、明治四十(一九〇七)年に官制化された「重要港湾の選定および施設の方針」に従って、第一種重要港湾に指定されていた。以来、神戸港の管理、運営は国の手で行われ中央集権的傾向が強かった。しかし、その反面複雑な港湾行政の所管は各省、各方面にまたがり、いわゆる多元的行政が長く続いた。昭和十八年の運輸通信省の設置にともない港湾行政の一元化が図られたが、戦後税関が海運局から独立し、二十二年に神戸検疫所、神戸動植物検疫所が、運輸省外局として海上保安庁が設けられるなど、国が港湾行政を行う点において変わりはなかったものの、それは港湾行政を再び複雑なものとした。

このような状況において、港湾行政の一元化の動きおよび港湾法制定の発端をなしたのが、占領軍の覚書であった。昭和二十一年十二月十八日付で、第八軍司令部は「京浜港および神戸港の軍管理機構を縮小し、その一部の運営を日本側に移管する予定があるので、日本政府は本問題に関する研究を即時に開始し、またポート・オーソリティ(港湾管理委員会。独立採算を基本とし、公共企業体方式によって運営される港湾管理組織の形態)の設立、組織および運営に関する準備計画を進めるよう」指示した。その狙いは、従来のような中央集権的港湾行政を改め、ポート・オーソリティに類する港湾管理機関を各港に設立し、「地方自治」の振興を図ることにあった。その後、軍司令部覚書の発表、日本政府との間に文書の交換があり、また昭和二十四年八月の閣議決定の港湾運営計画書に対し、GHQから日本政府に覚書が同年十二月十六日に発せられるな

ど、動きがめまぐるしくなった。

港湾業者 神戸市にとって、港湾法の制定は、市に大きな責任を負わせるものであり、同時に神戸港、神戸市の発展に大きな影響をもつものであった。神戸市側では、覚書に示された「港湾の管理運営は国家権力が干渉すべきではなく、地方自治体またはその指定するものに自主的に管理運営を任せるべき」との方針に従って、検討を重ね、法律が地方自治体にとって望ましいものとなるよう努力を続けた。

港湾法制定の過程では、民間側からの反対が起こった。まず、昭和二十三年十一月十九日、神戸商工会議所港湾部会は、運輸省の港湾作業、倉庫業などを公団化し国営化しようという案に対し、反対運動を行うことを決定した。同二十五日開かれた関係業者を集めた公聴会でも、民間側は同法案が公共事業体による港湾事業の経営を規定し、倉庫業や運送業が諸業として事業と区別され、事業と諸業の関係、また公共事業体に諸業の経営を認めていることについて、官民間の競争が生まれ、民業が圧迫される恐れがあるとして反対の声をあげた。かくして、民間側は港湾法に反対の意向を強めていった。同年十二月初め、神戸港湾関係業者は運輸省・大蔵省・日本商工会議所に陳情に赴くとともに、同六日に神戸港湾協会は臨時総会を開き、「同法は表面的には法制整備をうたっているが、実質的には民業圧迫と統制強化を目的としている」として、「経営権の擁護と港湾行政民主化」のため断然反対するとの決議をおこなった（『神戸』昭和二十三年十二月七日）。

管理母体をめぐ このように港湾法制定をめぐって、民間業者側から反対を受けるなか、今度はその管理する県と市の対立

母体をめぐって兵庫県と神戸市との間で意見の食い違いがみられるようになった。すなわち、市の単独管理方式の主張と、県のポート・オーソリティ方式との主張の対立である。両者の主張は次

のようなものであった。まず、市は「ポート・オーソリティ方式は理念としては正しいが、(略)実際問題として目下開放されようとしているのは第五、第六突堤だけだからこの第五、第六突堤だけを対象にして市が現在もっている施設、すなわち兵庫突堤、中突堤、運河、東部埋立地などいわゆる内貿地帯を加えてまでポート・オーソリティをつくる必要があるかどうか」とした。そして、ポート・オーソリティ案について市が関心をもたなければならぬのは、それが「国家から委託される国有港湾施設を管理するばかりでなく、現在市が所有している港湾の諸施設をあげて管理、運営することになる」点であり、「これは神戸市としては重要な財産の処分だから妥当ではない」というものであった。他方、県は「神戸港は神戸市や兵庫県の港ではなく、日本の港である、したがって当面の問題もどうすれば将来最も神戸港が発展するかという大局にたつて論ぜられるべきである」というものであった(『神戸』昭和二十四年七月三十一日)。神戸港の管理母体をめぐる県と市の争いは以後も続く。そして、神戸市は特別市制運動の際と同様に、横浜市と提携しつつ運動を展開しようとした。この間、民間案が発表された。すなわち、同年九月二十四日神戸商工会議所は(1)新たに営利を目的としない独立の公法人を設置する、(2)その意思を決定し執行する委員会はその過半数を占めるべき港湾利用者の代表者および学識経験者と県・市の代表者によって決定する、(3)委員の人選は県・市の長と民間業者の代表としての商工会議所会頭との協議によって決定する、などであった。ただし、同案は県市の対立が激しくなる中で、提出は保留された。

他方、政府は昭和二十四年九月二十八日「いかなる管理母体の下でも市側に主導権をもたせること」を確認し、翌二十九日GHQに、「差し当たり神戸市を管理母体とし、国有六突堤中半数以上が正式に返還され

た際は独立の公法人たる委員会を設立する」というA案と、「独立の公法人たる委員会を設置する」というB案の二試案を提出した。この間、民間業者側は「ポート・オーソリティ」案を採用すべきであるとの結論を出し、運輸省に陳情するとした。

港灣法の 昭和二十五（一九五〇）年一月十三日日本政府は、GHQの指令にもとづいて、港灣管理主体の

制定 設置、機能などを含めた港灣法案を正式に閣議決定して、GHQに提出した。そして、政府は

GHQの許可を得て、四月二十六日国会に提出した。同法案は二十五年五月二日通過成立、ここに待望の港灣法は同三十一日公布、即日施行された。しかし、県市の対立はとけず、それが実効をもつまで更に一年待たなければならなかった。

結局、港灣管理に関する県市の対立は、昭和二十六年一月三十日「県が一步譲り、差し当たり神戸市の単独管理、但し県、市並びに学識経験者一〇名よりなる神戸港管理主体協議会を設置、『将来港灣施設が全面的に解除された場合の管理方式として港務局その他の管理方式に関し調査研究する』旨の覚書を交換する」ことで決着をみた。これにしたがって、神戸市は二月三日この旨を告示、三月中旬より実施することとした。

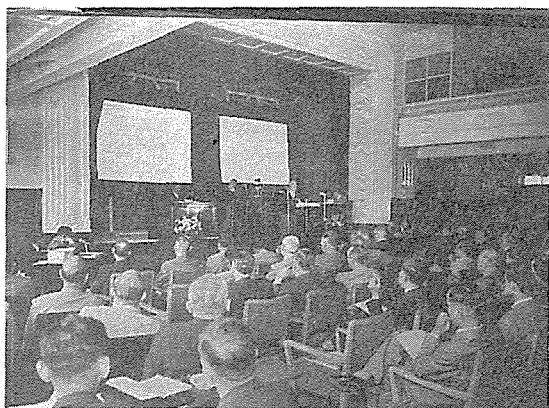


写真 81 第1回国際港灣会議（昭和27年、神戸商工会議所主催）

他方、同年十月には「神戸国際港都建設法」が国会および市民の賛同によって公布施行された。同法は、神戸市をわが国の代表的な国際港都として十分の機能を發揮するよう建設をすすめ、それを通じて貿易海運の振興を図り、さらには国際文化の向上と経済復興に寄与することを目的としたものである。憲法第九五条に基づいて住民投票が行われることになったが、それは有効投票の過半数が賛成でなければ効力を発しないしたがって、神戸市ではあらゆる機関を動員して市民に趣旨の徹底と棄権防止の宣伝、各種団体の協力を得て、市民の関心と理解を高めようとした。投票は昭和二十五年九月二十日行われた（投票率四三・三％）。反対票の比率は一八・五％であった、国際港都建設法は市民の支持を得た。

まぼろしの自由港設置

港湾法制定の過程で、それに付随して自由港問題が起こった。自由港設置の動きは大正十一（一九二二）年に当時の不況打開策として神戸港を中心に同様の動きが起こり、神戸市は商工会議所とともに積極的に推進したという経緯があった。しかし、この運動は同十二年の関東大震災によって一時頓挫し、さらにその後の情勢変化によって自然に消滅した形となっていた。ところが、戦後になって自由港設置問題が再び論議されるようになった。GHQの勧めもあったが、同時に国内には、太平洋戦争によって海運力や国際商社網を喪失した日本にとっては、自由港を設置して中継ぎ貿易ないし中継ぎ加工貿易の発展をはかることが残された有力な方途であるとの考え方が芽生えていた。政府部内においても、二十四年七月運輸省が「自由貿易地帯設置計画案」を、経済安定本部が「自由貿易地帯設置に関する意見」を発表するなど関心を集めるようになっていた。神戸市もいちはやくこの問題について調査を開始するとともに、二十四年七月には神戸自由貿易地帯設置促進委員会を設置し、その決議によって運輸省その他に神戸自由港区

の設置促進を陳情した。商工会議所もまたこれに同調し、同年八月十日には宮崎会頭が上京して首相以下関係方面に陳情した。

自由港設置運動は横浜、名古屋、大阪、門司、佐世保などの諸港でも展開され、我国にも長年懸案の自由港が今にも実現されるように思われた。しかし、ちょうどそのころ、港湾法制定をめぐる論議が白熱化し、政府や各港関係者の関心がそちらに向かい、また朝鮮戦争勃発による日本経済の上昇と相まって、自由港設置運動は再びまぼろしの運動と化した。

第四節 占領政策の転換と神戸市

表 204 神戸市在住外国人調

内 訳	人 口	比 率
中 華 民 国	3,402	13.7%
（台湾省民	2,498）	
朝 鮮	17,887	71.7
ト ル コ	177	0.7
ド イ ツ	171	0.7
白系ロシア	163	0.7
イ ギ リ ス	83	0.3
ア メ リ カ	60	0.2
イ ン ド	60	0.2
そ の 他	2,938	11.8
合 計	24,941	100

（注）昭和23年4月現在。

資料：終連神戸事務局『執務月報』（下半期分）

神戸の在
日朝鮮人
報』によれば、昭和二十四（一九四九）年四月現在神戸には四一カ国二万四九四一人の外国人が
住んでいたという。もっとも、実際の数はそれ以上であつたと思われるが、ちなみにその国籍別集計を示す
と表204のとおりである。

とりわけ、神戸在住外国人の七一・七%を占めていた朝鮮人への対応をめぐる、神戸では全国の耳目を
そばだたしめた事件が起こった。もともと、アメリカ
政府は朝鮮人に対しては矛盾した対応をとっていた。
すなわち、アメリカ政府は『初期基本指令』で、在日
朝鮮人を「解放民族」とする立場から、その朝鮮本国

第四節 占領政策の転換と神戸市

1 第一次神戸朝鮮人学校事件

への帰還を奨励していたが、一方で朝鮮人は「日本人」ではないが、「日本臣民」であり、時には「敵国民」として対処するとの方針を掲げていた。GHQは昭和二十一年十一月二十日、「母国への帰還を拒否する在日朝鮮人は、正式に樹立された朝鮮政府が彼らに朝鮮国民としての承認を与えるまでの間、『日本国籍』を有する」と発表し、つづいて十二月十九日、日本政府宛に十二月十五日をもって南朝鮮への集団引き揚げが完了したと指令した。これ以降、占領当局と日本政府は残留した約六〇万人の在日朝鮮人（在日韓国・朝鮮人）を日本の法律に従って「日本国民」として対処するようになった。それはまず、朝鮮人学校を閉鎖する動きとなつてあらわれた。

二十二年一月十三日、文部省は都道府県知事に対し、在日朝鮮人が日本の法律に服すること、教育についても日本人に対すると同様に朝鮮人に対しても、等しく義務づけられることを通達した。つまり、教育法を朝鮮人学校に適用し、朝鮮人学校の閉鎖を命じたのである。しかし、このときは朝鮮人の反対にあい、また知事に法律の執行に関して若干の自由裁量が認められていたこともあって実施されなかった。

朝鮮人学校 の閉鎖要求

翌二十三年一月二十四日文部省は新たに就学年齢の朝鮮人子弟が日本人子弟と同様に、公立の閉鎖要求もしくは私立の学校へ通学しなければならぬと指示した。それは在日朝鮮人の民族教育の根幹でもある母国語による教育をやめさせること、つまり朝鮮人にとっては戦時中の「皇民化教育」の再現を意味した。地方軍政部と都道府県当局は、この指示を強行しようとしたのである。朝鮮人の学校閉鎖反対運動は徐々に全国的に広まっていた。四月十五日岡山での数千人の反対運動に始まり、それは山口・福岡へと広がった。反対運動の拠点は、大阪と兵庫であった。この間の事情を、当時の新聞および終戦連絡神戸

事務局『執務月報』（昭和二十三年五月下半期）にみてみよう。同年三月五日、兵庫軍政部ハットン少佐は、県教育部に対して、(1)神戸市内における朝鮮人学校を四月の新学期までに立ち退かせること、(2)学齢児童に関しては認可を受けた学校に入る以外は日本の公立学校に入学させること、などを文書で指示した。当時、神戸市内の在日朝鮮人学校は既設の日本人学校内に寄留する形で四校が設けられており、うち三校が在日朝鮮人連盟(朝連)系で、一校が朝鮮建国促進青年同盟(建青)系であった。

朝連と建青の代表者と朝鮮人学校側は、神戸市当局が先の軍政部の指示にしたがって要求してきた立ち退きを拒絶するとともに、以後絶対反対の態度をもって市の学務課に陳情活動を起こした。反対運動は四月一日、長田区の神戸工専運動場に朝鮮人学校関係者・一般朝鮮人一二〇〇人余りが参加した大会へと発展した。大会は学校明け渡し反対を決議した後、市庁に向けて示威行進を行った。

「学校明け渡し」は、在日朝鮮人の反対にあつて、予定の期日内に完了しそうになかった。そこで、四月七日軍政部司令官レーコップ中佐は、県知事に対し、四月十日までに市内の朝鮮人学校を全部立ち退かせるよう勧告した。これにしたがって、県・市当局は立ち退きを再び要求したが、朝鮮人学校側はこれを拒否した。このため、同九日兵庫軍政部のフィリップス教育課長、連絡調整神戸事務局、県教育部長、神戸市警察局長、神戸地方裁判所判事、神戸地方検察庁検事らが会合し、(1)二十三年一月二十四日付文部大臣発官学第五号と学校教育法第一三条に準拠して朝鮮人学校を閉鎖すること、(2)警察当局は「万一の事態発生するときは実力を行使する準備を整え」ることを決定した。これに基づいて県知事・市当局はそれぞれ十日と十二日に各朝鮮学校の閉鎖を命令し立ち退きを通告した。

一方、朝連代表は十三日、兵庫軍政部に立ち退き期限延長の陳情を行ったが、軍政部はこれを拒絶した。朝連系は朝鮮教育対策委員会を組織し、十四日午後四時、同対策委員会の朝鮮人代表約四〇人が一般朝鮮人とともに、学校明け渡し反対を求めて兵庫県庁に赴き、知事との面会を求めて、夜を徹しての「座り込み」戦術に入った。これに対して、連絡調整神戸事務局は、神戸基地司令部参謀第二課長バーン少佐に事態を通報しその意向を打診、翌十五日午後一時三〇分、県知事は庁内からの即時退去を要求したが、座り込みは続行された。午後五時二〇分、市警察当局は実力をもって一斉検挙に入り六五人を検挙した。

事件の経過

他方朝鮮人側は、これ以降、学校閉鎖反対と併せて検挙者の釈放も求めていった。四月二十三日、神戸市当局は朝鮮人学校閉鎖の仮処分を執行するが、一校だけ未執行に終わった。そのため、同夜、軍政部・県・市の間で当局者会議がもたれ、実力執行に関して協議された。また、朝鮮人側からすでに届け出されていた来る二十六日の三万人示威行動への対処方法も問題にされた。日本側当局は、三万人デモを「急迫せる事態」とみなし、翌二十四日午前一〇時から県庁知事室で対策協議会をもった。参加者は、県側から知事・副知事・教育部長・視学、市側から市長・助役・公安委員長・警察局長・同局秘書課長・保安部長・警備部長、国警県本部から警備課長、検察庁から検事正・次席検事で計一四人が参加した。

午前一一時頃、県庁内に約「三〇〇人」の朝鮮人が集合、一部が知事室に進入し、日本側当局者一四人を軟禁状態において学校閉鎖反対・検束者の釈放などを要求した。一二時三〇分過ぎ神戸基地憲兵副司令官クロップ大尉ほか十数人の憲兵が状況調査のため来庁し、連絡調整神戸事務局の要請で、クロップ大尉が部下

二人とともに、知事救出のため知事室に入ったが、朝鮮人の抵抗にあって失敗した。午後三時頃には、朝鮮人は一〇〇〇人ほどに膨れ上がり、この状況下で知事が朝鮮人側の要求を受け入れたため、午後六時過ぎ、集った朝鮮人民衆は散会した。

占領軍の この直後、神戸基地司令官メノハ准将は軍政部・県・市当局者から事情聴取をおこない、第八

対応 軍司令部に急報するとともに、同日「非常事態」を宣言し、朝鮮人検挙の指令を発した。翌二

十六日第八軍司令官アイケルバーガー中将が来神したが、彼はまず新聞記者団に対し、神戸の朝鮮人示威運動を「暴動」だとし、「占領政策と占領保障に反するもの」として、「暴力と強制のもとに行われた協定は資格をもっていない。私は脅迫のもとに結ばれたいかなる協定や約束に対しても拘束力を認めない」（終連神戸事務局『執務月報』）との声明を発表した。そして、同日関係者との協議をもった。会議には、アメリカ側からアイケルバーガーのほか、スウィング第一軍団司令官、メノハ神戸基地司令官、ビアスレイ第八軍軍政部司令官、第八軍参謀二部ジョーンズ中佐、近畿軍政部司令官ディバイン中佐、同副司令官コワルスキー、レーコップ兵庫軍政部司令官、日本側から小寺神戸市長、岸田知事、田中終連神戸事務所長らが出席した。アイケルバーガーは会議で、日本警察の無力な措置を指摘するとともに、憲兵司令部の態度についても若干の苦言を与えた。

他方、GHQ側ではどのような反応があったであろうか。GHQ民政局でも二十六日鈴木義男法務総裁ら呼び事情聴取を行っている。それはラジオと新聞からの情報に、彼らの状況に対する理解が加わったものであるが、いくつかの興味深い事実を述べている。まず、事件の原因が「日本政府が朝鮮人学校を閉鎖する

という命令を強制した」ことにあるとし、「最終的には認められた」ものの、この「命令の合法性については内閣でいくつかの議論があった」と、その可否について政府内の状況を伝えている。そして、問題の重要な点は、「朝鮮人学校でコミュニケーションを教え、文部省がそれらを閉鎖するという命令を下したことにあった」とした。

さらに、県庁内における暴動の原因は、「共産主義的朝鮮人に対抗する警察の無能力にある」とし、その弱さの理由としては「警察官の数が不適当」であったこと、暴動に対処するには「不適切な装備」であったことを挙げた。(民政局次長宛覚書、「神戸朝鮮人事件に関する会議」一九四八年四月二十六日付) しばしば指摘されてきたように、米ソの冷戦の深刻化は、これら在日朝鮮人にも影響を与えずにはいなかった。

事件後の動き

第一次朝鮮人学校事件において、占領軍はただ一度の「非常事態宣言」を発した。事件の結果、挙者は罪状に応じて、それぞれ軍事委員会(A級)・軍事裁判所(B級)・神戸地方裁判所(C級)で裁判に付され、A級のうち七人は重労働十五年から同十年に処せられ、無罪となったのは二人にすぎなかった。B・C級の者はほとんど懲役二カ月執行猶予二年の判決をうけた。

他方、事件後の四月二十七日と三十日文部省と朝鮮人団体との間で交渉が行われ、(1)朝鮮人学校の教育は日本の教育基本法および学校教育法に従うこと、(2)朝鮮人学校については私立学校としての自主性の認められる範囲内で朝鮮人独自の教育を行う前提の下に私立学校としての認可を申請すること、(3)校舎問題についても朝鮮人連盟において自主的に努力するとともに、県市当局が極力努力すること、で妥結した。そして、

五月三日両者の間で正式調印が行われ、六日文部省は改めて学校教育局長名で、両者調印の趣旨にそった通達を都道府県知事に発し、問題は一応解決した。この事件は「四・二四阪神教育闘争」として、民族教育の自主権を守り、「多大の犠牲は必ずしも空しくなかったという」とも言われている。

しかし、占領軍は米ソ冷戦が深刻化し、朝鮮半島が二つに分断化する中で、朝鮮人団体をふくめ左翼団体への弾圧を強めていった。事件後四月二十八日、神戸基地憲兵司令官は、非常事態宣言を解除するとともに、当面の朝鮮人対策として四項目の命令を出した。翌二十九日、第二五師団長ムリンズ少将は「集会・デモ・パレード」規制に関する命令を伝えた。五月初旬には、兵庫軍政部公安課長ジョンソン大尉が、兵庫県会議長に対し、「治安維持に関する条例」の制定を勧告した。これを受けて、県会では治安維持条例調査委員会を設置するとともに、その検討を始めた。七月九日の第一回会合につづいて、八月二日に開かれた第二回委員会では、公聴会を開催すること、大阪市に調査に赴くことを決定した。この委員会の決定を受けて、同二十一日公聴会が開かれたが、賛成八人、反対一人、保留一人という結果となった。これに対し、九月十三日の第三回委員会では軍政部のジョンソン大尉は、公安条例の制定については県会に任せるとの意向を示した。結果、九月二十七日に招集された兵庫県議会で討議されることになった。この間、十月五日には、第二次大阪市公安条例が制定公布された。しかし、十月六日加藤秋一県会議長は、アトウッド中佐に条例制定が困難なことをつたえ、ここに県レベルでの公安条例制定問題には一応の終止符が打たれた。

2 占領政策の転換とドッジ・ライン

占領政策の転換

G H Qは昭和二十年から二十一年にかけて日本の非軍事化を断行し、二十一年から二十二年にかけては民主化改革を推進した。憲法改正はその頂点に立つものであった。しかし、冷戦の進行は、日本の占領政策にも影響を与えずにはいなかった。昭和二十二年初頭のトルーマン・ドクトリンに基づいて、六月にはマーシャル・プランが出され、アメリカは西側諸国の復興に乗り出した。

対日占領政策の転換はこれより遅れて現れた。昭和二十二年五月三日には日本国憲法が施行され、マーシャル・プランが出された六月には、日本では社会党の片山哲を首班とする社会・民主・国民協同の三党連立内閣が成立した。日本では一方で民主化の徹底が、他方で日本経済の再建が俎上にのぼりはじめたときであった。しかし、アメリカ政府内では、同年末頃から対日占領政策の転換の兆しがみえはじめ、翌二十三年三月には「封じ込め政策」で有名なジョージ・ケナンが来日し、マッカーサーに日本の再軍備と経済的自立を求めたが、前者については拒否された。しかし、占領政策転換の動きはアメリカ本国で次第に活発化し始め、アメリカ政府は昭和二十三年十月、日本経済の復興による日本の自立化をその政策目標の第一とするにいたった。これにしたがって、同年末、G H Qは日本政府に「経済安定九原則」を提示、翌二十四年にはデトロイト銀行頭取ジョセフ・ドッジがG H Qの経済顧問として来日した。このドッジのもと苛烈な財政緊縮政策が遂行されていったのである。

昭和二十四年春には、兵庫軍政部は神戸市役所に県市町の首脳を集めて説明会を行った。このとき小寺市長は「私は九原則に反対である」と堂々と反論、さらには「神戸市の復興は一日も早く行うべきである。神戸や日本を焼いたのはアメリカの責任である」と述べ、列席していた日本側の参加者を驚かせた。市長の真意は、すでに緊縮財政で苦しんでいる日本の経済復興のため、アメリカは積極的に援助すべきだ、ということにあったという。

そして、兵庫県では、軍政部の指示をうけて、三月十九日岸田県知事を会長に、小寺神戸市長・宮崎彦一郎兵庫県商工会議所連合会長（神戸商工会議所会頭）を副会長に、「経済安定九原則の実施に即応して兵庫県の経済安定と復興を図る為必要な事項を調査審議する目的を以て」兵庫県経済安定委員会を結成した。

昭和二十四年 片山・芦田内閣とつづいた中道政権は、与党内・与党間の内部対立、さらには経済運営の失
年総選挙 敗が重なり、昭和二十三年十月昭電疑獄事件の中で倒れた。その後、十月第二次吉田内閣が

成立したが少数単独政権であったため、総選挙は時間の問題であった。昭和二十三年十二月第四国会で吉田内閣不信任案が可決され、議会は解散された。総選挙は、翌二十四年一月二十三日に行われた。民主自由党は自由主義経済をうたい、二大政党の対立実現を国民に呼びかけることによって党勢の拡張を図ろうとした。共産党は人民の生活の安定と民主主義、民族の独立と平和などをそのスローガンに掲げ、「人民のための共産党か、くさった四党か」と訴えた。これに対し、民主党は「口に苦くとも国民のためになる中道政治」の原則を打ち出し、社会党は重要産業の社会化、社会保障制度の確立を訴えた。国民協同党は「唯一の純潔政党」を看板にした。

兵庫一区では、定数三人に対し一三人が立候補した。民主自由党から首藤新八、民主党から佃良一、社会党から松沢兼人、共産党から立花敏男が、また社会党を離党した永江一夫が無所属で立った。投票率は兵庫県下では七一・九%であったが、神戸市は最低で五五・三%であった。

その結果、首藤、松沢、立花が当選し、佃、永江の現職は落選した。この選挙で注目すべきことは、民主自由党が首藤をはじめ、県下で一〇人の当選者を出し、わずか三人に止まった民主党とその地位を逆転したこと、

表 205 昭和24年1月衆議院議員総選挙結果

各候補者得票数（2万票以上）

当落	候補者名	党派	得票数
当選	首藤新八	民主自由党	57,003
当選	松沢兼人	社会党	33,850
当選	立花敏男	共産党	27,332
次点	佃良一	民主党	25,759
	永江一夫	無所属	24,614

区別党派得票数・得票率

区	民自党		民主党		社会党		共産党		諸無派所・属		合計
派党	票	%	票	%	票	%	票	%	票	%	票
灘	8,869	28	2,376	8	12,813	41	4,563	14	2,817	9	31,438
葺合	3,145	31	913	9	3,391	34	1,274	13	1,329	13	10,052
生田	5,855	41	1,786	12	3,459	24	1,613	11	1,655	12	14,368
兵庫	11,368	26	8,997	21	11,232	26	6,251	15	4,998	12	42,846
長田	12,284	25	6,338	13	15,059	31	7,656	15	8,011	16	49,348
須磨	5,907	30	2,426	12	6,153	31	2,991	15	2,471	12	19,948
垂水	5,975	24	2,941	12	6,087	24	2,984	12	6,855	28	24,842
合計	57,003	30	25,759	13	58,464	30	27,332	14	24,284	13	192,842

（注） 合計のあわないところがあるが資料どおり記載。

資料：『選挙の記録』

共産党が全国的にも躍進した中で神戸でも議席を獲得したことである。党派別得票数は、表205のとおりである。

神戸市財政とド

ッジ・ライン

戦後、新憲法と地方自治法の施行は、地方自治体の権限拡大をもたらしたが、他方その財政難は容易に解消されなかった。戦災と経済混乱で財源は激減する一方、復興をはじめ教育、自治体警察の発足など新規事業の増大は、折からのインフレと相まって、市財政を困難に陥れた。表206に明らかのように、二十三年度以降の土木費、警察費、教育費等の増大は著しいものがあった。この結果、市は毎年のように苦しい財政のやり繰りに追われた。収入面でも、健全財政の指標となる自主財源としての市税の占める割合は低く、二十、二十一年度においては国庫支出金が、二十三年度においては市債が大きな割合を占めていた。戦後最初の経済白書が「国も赤字、企業も赤字、家計も赤字」と述べたことはよく知られているが、地方公共団体の財政は深刻な打撃を受け、健全財政への復帰が大きな課題であった。

このような中で、経済安定九原則、それにつづいてドッジ・プランが実施された。それは日本経済を「竹馬の足」にたとえ、補助金と米国からの援助を断ち切り、緊縮財政と自由経済の中にそれをほうりこもうというものであった。これに基づいて行われた一連の政府による財政措置は七月に入ってようやく具体化し、公共事業費の圧縮、配付税の減額、起債の大幅抑制が実施された。これにともない、神戸市でも昭和二十四年七月二十一日「昭和二十四年度歳入歳出追加更正予算」(予第二号議案を含む六議案を市会に提出した。小寺市長は同議案を提出するにおいて、次のように説明している。「政府におきましては、経済安定九原則に基づき、一連の財政措置を強力に具体化してまいり、本市においても公共事業費の圧縮、配布税の減額、

決 算 額

(単位千円)

地 方 財 政 平 衡 交 付 金	市 債	公企業収入	特別事業収入	繰入運用金	繰 越 金	そ の 他
—	4,062	—	—	14,041	42,862	24,253
—	6,201	—	—	15,316	44,934	32,370
—	13,006	—	—	27,987	53,608	28,741
—	20,667	—	—	33,716	42,957	48,683
—	18,629	—	—	26,039	3,232	60,500
—	108,030	—	—	30,152	4,660	114,585
—	612,501	—	—	227,057	39,476	868,124
—	382,264	—	—	244,744	75,610	1,841,172
164,107	620,377	1,051,121	1,016,376	528,202	100,569	1,219,944
216,043	871,000	1,235,732	1,625,762	457,999	131,241	1,554,665
76,741	1,035,250	1,153,966	1,267,208	729,509	344,028	1,279,388

算額により構成されている。
昭和22年23・24年版で補正。

(単位千円)

保 健 費	産 業 経済費	社 会 事業費	公 企 業 経 済		特別事業費	市債費	繰出金 運用金	そ の 他
			水 道 事業費	運輸事業費				
4,352	577	1,925	3,707	8,256	—	12,112	20,657	7,738
4,518	1,889	1,653	3,980	8,531	—	11,725	20,189	10,173
5,539	850	1,168	3,636	14,791	—	13,392	34,269	35,261
4,428	2,659	5,339	5,894	17,887	—	12,260	32,211	24,949
23,619	6,510	44,554	17,947	60,698	—	16,449	30,678	14,557
59,514	14,855	148,025	66,954	228,034	—	16,221	39,301	39,207
143,645	51,629	410,510	169,372	635,752	42,657	159,266	238,293	69,206
182,349	70,387	479,957	330,165	888,997	445,818	125,056	270,332	289,701
202,193	56,324	691,581	315,696	1,062,927	938,200	363,635	428,869	1,173,439
259,891	97,357	803,715	426,843	1,214,944	1,470,587	201,844	279,537	1,369,938
1,317,184	127,666	96,967	278,389	775,317	1,316,313	489,812	563,881	598,461

業費+港湾及運河費，特別事業費＝競輪，競馬事業費

第四節 占領政策の転換と神戸市

表 206 神戸市歳入歳出

歳 入

種別 年度別	総 額	純 計 額	市 税	財産収入	国庫支出金	県支出金
昭和17年度	120,629	60,823	22,026	6,975	4,076	1,178
18	131,854	72,090	24,124	4,694	4,193	1,297
19	169,679	87,488	23,527	4,660	13,367	5,161
20	180,405	103,731	11,234	2,570	19,796	5,739
21	360,615	281,854	9,701	5,166	7,095	386
22	1,086,698	1,016,432	38,113	644	110,999	11,887
23	3,303,200	3,036,666	962,163	15,663	377,124	121,758
24	5,375,536	5,055,182	1,841,081	17,166	452,613	128,615
25	8,055,480	7,790,336	2,493,534	46,751	677,745	136,754
26	10,332,562	9,037,420	3,232,838	17,616	854,464	131,202
27	10,770,598	9,533,037	3,715,184	14,748	1,019,248	135,328

(注) 「その他」は分担金、負担金、使用料及手数料、寄付金、雑収入、積立金収入、基本財産収入等歳入決昭和18, 21, 22年度の総額、昭和22年度の純計額については、数字に誤りがあるので『神戸市統計書』

歳 出

種別 年度別	総 額	純 計 額	庁 費	警 察 費	消 防 費	土 木 費	教 育 費
昭和17年度	75,695	55,039	6,339	—	—	5,129	4,903
18	77,645	56,672	7,039	—	—	3,913	4,172
19	126,721	91,857	10,062	—	—	3,507	4,239
20	139,646	107,436	17,807	—	—	5,424	10,789
21	339,136	308,458	57,968	—	—	57,648	8,508
22	1,047,317	1,008,017	254,112	1,539	106	147,612	31,837
23	3,228,839	2,990,546	591,001	236,704	49,156	309,669	121,980
24	5,564,237	5,296,905	931,148	543,085	126,070	507,099	377,074
25	8,317,620	7,454,723	1,102,170	569,764	165,791	662,304	557,764
26	9,855,871	8,998,416	1,440,332	750,140	191,717	654,903	694,123
27	10,425,489	9,611,135	1,896,749	928,684	235,421	899,247	901,398

(注) 庁費＝役所費＋議会費、産業費＝商工費＋農林費、土木費＝土木費＋都市計画費＋復興費＋下水道費
その他＝選挙費＋財産費＋諸支出金＋災害復旧費＋基本財産構成費＋積立金

資料：『神戸市統計書』昭和27年

起債の大幅抑制など、非常な制約を受けることになり、財政の運営上、きわめて困難な状態に立ち至ったのがあります」。こうして追加更正予算では、土木費、港湾及び運河費、保健費、農林費などが減額された。

他方、ドッジの緊縮政策は日本経済にも厳しい緊縮を強いた。その結果、日銀券発行残高は一時大幅に減少し、消費者物価も二十五年半ばまで横ばいとなり、さしもののインフレも一応は収束した。しかし、その反面、ドラスティックな緊縮政策は有効需要の減退、滞貨の増大、深刻な金融難をもたらし、日本経済はたちまち不況に陥った。この状態に拍車をかけたのが輸出の不振であった。こうして、昭和二十四年二月から翌二十五年三月までの間に、全国の解雇者数は五十万人をこえ、とくに中小企業の雇用減少率が高かった。神戸市でも、昭和二十四年には機械や電気機械などの多くの業種で従業者が減少し、増大したのは大企業を抱える輸送用設備や第一次金属などわずかな業種にすぎなかった。

原口市長

昭和二十四年九月二十七日、神戸港の管理問題、復興事業などの用務で上京中の小寺市長が急の誕生

死した。後任市長選挙は、十一月五日告示、同二十五日投票となった。民主自由党から松島鹿夫、日本共産党から篠塚一雄、無所属から佃良一、大岡乙松、原口忠次郎の五人が立候補した。当初の予想では、大接戦となり、決戦投票になるかもしれないといわれていた。投票日当日は二日前吹きまぐったアレイン台風一過、からりと晴れ上がった選挙日和であったが、当初から民主自由党の立候補者に対する認否をめぐって紛糾した経緯に加え、不明朗との批判や選挙民の無関心もあって投票率は三九・七％と極めて低調であった。しかしともかく、社会党の推薦と保守系の一部市会議員の支援を受けた原口忠次郎が五万三九五〇の法定得票数を約一万四〇〇〇票上回って当選し、公選二代目の市長となった。



写真 82 神戸博覧会（王子会場）

当選後の市会で、原口は「明朗な市政実現に努め、職員組合の協力で能率的な市政を推進したい。市民の声を聞くため、各層代表による審議会などを設けて市政に反映させたい。神戸港の再建は私の念願であり、管理問題を解決し、東部五カ町村の合併など、神戸港発展の基礎を確立したい。博覧会は赤字を少なくし、会場諸施設を市の恒久施設に充当できるようにしたい」と述べた。

と述べた。

神戸博の 原口市長の最初の仕事は「神戸博覧会」で開催 あった。神戸博は戦後暗く沈んでいる市民

の気持ちを明るくさせようと、小寺前市長によって発案されたものである。正式には、日本貿易産業博覧会とよばれ、灘区の王子公園を第一会場とし、兵庫区の湊川公園を第二会場として、昭和二十五年三月十五日から三か月間開催された。予算総額は四億円、主催は神戸市と兵庫県であり、狙いは、復興日本の貿易、産業、文化を世界に紹介することとされた。これは戦後冬眠していた経済・貿易・産業界が初めて外へ目を向けた「復活宣言」であった。神戸博は、家もなく物もない当時としては豪華で近代的であり、将来に夢と希望を抱かせるものであ

ったが、同じころ西宮球場一帯で行われていたアメリカ博やインフレによる影響もあって、博覧会は結局二億円の赤字を出して終わった。これは、一般会計が四〇億円、市の税収が二五億円の頃であったから、神戸市の財政を圧迫するものとなった。そこで、原口市政の仕事として、歳出大削減による健全財政の確立が懸案となった。二十五年度の普通会計の赤字は、神戸博の赤字も加わって六億四千万円にのぼった。市財政立て直しのために、予算の二割削減を断行し、公共事業の国の補助金も返上した。職員俸給の切下げ、機構縮小、配置転換、それに人員整理までやらねばならなかった。職員組合はストを構え、毎晩のようにちやうちんデモが市庁舎を取り巻いた。

3 神戸市公安条例の制定

団体等規制令と
公安条例の制定

すでに述べたように、県レベルでの公安条例制定の動きは、市民の反対もありいったん

はついていたが、他方、昭和二十四年四月四日、「政党・協会その他団体の禁止に関する件」（勅令一〇一号、昭和二十一年一月）が全面改正され、団体等規制令が出された。改正前は軍国主義的・超国家主義的な右翼団体のみを対象としていたが、この措置により左翼団体もその対象に組み入れられた。二十四年九月八日団体等規制令第二条に該当する団体として在日本朝鮮人連盟、在日本朝鮮民主青年同盟など四団体の解散とともに、その主要役員の公職からの追放が命じられた。

兵庫県では、同日「法務府特別審査局近畿支局竹之内事務官指揮のもとに県総務部調査課員約三〇名を動

員、三班に分かれ(略)朝鮮人連盟・民主青年同盟両本部(長田区)、ならびに東神戸、西神戸、鈴蘭台の三支部に對し」て解散命令が出された。当時の新聞によれば、「鈴蘭台支部は平穩裏に午後一時に、県本部・東神戸は拒否のうちにも午後八時前後、西神戸は九時半ごろいずれも書類、施設の接収を終了した」(『神戸』昭和二十四年九月九日)という。同四月十二日、兵庫軍政部は「法と秩序の維持は日本の法執行機関の責任」であるとして、従来の集会、示威行進に関する命令を廃止する代わりに、兵庫県に對して、これにかわる条例を制定するように通告してきた。これに對して、岸田知事は、前年の県議会の経緯もあって、五月二日各都市関係者を招集し、「行進、集団示威および集会に関する条例」(公共の安寧保持のため、集会やデモに従来の『届け出』を『許可制』とし、違反者には懲役、罰金を課す)の一斉公布を指示し、市町村単位での制定を提案した。その背景には、ドッジ・プラン下の企業整備・行政整理に對する産業防衛闘争などの反対運動の激化があった。

神戸の場合、条例案は五月十四日提出された。同条例は八カ条からなり、集団行進または集団示威活動について七十二時間前までに願書を提出して、公安委員会の許可を受けることを義務づけ、違反者への罰則を定めていた。

市会では公安委員長から、条例制定が占領軍の強い勧告にもとづくものであることが説明されたが、これに對し、社会党議員から「治安維持法の再現」であるとの強い反対意見が出された。同十四日市会内外に労組員五〇〇余人が参集するなか、神戸市会に「集団行進及び集団示威運動に関する条例の件」(第六二号議案)が上程された。市会では、社会党議員が反対するなか、議案は警察消防委員会への付託が決定され、社

会党議員はただちに全員退場した。上程から可決までの間、連日数百の群衆が議会に押し寄せ、反対の声をあげた。いよいよ条例案採決が予定されていた五月十九日の市会内外は混乱と喧噪に包まれた。同日午前中から条例制定に反対する労働者、市民約三〇〇人が市役所前に参集した。市議会は午後二時警察官五〇〇人が警戒するなかで開かれた。同法案は三九対一二で可決されたが、傍聴席に殺到しようとした抗議団と警察が衝突し、数人が負傷し、一三人が検束された。そのうち、抗議団は神戸拘留所にデモ行進を行い、被検束者の即時釈放と組合旗の返還を求め、抗議活動は深夜まで続けられた。これ以後も、反対運動は各地で盛り上がり、そのため神戸市を除く各市はその制定を見送り、条例を制定したのは県内でも川西、家島、生野、坂越の四町に過ぎなかった。

条例反対運動

と改正の動き

公安条例に反対する労働組合を中心とする動きは、五月十二日「兵庫県公安条例反対共闘と改正の動き 協議会」の設立としてあらわれていた。同協議会には、兵庫産別、兵庫県官公労共同闘争委員会（兵官公）、国労神戸地区協議会、兵庫県自動車従業員組合、電産兵庫県支部、日本エヤーブレーキ労組など五〇余団体が参加していた。同協議会を中心に、十四日の条例案上程以降、一週間にわたってデモと集会が開かれた。そして、条例案が採択された翌二十日協議会は「公安条例改廃請求」署名運動を行うなど四項目の方針を決定した。六月一日には、湊川公園音楽堂において、公安条例反対人民大会が一八団体、七〇〇〇人の参集をえて開催された。大会は「五月十九日市会は労働団体・民主団体の反対を無視した公安条例を三六対一二で可決した。これは憲法第二一条、第二八条の基本的人権、集会結社の自由を侵害束縛するものであり絶対反対である。東京都においても五月三十一日、流血の惨事をおこし同志多数が検束された。

かくさせた吉田反動内閣の打倒は勿論、公安条例の改廃を要求するとともに市会の解散を要求する」との提案を満場一致で可決した。「公安条例改廃請求」署名運動は、六月二十八日付で有効数一万八〇〇〇人に達し、七月二十六日の市会には、「集団行進及び集団示威運動に関する条例廃止請求の件」が上程されたが、二十八日、三六対一一で否決された。

その後二十五年五月三十日、宮城前広場において行われた人民大会で米軍将校への暴行事件が発生したため、六月十七日参謀二部(G2)のウィロビーが、「集会、集団行進、集団示威運動に関する覚書」を日本政府宛に発した。また、総司令部は東京都に公安条例の全面改正を指令した。それは従来届け出のみであった集会についても、公安委員会の許可を求めるなど規制を強化したものであった。以後、GHQは東京都をモデルに公安条例の速やかな制定ならびに改正を求めた。その結果、神戸市でも、同年十二月七日、市会に「集団行進及び集団示威運動に関する条例の全部を改正する条例」が提出され、同日可決された。

第五節 サンフランシスコ講和から「五五年体制」の成立

1 朝鮮戦争と神戸市

朝鮮戦争の勃発と 昭和二十五（一九五〇）年六月二十五日、朝鮮戦争が勃発、冷戦が熱い戦争へと点火されレッド・ページ した。七月十八日戦争開始から三週間を経て、マッカーサーは報道関係から共産党員を追放せよとの勧告を出した。これを受けて、同二十四日から八月五日にかけて、放送・新聞五〇社で七〇四人のレッド・ページが行われた。これに先立つ六月六日G H Qは、共産党中央委員二十四人の追放を指令し、翌七日には機関紙『アカハタ』編集部幹部一七人の追放、さらに朝鮮戦争勃発の翌日『アカハタ』の三〇日間停刊、つづいて無期停刊というように、共産党への弾圧を強行し、事実上の非合法状態に追い込んだ。レッド・ページはさらに民間産業・官公庁にも及んだ。

兵庫県下でも、占領軍の指導の下、神戸新聞社の七人を皮切りに以後十一月十一日までに、五四社、五一八人が追放された

表 207 昭和25年12月
5日現在レッド・
ページの進捗状況

企業数	46
整理人員	581
受諾	459 (84%)
拒否	102 (16%)

(注) 数字はあわないが原表記載のとおり。

資料: 終連神戸事務局
『執務半月報』
昭和25年12月
16日～31日

(表207)。レッド・ページに対する労働組合の反対闘争は全国的に低調であり、兵庫県の場合も同様であった。この間の事情について、当局側では次のように見ていた。

「県下労組の態度は全般的に大した動きが見られなかった。之の原因としては時局の緊迫が労組に反映したことで、労組員が同調者の烙印を押されることを嫌い、内部的に闘争の機運が生じなかったことによるものと思われる。従って、各労組は形式的には一応追放反対或は労働者の一方的解雇に反対の意向を示したが、実際的には極めて冷淡で、見送りの態度に出るものも多い。」(神戸連絡調整事務局『執務半月報』昭和二十五年十二月十六日～三十一日)と述べていた。このレッド・ページによって、県下の産別系の左翼労働運動は大幅に後退した。

第二次神戸朝 鮮人学校事件 朝鮮戦争勃発五カ月後の昭和二十五年十一月、神戸朝鮮人反税闘争が起こった。戦後悪性インフレがおさまるにつれ、日本人の生活はどうか落ち着きをみせはじめたものの、多くの朝鮮人はなお失業苦と生活苦の中にあった。そして、前年の団体等規制令による朝連など朝鮮人団体の解散に始まる一連の動きに対する不満と相まって、騒擾事件に発展したと思われる。事件は、同二十日神戸市長田区役所に「朝鮮人に対する市民税の免除と生活保護の徹底」を求めて、集団陳情を行ったことに始まった。同日午後一時ごろ、長田区役所に集団陳情に臨んだ朝鮮人は、区長の回答を不満とし、区長を「軟禁状態」にしたところ、区長の出動要請により、長田警察署員九〇人が出動、陳情団を解散させ、朝鮮人リーダーを公務執行妨害で検挙した。このため、同二十四日、検挙者の即時釈放を要求して、長田区浜添通の西神戸朝鮮人学校に約四〇〇人の朝鮮人が集合、長田区役所に押しかけた。区長の要請で再び出動した警官隊

は、陳情団を實力で排除、再度の検挙を行った。この二度にわたる検挙に対し、二十六日、神戸市内の朝鮮人は姫路、明石および周辺の朝鮮人二〇〇〇人を動員し、集団抗議行動を翌日に起こすことを決定、こうして十一月二十七日いわゆる「第二次神戸朝鮮人学校事件」と呼ばれる事件が起こった。

当日、西神戸朝鮮人学校に集結した朝鮮人約八〇〇人は、同校で「祖国統一決起大会」を開催したのち、午後三時半検挙者の釈放を要求して長田区役所に向かって行進し、待機中の警官隊約三〇〇〇人と新湊川大橋付近で衝突、乱闘状態となり、朝鮮人一七六人が検挙され、双方ともで約六〇〇人の負傷者を出した。結局、この事件は騒擾罪が適用され、検挙者一七六人のうち、一四四人が検察庁送りとなった。

朝鮮戦争と 朝鮮戦争は、大企業の合理化と中小企業の整理という形をとって進

行しつつあったドッジ・ラインのもと厳しい条件下におかれた日本経済を蘇生させる契機となった。それは、総額一〇億ドルという特需をもたらし、日本経済に大きな影響をおよぼした。世界的な軍拡機運による海外への輸出の増大と相まって、前年度の不況を吹き飛ばして一大ブームを巻き起こ

表 208 兵庫県特需受注額推計

職 業 部 門		全 国	兵 庫 県	(全国 比)
物 資	機 械 器 具	11,829,240	801,098	6.8
	金属及び金属製品	7,884,000	533,893	6.8
	木材皮靴	5,118,840	1,693	0.0
	紡織製品	3,258,000	312,600	9.6
	化学製品	1,901,520	490,199	25.8
	その他	2,375,280		
	小 計	32,366,880	2,139,483	6.6
サ ー ビ ス	船 舶 修 理		183,882	
	機 具 修 理		42,835	
	輸 送 荷 役 倉 庫		240,438	
小 計		19,391,040	467,155	2.4
合 計		51,757,920	2,606,638	5.0

資料：終連神戸事務局『執務半月報』 昭和26年1月1日～15日

し、日本経済の復興を一挙に促進した。『経済白書』によると、わが国の鉱工業生産は昭和二十五年には昭和九一十一年平均の一・〇五倍となつて戦前水準に回復し、翌二十六年には一・三一倍となつてそれを完全に上回つた。

朝鮮戦争の影響は神戸経済にも端的に現れた。神戸製鋼所では、昭和二十四年にはドッジの緊縮政策によつて売上純益率が前年の一・二%から〇・六%に半減するほどの打撃をうけたが、戦争勃発の翌年には売上高、純益金の増加が著しく、配当も特別を含めて三割配当を行ない、しかも社内留保率は八〇ないし九〇%の超高率を示す状態となつた。このことは、川崎製鉄、三菱造船、川崎重工業においても同様であつた。また、神戸の工業の中で独特の地位を占めるゴム工業も朝鮮戦争によつて好影響を受けた。なお、神戸の産業における特需の状況についての推計は表208のとおりである。

この間、神戸港はアメリカ軍の兵站基地として軍貨物の移出入が激しく、民間輸出入貨物も増加したから、港湾施設の大部分が接収されたままではあつたが、港は活氣と混乱に満ちた。神戸市では、接収中の港湾施設の返還を求めたが、それが実現したのは昭和二十九年以降のことであつた。

2 サンフランシスコ講和条約の締結

講和問題と 平和運動

講和条約の締結問題は、昭和二十二年初めから起こつていた。しかし、当時は機が熟さず立ち消えになつた。講和促進の機運が高まつてきたのは、冷戦の中でアメリカの占領政策が日

本の経済復興を最重要視する方向に転換し始めた昭和二十三年末以降のことである。アメリカのトルーマン大統領は対日講和の推進のために、共和党のジョーン・フォスター・ダレスを特使に任命した。ダレスは三度来日し、吉田首相ら政府首脳と懇談し、講和条約の締結に向けての交渉を開始した。その過程で、最も論議をよんだのが、米ソ冷戦が顕在化するなかで社会主義国も含めたすべての交戦国との「全面講和」を結ぶべきかあるいは社会主義国を除いた「単独講和」を結ぶべきかという点と、「再軍備」問題であった。

当時の世論調査によると、全面講和三三％、単独講和四五・二％（『毎日』昭和二十四年十一月二十一日。なお、朝鮮戦争開始後、全面講和は一四・三％に急落、単独講和は六六・三％に急上昇している。『毎日』昭和二十六年一月三日）であり、再軍備に対しては賛成六五・八％、反対一六・五％であった。しかし、戦禍の記憶の生々しさが残る中で、全面講和の要求と再軍備反対の声が、知識人および労働組合から起こった。昭和二十四年三月知識人を中心に「平和問題懇談会」が設立されて以来、全面講和を求める声があがった。「原子兵器使用禁止と国際管理」を求めた二十五年のストックホルムアピール署名運動が朝鮮戦争開始前から全国で繰り広げられ、兵庫県下でも二五万八〇〇〇（二十五年末）に達していた。全面講和を求める運動は、朝鮮戦争の開始、対日講和の切迫によって二十六年に入り急速に進展した。同年一月、共産党・労農党・社会党の一部、産別・私鉄総連および中立系労組、農民組合などによって「全面講和愛国運動協議会」（全愛協）が結成され、全面講和・再軍備反対の二項目につき、七千万署名運動が始められた。同十九日、社会党第七回大会は「全面講和・中立堅持・軍事基地反対」の三原則に「再軍備反対」を加えて「平和四原則」を決定した。また、三月の総評第二回大会は平和四原則を激しい議論のうちに決め、国際自由労連一括加盟も否決、七月には「平和推進国

民会議」を結成、単独講和反対の活動を展開した。

兵庫県下では一月末以来、兵教組・県職・国鉄神戸支部などの有志によって「全愛協」の組織化、署名運動が行われ、この運動はついで「兵庫県平和協議会」を生み、「非武装・非交戦の新憲法を堅持、平和を望むあらゆる階級階層を乗り越えた広汎な人々の集いによって平和を守る」署名運動、集会が開かれた。他方、「平和推進国民会議」傘下の運動は私鉄関西総連の方針により、「地連百万名署名運動」を展開、山陽電鉄労組は「戦争はいやだ。広島悲劇を繰り返すな、平和を守るために署名に協力しよう」のビラで署名運動に努め、阪神・阪急両労組は「平和の夕べ」を諸団体とともに開いた。その他の労組も署名運動を展開したが、組合内の不一致もあって、全体として十分に発展しなかった。さらに、三菱・全織・海員組合など新総同盟は「平和推進国民会議のエセ平和運動と一線を画し、一切共同行動をしない」として、単独早期講和を要望、神戸市労連では代議員提案の「講和条約批准反対を運動方針に明記」することが採決で敗れた。したがって、講和条約をめぐるのは、労組は大きく分裂していた。結局、講和条約は昭和二十六年九月サンフランシスコで結ばれた。同日、日米安全保障条約も調印された。

遅れた兵庫県

総評の結成

二・一スト後、労働運動の分野で台頭しつつあった民主化同盟派（民同派）を中心とする労働戦線統一の動きは、占領軍の支持もあって、昭和二十五年三月十一日日本労働組合総評議会（総評）の結成準備会にいたった。それは一方で、日本労働総同盟の解体をもたらすものであったために、労働戦線の再編を引き起こした。兵庫県では右派の三菱労組・海員組合・全織などが総同盟解体に反対し、再建運動に乗り出した。この間、朝鮮戦争の勃発とレッド・パージは県下の労働運動に大きな影響を与えた。

共産党系の労組はまったく解体状態となり、兵庫産別も解散に追い込まれた。

兵庫県では昭和二十五年二月兵庫県労働組合統一準備会が発足、そして中央では七月総評第一回結成大会が開かれた。これに対し、神戸においては、昭和二十六年三月神戸地方労働組合協議会（神戸地労協）が結成され、総評を軸とする戦線統一を進めるが、他方で既存の総同盟組織や県連組織をあくまで統一したまま、新たな組織へ移行すべきであるとして、一貫して総同盟の分裂に反対してきた。昭和二十六年八月二日総同盟兵庫県連第五回大会が開かれ、投票の結果解散賛成五二、存続二〇となり、解散が決定された。しかし、県下労組においては、一方で総評の傘下地方組織として兵庫県労働組合会議の結成へ進むグループと、また一方で総同盟県連の再建活動へ進むグループとに分かれ、結局兵庫県総評が設立されたのは二十六年十月のことであった。

社会党の 講和問題は、社会党内にくすぶっていた左右対立を顕在化させた。二十五年十二月、社会党は分裂 全面講和・中立堅持・軍事基地反対という「平和三原則」を採択した（のち再軍備反対を加え「四

原則」となった）。これに対し、右派は外交方針の修正を求めていた。二十六年サンフランシスコで講和条約・日米安保条約が調印され、その批准が日程に上ってくると、党内の対立は頂点に達した。左派は両条約に反対の立場をとったが、右派の大勢は平和条約賛成・安保条約反対であった。二十六年十月五日社会党中央執行委員会は一六対一四という少差で右派の路線を決定した。しかし、同二十四日開かれた党大会では、代議員数で勝る左派が両条約反対に持ち込み、その結果、社会党は左右に分裂した。

兵庫県の社会党は圧倒的に右派（ないしは中間派）勢力の強いところであった。大会においても、県からの代

議員一三人中一人は右派案を支持していた。しかし、県連の大勢は右派支持に傾斜しつつも、「中央大会分裂の影響は県連にもちこまず、社会民主主義政党的全国的統一に協力する」としていた。県総評の結成が遅れたことにみられるように、労働組合の動向が党の分裂に影響を与えていた。しかし、同十二月十八日左派社会党本部から県連解体指令が出され、兵庫県でも分裂は不可避となった。翌二十七年一月九日、党県連は正式にその分裂を決定し、以後左右両派はそれぞれ県連大会の準備を進めた。かくして、左派が同日県連結成大会を開いたのにつづき、同二十四日右派も県連大会をもった。とはいえ、神戸に關していえば、必ずしも左右分裂が直ちに現れたわけではない。神戸市会内では翌二十八年七月左派が革新クラブを設立するまで、その統一は保持されていたという。

昭和二十六年 戦後二回目の市会議員選挙は昭和二十六年四月二十三日投票が行われた。今回は、前年合市会議員選挙 併された東部五カ町村が新たに東灘区として加えられたので、八区定員六〇人となった。

立候補者数は、自由党七一人、民主党一人、国民民主党四人、社会党三一人、共産党八人、労働党一人、無所属八六人の計二〇二人であった。うち新人は一四七人、女性七人の立候補であった。投票率は前回を一〇%以上上回って、七四・三二%となった。結果は、現職が相次いで落選し、前回と同様六〇人中三二人、約二分の一強を新人が占めた。また、生田区から初めて女性議員が当選したことも特筆すべきであろう。党派別では、自由党二七人、社会党一三人、民主党二人、労働党一人、無所属一七人であった。党派別立候補者数・当選者数・得票数等については、表20のとおりである。

つづいて、三十日には兵庫県知事選挙・県会議員選挙が行われた。知事選では、現職の岸田幸雄が前副知

表 209 昭和26年4月市会議員選挙結果

党派別立候補者数・当選者数

(投票率74.3%)

区	党 派	自 由 党		民 主 党・ 国民民主党		社 会 党		労 農 党		共 産 党		無 所 属	
東 灘	(6)	4	1			2	0	1	1			11	4
	(9)	11	2			7	5			2	0	11	2
葺 合	(4)	4	2	1	0	3	1					7	1
生 田	(5)	6	3			2	0					9	2
兵 庫	(12)	14	8	1	1	6	1			1	0	21	2
長 田	(12)	13	5	1	1	6	1			2	0	19	5
須 磨	(5)	5	2	1	0	2	2			1	0	7	1
垂 水	(7)	14	4	1	0	3	3			2	0	1	0
合 計		71	27	5	2	31	13	1	1	8	0	86	17

(注) 各区の右の()内は当選者の合計。党派の左の数字が立候補者数, 右が当選者数。

区別党派得票数・得票率

区	党派	自由党		民主党・国民民主党		社会党		共産党		諸派・無所属		区別得票数
		票	%	票	%	票	%	票	%	票	%	票
東灘		7,815	22			5,940	16			22,286	62	36,041
灘		17,059	35			16,674	34	783	2	14,390	29	48,906
葺合		7,340	34	1,556	7	5,201	24			7,505	35	21,602
生田		10,212	41			1,749	7			12,693	52	24,654
兵庫		31,273	44	3,127	4	9,048	13	1,667	2	26,326	37	71,441
長田		29,742	39	2,404	3	10,880	15	1,273	2	31,255	41	75,554
須磨		12,631	41	2,382	8	6,032	20	681	2	8,956	29	30,682
垂水		28,367	70	2,105	5	9,039	23	728	2	156	0	40,395
合計		144,439	41	11,574	3	64,563	19	5,132	1	123,567	36	349,275

資料: 『選挙の記録』

事徳崎香を三五万票以上引き離して再選された。県会議員選挙では、神戸市全区の合計定数一九人に対し四人が立候補したが、結果は自由党一人、社会党四人、民政会二人、無所属二人となった。

港湾の接

収解除

サンフランシスコで講和条約が締結されて一年後の、昭和二十七年三月から第四突堤を皮切りに神戸港の大部分が接収解除された。原口市長は、神戸埠頭株式会社を公私共同企業として設立し社長に就任し、そこで運輸省に働きかけて灘埠頭、第七突堤を完成させた。二十八年十一月、原口は神戸市長に再選された後、東部海面第一工区の埋め立て工事に着工した。山を海へ動かす大工事の始まりであり、神戸市が公共デベロッパーとして踏み出した第一歩であった。山を削った土で海面を埋め立てて造成地を作り、港湾や工業団地とし、山を削った跡地は宅地に使うという「一石二鳥」の案であった。同年、長浜時雄助役の後任に、宮崎辰雄が就任した。

警察法改正と神戸市警の廃止

昭和二十六年に入ると、警察法の改正が中央から伝えられた。一般的には、警察力の増強、国警優位の法改正は時代に逆行するものとして批判的見解が多かった。同年三月六日の市会には「警察法改正に関する意見書提出の件」が提出され、異議なく可決された。それは自治体警察が、

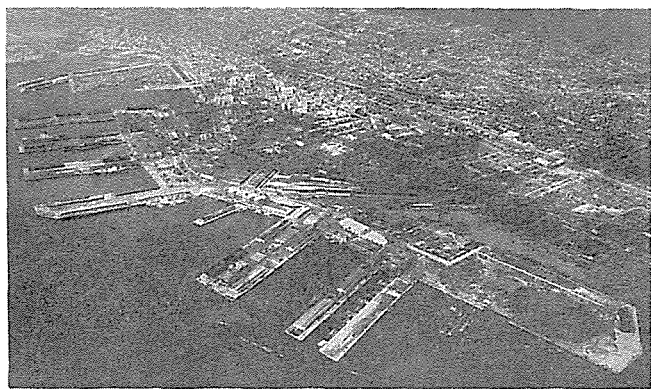


写真 83 神戸市の管理になった昭和26年の神戸港

民主警察の本義に立脚し、民衆の警察として育成充実され、治安の確保に成果をあげてきたが、今回計画されている警察法の改正は、警察国家再現のおそれなしとはいえず、そのうえ自治警と国警との対立摩擦を引き起こす恐れがあり、改正に断固反対するというものであった。しかし、戦後の新警察制度は当初から多難な出発であった。すなわち二本建て制度による不合理、警察事務の非効率、治安責任の不明確、財政的困難など問題をかかえていた。

二十六、二十七年の二度にわたる一部改正につづく警察法の全面改正は、二十八年ころから各方面で噂になっていった。これに対し、二十八年三月二日の予算市会において、原口市長は「警察制度改正につきましては、目下国会で検討中でありますが、わが国民民主化のためには大都市自治体警察の存続は、不可欠の要件と存じますので、その維持強化に努力したい」と述べていた。だが、翌二十九年五月新警察法が衆議院を通過した。神戸市をはじめ全国主要大都市は、民主時代に逆行するものとして改正に対し全面反対の態度を明らかにしていた。六月三十日の市会には「都市警察存置に関する決議案」が上程され、満場一致で可決された。さらに五大都市は市長議長会議を開いて、「大都市警察は独立の単位として存置するよう」強く政府に要請していた。他方、府県側は「経費の面でも存置はむだが多い」「府県の区域から大都市を切り放せば、治安責任の帰属が不明確となり、治安上の盲点ができる」と反論した。この問題は特別市制問題と直接関連していたので両者の間で激しい論議が展開された。

新警察法は昭和二十九年六月八日公布、七月一日施行された。神戸市を除く一八市町警察は、兵庫県国家地方警察とともに廃止され、七月一日新しく都道府県単位の自治体警察である兵庫県警察として発足した。

神戸市警は新警察法附則によって三十年六月三十日まで一年限りで存置され、それ以後は自動的に兵庫県警に編入されることになった。

第二次特別

市制運動

シャウプ勧告（ドッジ・ラインを租税制度の面から具体化するために、コロンビア大学教授シャウプを団長とする税制使節団から出された勧告。国税に関しては直接税中心主義をとり、地方については、都道府県税としての付加価値税の導入、市町村税に固定資産税を付与するなど地方財源の拡充を図るとともに、中央各省の干渉を排除するため補助金を整理し、平衡交付金制度に改組することを主張した）による国、府県、市町村間の事務再配分の問題、講和条約締結を契機に、再び特別市制運動が表面化した。昭和二十六年六月には、五大都市によって「特別市制期成同盟」が結成された。それは、「占領行政は終わろうとしている。占領行政下の諸制度を再検討し、今後の自立態勢を確立するのが当面の急務。このときに当たり、われわれは大都市行政の民主化と簡素化をめざす特別市制の実現を要望する」とうたった。

そして、翌二十七年五月第一三国会に、五大都市側によって「五大市を特別市に指定する法律案」が、ほぼ機を同じくして府県側議員によって「地方自治法の一部を改正する法律案」（いわゆる特市条項の削除案）が提出された。かくして、特別市制問題は再び県・市間の対立点となった。しかし、この度は会期最終日の七月三十一日の委員会にそれぞれの提案理由に関する説明書が配布されただけで、法案は審議未了で廃案となった。以後、大都市制度問題は国会から地方制度調査会に移されたが、約一年にわたる調査研究の末、二十八年十月、暫定措置として「府県機能の一部を大都市に移譲すること、大都市に対する府県知事の許認可権を整理する」ことなどを内容とする答申を行った。なかでも、警察制度の改革の問題は争点となった。答申

は警察制度については、「国家地方警察と市町村自治体警察を廃止し、府県および大都市単位の自治体警察の存置」、また教育制度に関しては「府県および五大市の教育委員会の存置」を認めていた。しかし、これに対し、府県側は事実上の特別市制実現であると反対の態度を打ち出した。他方、大都市側は「恒久的な大都市制度である特別市制が速やかに法制化されるよう要望するが、当面の緊急措置として答申内容の速やかな実現を望む」旨の見解を表明した。

昭和三十年政府は調査会答申どおり事務配分による「大都市特例」を規定した自治法改正法律案を国会に提出したが、再び審議未了廃案となった。そして、翌三十一年六月一部手直しが加えられた地方自治法改正法律案が公布され、府県から大都市へ福祉、衛生、都市計画などの分野にわたる事務権限が移譲され、大都市に対する府県の監督権も緩和された。しかし、その代わり特別市制条項が削除され、政令指定都市とされた。

昭和二十八年市長選

挙―原口市長の再選

原口市長の任期満了に伴う戦後三回目の市長選挙が行われた。市長候補者については早くから取り沙汰され、新聞紙上でも二、三の有力者が浮かび上がったものの、選挙が近づくにつれ、それらは逐次消えて行った。他方、市会は全会一致のかたちで原口市長を推薦する決議が行われるなど、現職の独走の気配が濃厚になった。原口市長も立候補と同時に職を辞す旨を表明し、すっきりした形で選挙に望みたいとの決意を披露していた。

告示は十月三十一日になされたが、原口、堀川一知（共産党）、小杉イ子が立候補し、ついで田淵崑、中西勝治が立候補、五人で争うことになった。しかし、原口の優位は動かず、焦点は投票率、得票数の差にあった。投票率は三七・四％となり、現職の原口が有効投票の九五％約一八万票を集め、二位以下に圧倒的大差

表 210 昭和27年10月衆議院議員
総選挙結果

候補者別得票数			
当落	候補者氏名	党 派	得票数
当選	河上丈太郎	右派社会党	81,001
当選	中井 一夫	自 由 党	78,650
当選	首藤 新八	自 由 党	52,579
次点	松沢 兼人	右派社会党	52,036
	浜野徹太郎	改 進 党	17,756
	立花 敏男	共 産 党	11,685

党派別得票数・得票率		
党 派	得 票 数	得票率
右 派 社 会 党	133,037	45%
自 由 党	131,229	44
改 進 党	17,756	6
共 産 党	11,685	4
左 派 社 会 党	4,449	1

資料:『選挙の記録』

鳩山派は再軍備促進を明確にして吉田派を批判した。改進黨は「ごまかしの再軍備をやめ、国民の納得による民主的自衛軍の創立」をうたい、社会党は左右両派とも「再軍備が生活安定か」をスローガンとして打ち出した。とくに、左派は再軍備反対のための平和憲法擁護を強調した。労農党と共産党は、外国軍隊の撤退と全軍事基地の撤去、平和・安保両条約や行政協定の破棄な

吉田首相は、再軍備はいま直ちに行うべきではなく、民力の充実が先決との立場をとった。自由党のうち、昭和二十七年（一九五二年）八月二十八日第一四回通常国会の冒頭、政府は突如衆議院を解散した。この「抜打ち解散」は、追放解除となった鳩山一郎らが自由党に復帰してきたことによるもので、もっぱら自由党の党内事情によるものとされた。選挙の争点は「再軍備」問題にあった。

3 「五五年体制」の成立

をつけて再選された。

表 211 昭和28年 4 月衆議院議員総選挙結果

候補者別得票数・得票率

当落	候補者氏名	党 派	得票数	得票率
当選	河上丈太郎	右 派 社 会 党	88,885	33%
当選	中井 一夫	自由党(吉田派)	73,037	27
当選	首藤 新八	自由党(鳩山派)	40,670	15
次点	五島 虎雄	左 派 社 会 党	40,095	15
	浜野徹太郎	改 進 党	24,462	9

資料：『選挙の記録』

どを主張した。一区での立候補の状況は、定数三人に対し、自由党・右派社会党各二人、改進黨・共産党・左派社会党各一人の、計七人が立った。注目されるのは、追放解除となった河上丈太郎が右派社会党から、中井一夫が自由党から、浜野徹太郎が改進黨からそれぞれ立候補したことである。十一月一日第二回総選挙は執行された。投票率は選挙の争点が明確であったこともあって、県全体では七四・九%と戦後最高を記録したが、神戸市では五六・九%にとどまった。結果は追放解除組の河上丈太郎と中井一夫が一・二位を占め、現職の首藤新八がつづいた。候補者別・党派別得票数は表210の通りである。

第二六回総選挙は、前回からわずか半年後の昭和二十八年四月に行われた。衆議院は、同年三月吉田内閣不信任案を可決したが、きつかけとなったのは二月二十八日の吉田首相の「バカヤロー」発言であった。一区での立候補者数は、定数三人に対し、左右社会党・自由党吉田派・自由党鳩山派・改進黨各一人の、計五人と戦後最少となった。共産党は革新政党支援のため立候補を制限、一区では候補者を立てなかった。投票率は、四八・四%という低投票率であった。結果は、前回と同様、河上、中井、首藤の現職が当選した。候補者別・党派別得票数は表211の通りである。注目されるのは、左派社会党の五島虎雄がわずか五七五票差で次点となったことである。このたびの総選挙の第一の特色は、一般に保守政党がふるわず、革新政党とりわけ左派社会党が思わぬ躍進を見せたこと

表 212 昭和30年2月衆議院議員
総選挙結果

候補者別得票数

当落	候補者氏名	党 派	得票数
当選	河上丈太郎	右派社会党	83,645
当選	首藤 新八	民 主 党	69,180
当選	五島 虎雄	左派社会党	56,264
当選	中井 一夫	自 由 党	53,835
次点	永江 一夫	右派社会党	35,590
	吉川 覚	無 所 属	13,278

党派別得票数・得票率

党 派	得 票 数	得票率
右 派 社 会 党	119,235	38 %
民 主 党	69,180	22
左 派 社 会 党	56,264	18
自 由 党	53,835	17
無 所 属	13,278	4

資料：『選挙の記録』

であったが、兵庫県の場合当選者数では保守政党の減少はなく、左派社会党の増加も見られなかった。とはいえ、五島の惜敗にみられるように得票率からみれば明らかに左派社会党の伸長は著しかった。

昭和三十年二月 昭和二十八（一九五三）年総選挙で吉田自由党は過半数には達しなかったものの、第一党衆議院総選挙 となり、第五次吉田内閣が生まれた。吉田内閣は単独少数党内閣であったから、改進黨

との連立を図ったが失敗した。逆に、鳩山派・岸派など自由党反吉田派が改進黨と合同、二十九年十一月日本民主党が結成された。そして、同年末民主党と両派社会党との間で、休会明け早々に衆議院を解散するということで話し合いが付き、総選挙までの選挙管理内閣として鳩山内閣が成立した。かくして、昭和三十年二月第二七回総選挙が行われた。総選挙の最大の争点は、憲法改正問題をどうするかにあった。保守派が改

正に必要な三分の二を制するか、あるいは革新陣営が三分の一の壁を突破して、改正を阻止できるか、これが今回の総選挙の争点となった。立候補者数は、一区では定数三人に対し、自由党（中井一夫、民主党（首藤新八）、右派社会党（河上丈太郎・永江一夫、左派社会党（五島虎雄、無所属（吉川覚）の計六人であった。投票率は五五・〇％で、河上、首藤、五島が当

選し、現職の中井が落選した。社会党が左右を合わせて、二議席を確保した。候補者別・党派別得票数は表212の通りである。

昭和三十年市 昭和三十（一九五五）年四月二十三日、初の統一地方選挙が実施されることになり、市議会議員選挙

員選挙が県会議員選挙と同時に行われた。立候補者は定数六〇人に對し、一五三人（うち四人は後に辞退）で、二・五倍の競争率であった。党派別には、民主党四三人、社会党二五人、共産党八人、自由党二人、諸派・無所属七人であった。投票当日は晴天で、投票率は六〇・九三％であった。結果は、党派別では、民主党一八人、社会党一六人（うち右社二三人、左社三人）、自由党一人、無所属二五人となった。前議員の落選は一六人で、新人は一五人、元市議三人が返り咲き、女性議員は現職に加え、一人が当選合計二人となった。

革新系の進出について、当時の新聞は「革新系候補の進出が興味を中心であったが、改選前の一七人（左社一、右社九、労農一、無所属六）から二〇人と議席の三分の一を制した。前職が荻合区で揃って当選したのをはじめ、兵庫、長田、須磨、垂水の西神戸で強みをみせ、逆に東灘、灘、生田区では新人の進出で波乱を生んだ。また教育関係者がいずれも堅実な強さを発揮し、直接関係者だけで七人が当選している。党派別では左社が三人で二人増、右社が一三人で四人増、この革新勢力の台頭は二十九年十二月の知事選を契機に新しい革新層がふえてきたとみてよく、今後統一会派ができれば市会の三分の一を占めて保守会派と対抗して市政に大きな影響を与えることが予想された。一方保守の民主党は上々の人気に乗りながら乱立のため二人から一人に減じ、自由党も一人の現状維持、無所属を表明したものが二五人あり、保守会派の再編成の動

第五節 サンフランシスコ講和から「五五年体制」の成立

表 213 昭和30年4月市会議員選挙結果

党派別立候補者数・当選者数

区	党派	自由党		民主党		社会党		共産党		諸派・無所属		合計	
東灘				2	1	2	1	1	0	11	4	16	6
灘				7	2	7	4	1	0	8	3	23	9
葺合				3	1	3	1	1	0	5	2	12	4
生田	2	1		2	0	2	1	1	0	12	3	19	5
兵庫				11	5	2	2	1	0	14	5	28	12
長田				10	5	5	3	1	0	16	4	32	12
須磨				4	2	2	2	1	0	1	1	8	5
垂水				4	2	2	2	1	0	4	3	11	7
合計		2	1	43	18	25	16	8	0	71	25	149	60

(注) 党派の左は立候補者数, 右は当選者数。

区別党派別得票数・得票率

区	党派	自由党		民主党		社会党		共産党		諸派・無所属		得票数
		票	%	票	%	票	%	票	%	票	%	票
東灘				4,342	12	4,848	13	646	2	26,070	73	35,906
灘				14,306	27	18,996	36	623	1	19,476	36	53,401
葺合				7,683	29	6,436	25	398	1	11,675	45	26,192
生田	5,022	19		3,847	14	2,646	10	532	2	14,630	55	26,677
兵庫				30,798	41	7,871	10	1,064	1	36,498	48	76,231
長田				22,972	31	15,727	21	1,799	3	33,701	45	74,199
須磨				12,797	45	10,102	36	665	2	4,666	17	28,230
垂水				13,329	34	9,571	25	632	2	15,201	39	38,733
合計	5,022	1		110,074	31	76,197	21	6,359	2	161,917	45	359,569

資料: 『選挙の記録』

きが注目される」と述べている。党派別・区別得票数は表213の通りである。なお、同時に行われた県会議員選挙においては、社会党が神戸市内で得票率三七％・八人の当選、民主党が得票率二九％・七人の当選、自由党一人、無所属二人であった。

五五年体制の 成立と神戸市

社会党は連立政権に失敗したあと、一度は一〇％政党にまで転落したが、左右に分かれてのち、それぞれ順調に回復した。特に、左派社会党の伸長はめざましく、左右を合わせれば、昭和二十八年段階で、ほぼ第一党となった五年前の水準を回復し、昭和三十年二月には、それを突破して史上最多の議席を獲得した。それは、もし社会党が統一され、保守党が分裂している二十二年当時の状況が再現されれば、もう一度社会党が第一党として政権をとることを期待させるものであった。このことは、逆に保守側にとっては憂慮すべき事態であった。かくして、保守双方とも合同に向かって進んだ。昭和三十（一九五五）年十月、左右の社会党が四年ぶりに再統一された。その一カ月後、民主党と自由党が合同し、自由民主党が発足した。保守と革新を代表する勢力がそれぞれ一つに統合され、この二政党が、その後第一党と第二党を占め続けることになった。そ

表 214 昭和21年～30年までの神戸市内における国政選挙での自民党・社会党得票率

選挙別	党派	自民党		社会党	
		得票率	議席数	得票率	議席数
昭和21年総選挙		42%	7	34%	4
昭和22年参院選		32	5	63	1
昭和22年総選挙		47	1	42	2
昭和24年総選挙		43	1	30	1
同 参院補選		51	1	30	0
昭和25年参院補選		68	1	25	0
昭和25年参院選挙		45	1	43	1
昭和27年総選挙		50	2	46	1
昭和28年総選挙		51	2	48	1
同 参院選挙		38	1	62	2
昭和30年総選挙		39	1	56	2
昭和31年参院選		45	2	47	1
昭和33年総選挙		48	1	48	2

表 215 昭和22年～30年までの地方
選挙における自民党・社会
党得票率

選挙別	党派	自 民 党		社 会 党	
		得票率	議席数	得票率	議席数
昭和22年県会		62%	9	33%	4
同 市会		64	40	21	14
昭和26年県会		54	14	29	5
同 市会		63	45	22	15
昭和30年県会		63	10	37	9
同 市会		58	40	28	20

れは、成立した年にちなんで「五五年体制」と呼ばれた。

中央では、自民・社会の二大政党制が確立し、保守対立の時代を迎えた。ただし、議席数の上からいえば、それは一か二分の一（二対〇・五）政党制と呼ぶべきである。しかし、これを神戸市を例にとってみた場合、その様相は異なっていた。表214に明らかのように、衆議院・参議院では、昭和二十五年の参議院通常選挙を境に、社会党と自民党の拮抗状態がつづき、同二十八年参議院選挙後、社会党と自民党の得票比率は六対四となっており、必ずしも「五五年体制」の成立とはいえなかった。議席数でも、社会党は昭和三十年総選挙で二十二年選挙以来の二議席を確保し、昭和四十二年議席を失うまでつづいている。これには、戦前からの無産運動の歴史に加え、多数の産業労働者を有する工業都市神戸の特色が現れているといえる。しかし、

これを県会・市会レベルで見ると（表215）、その様相は異なってくる。個々の議員がその党派を明らかにしてくるには、もう少し時間を待たなければならぬが、保守系と革新系を分けると、明らかに保守系が優位であり、県会議員選挙では得票率でほぼ二対一であり、議席数においても保守系の優位がうかがえる。ただし、昭和三十年においては、自・社の議席数はほぼ拮抗している。また、市会議員選挙においては、保守系と革新系の得票率・議席数比は三対一であったが、三十年にはほぼ二対一となっている。政党分野を地方議員のレベルにまでおろしてみると、「五五年体制」が成立したのは三十年（一九五五）ともいえ

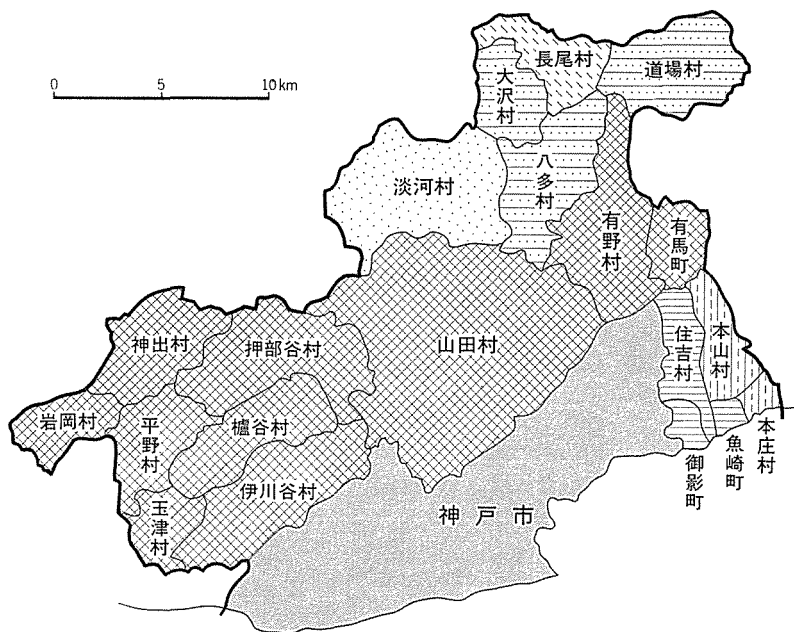
よう。しかし、それも昭和三十五年民社党が、また公明党が成立し、共産党が伸長するにおよび多党化の時代へと変化してゆく。

第六節 市域の拡大

1 北部三カ町村、西部七カ村の合併

戦後の合併 神戸市の市域は昭和二十（一九四五）年八月現在、東は旧六甲村（昭和四年編入）から、西は旧明石郡垂水町に至り、北を六甲山地に南は大阪湾にはさまれたわずかな帯状の土地に局限されていた。しかも、その六〇％が山地に属し、有効面積が四〇％という、きわめて特殊な地形から考えても、神戸市の将来の発展は、現状ではおのずから限度があることを示していた。それゆえに、遅かれ早かれ市域の拡張を実施しなければならないことが、市の懸案として残されていた（図34）。

そこで、神戸市では戦後いち早く「神戸市復興基本計画要綱」を定め、国際的貿易都市として発展するために、「港湾の機能を充分に發揮せしむるに足るだけの背後地域とその運営をまったからしむるための相当多数の人口量（百万以上の）を保有しなければならない」とし、「将来においては東部及び西部の数市町村を合併し更に復興計画の進捗に従い、六甲山を中心とする北部の数町村を併せて一大国際港都たるの機能を十分に發揮せしむるに足る市域とし、これに港都の職業構成、食糧配給、住宅及び交通状況を考慮して適当な



年 次	合 併 町 村 名
昭和22年 3 月 1 日	有馬町、山田村、有野村、神出村、伊川谷村 榎谷村、押部谷村、玉津村、平野村、岩岡村
昭和25年 4 月 1 日	御影町、魚崎町、住吉村
昭和25年10月10日	本山村、本庄村
昭和26年 7 月 1 日	道場村、大沢村、八多村
昭和30年10月15日	長尾村
昭和33年 2 月 1 日	淡河村

図 34 戦後の市域の拡大

る配置を有する人口量を保有せしめ、近代的都市施設の完備せる大都市を構成するものとす」とした。さらに、「将来本市の市域を拡張する場合を予測し、東部西部及び北部の隣接市町村に及ぶ総合的具体的計画、なかんずく六甲山を中心とする開発計画を樹立し、尚本市を中心とする半径約二〇キロ圏内の衛星都市を育成振興せしむるの方途を計画する」として、「大神戸」建設の基本方針を明示した。それは周辺地域の合併による、理想的文化都市、田園産業都市づくりとしての構想へと結実した。そして、神戸市は特別市制運動とも併せて、東北西の三方面にわたって市域拡張を行うため、編入の対象として次の町村を選んだ。

東部（五カ町村）

武庫郡御影町、住吉村、本山村、魚崎町、本庄村

北部（三カ町村）

有馬郡有馬町、有野村、武庫郡山田村

西部（二市十カ町村）

明石市、明石郡伊川谷村、礪谷村、押部谷村、玉津村、平野村、神出村、大久保町、岩岡村、魚住村、加古郡二見町

以上の広さは四七五平方キロメートル、神戸市を中心とする半径二〇キロメートルから二五キロメートルの圏内にある地域に当たる。神戸市は戦災復興計画とこの市域拡張計画を併せて行い、人口の分散、市街地の疎開、港湾地区、工業地区、商業地区、住宅地区など土地分配の適正化をはかり、文化都市としての諸施設を整備、市の工業製品と西部・北部方面の蔬菜、酪農品、水産物などの交流を円滑にするとともに、明石郡南部の工業地帯を育成して、国際港都としての内容を一層充実させようとした（合併（明石郡七カ村、有馬町、有野村、山田村）関係綴）。

他方、市域編入の対象となる市町村にとっては、地理、交通条件あるいは社会的、経済的にも神戸市と密

接な関係にありながら、その区域が狭小で財力が及ばないために、現状のままでは地域の発展に即応していけない立場にあった。したがって、神戸市への編入は望むところであった。

交渉の経過

神戸市は、昭和二十一年九月十日御影町との交渉を皮切りに、十月には他町村にも呼びかける一方、同月下旬に開催された市会議員総会で、中井市長は町村合併の必要性和その構想についての説明にあたった。翌十月には、市会議員一人の委員で組織された合併促進小委員会が設けられ、理事者側と協力、関係市町村との交渉推進に努めることになった。なお、明石郡六カ村（伊川谷村、櫛谷村、押部谷村、平野村、神出村、岩岡村）については、すでに昭和十七年十一月に仮調印まで交わしながら、決戦非常措置令によって町村合併の中止が指令され、ついに実現しなかったものである。以後、神戸市はわずか三カ月足らずの超スピードで、明石市および東部五カ町村を除く北部三カ町村及び西部十カ町村と仮調印を取り交わした（表216）。

このように、北部三カ町村および西部十カ町村との間の交渉はスムーズに進んだ。例えば、武庫郡山田村を神戸市に編入合併するについては、すでに大正九年および昭和三年の二度にわたり山田村側から神戸市に申し入れがあり、当時は、山田村が純農村であることから実現しなかったが、戦後神戸市が観光を主体にした背山開発をめざし、同村の編入を計画申し入れたといういきさつがあった。したがって、その交渉は円滑に進展し、合

表 216 北部・西部町村との合併仮調印の日程

年 月 日	町 村
昭和21年11月21日	山田村
30日	有馬町、魚住村、櫛谷村、押部谷村 神出村、平野村、岩岡村
12月2日	玉津村
3日	有野村、伊川谷村
6日	大久保町
9日	二見町

併申し入れからわずか一カ月後の昭和二十一年十一月十日には、山田村は合併を決定していた。そして、同年十二月二日に開かれた臨時市会において、山田村、有馬町の合併が満場一致で可決された。

他方、合併交渉再開のトップを切った御影町は二十一年十一月二日、「時期尚早」を理由に正式に合併を拒否した。つづいて十二月八日、明石市も御影町と同様に拒否を表明した。明石市では、町内会を通じての調査により合併賛成四〇%、合併反対三六%、時期尚早二四%という結果を得ていた。そして、明石市は郡部の動きが将来の明石市に重大な関係があるとして、「郡部への働き掛けおよび内務省へも運動して郡部の合併を阻止する」ことなどを協議した（『神戸』昭和二十一年十二月八日）。

神戸市の合併呼びかけに応じた有馬郡有野村および明石郡伊川谷村など九カ町村、加古郡二見町は、昭和二十一年十一月から十二月にわたり、それぞれの町村会で合併の意志を決定した。そこで、同年十二月十三日の臨時市会に合併に関する諸条件を含む「神戸市と有馬郡有野村、明石郡（略）合併の件」が緊急上程され、原案どおり可決された。

知事への答申―大久 神戸市は市会での議決を経て、有馬町ほか一・二カ町村長連名の上申書を添え、同月十
保・魚住・二見の除外 七日県に対し正式に合併許可の申請を行った。これを受けて、県では知事の諮問機関

である兵庫県地域合併協議会を設置、審議の結果、翌二十二年一月二十六日次の答申を行った。

神戸市は国際的な大港都として重大な国家的使命を有している。しかるに神戸市の現市域は特別市としては狭小にすぎる。この点からすれば、

一 東部五カ町村、北部有馬町ほか三カ町村、西部明石市以下二見町まで合併すべきである。

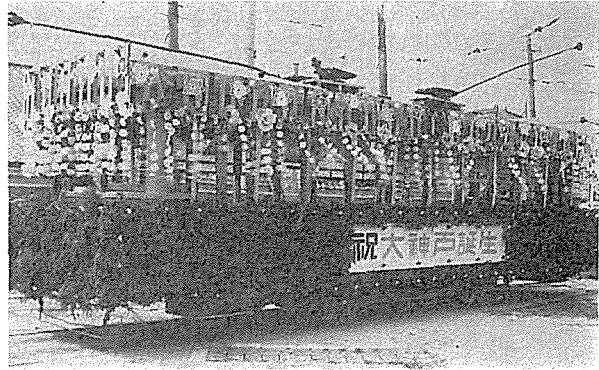


写真 84 市域拡張記念花電車

二 政府および兵庫県当局は一応調印を完了した一三カ町村の民意を尊重して速やかにこれに許可を与えたとともに、東部五カ町村および明石市に対し、神戸市との合併に努力するよう促すべきである。

三 もし調印済み一三カ町村を合併せしめることによって明石市を孤立させるおそれがある場合は、明石市に隣接する大久保、魚住、二見の三カ町村をしばらく保留して、明石市の態度決定を待つて改めて裁定するを適当と認める。

四 神戸市に特別市制を実施するために隣接地域を合併する場合、あくまでも民意を尊重して平和円満におこなうよう希望する。

この答申に基づいて、知事は大久保など三カ町村を一応除いて、武庫郡山田村ほか九町村の神戸市編入を適当と承認、同年二月十三日内務省に上申した。そして、昭和二十二年三月一日、神戸市その他の町村合併は実施された。合併の結果、神戸市の面積は一一五・〇五平方キロメートルから三九〇・五平方キロメートルへとほぼ四倍増となり、人口は約四十四万人から五〇万人へと増えた。

2 東部五カ町村、北部三カ村の編入

東部三カ町村との
合併―市長の決意 有馬郡有馬町など北部三カ町村、明石郡伊川谷村など西部七カ村の市域への編入がかなったことは、神戸市にとって喜ばしいことであった。しかし、円満な話し合いがつかぬ

まま、明石市と東部五カ町村が合併の対象から外されたことは、神戸市の将来を考えたとき懸案として残された。とりわけ、東部五カ町村との合併が頓挫したことは、国際港都としての神戸市の行く末にとって大問題であった。初の公選市長となった小寺市長も東部町村との合併実現を公約に掲げて市政に臨み、昭和二十二年末から関係町村に働きかけていたが、市会内部においても合併推進を要望する声が次第に高まった。この点について、小寺市長は市会において次のように述べている。「御影町については略いずれば神戸市に合併されるのは当然であろうが、今日のところは時期尚早であるということでありました。けっして合併そのものを非とするものではないのでありますので、私は神戸市には遠からず特別市制がしかれ、県から独立することとなる。そうなると合併はなかなか難しくなるから、合併するなら時期は今であって尚早ではない。願わくばご再考をたまわりたいと、話を打ち切らないでいる次第であります」。

御影など三
町村の合併 特別市制問題で足踏みしていた武庫郡御影町ほか住吉村、魚崎町との合併交渉は昭和二十二年末に入って再開された。同年十月末、小寺市長は県地域合併審議会の答申の線に沿って、

東部五カ町村および明石市との合併促進に邁進すると、その決意を披露した。そして、同年十月三十・三十

一日の兩日、神戸市は御影町、住吉村、魚崎町などの東部五カ町村ならびに明石市に対し正式に合併を申し入れた。その理由書には、東部町村合併について、次のような構想が述べられている。「神戸市はその地域において更に大なる外国貿易地帯の建設を計画中であり、ここに自由港区を設置して、加工貿易、委託販売、中継ぎ貿易等を行い、外貨獲得に新機軸を樹立せんとするもので、もしこの合併が実現し、この新構想が実施されるならば、神戸港は全く従来の面目を一新し、神戸市はわが国の表玄関としてより一層、明朗、健全にして、文化水準の高い市民生活を保障せられるがごとき国際的海運都市、商工業都市、文化都市たる大港都を建設し得るのである」。

他方、御影、住吉、魚崎の三カ町村においては、昭和二十二年芦屋市、本山村、本庄村との合併新市（甲南市―仮称）建設問題が起こっていた。ところが、新警察制度の実施、教育権の自治体移管（神戸経済大学、兵庫師範）など地方財政の負担増が予想されるにおよび、三カ町村の側でも神戸市との合併機運が盛り上がってきた。そして、二十四年末から活発化した合併の動きは、昭和二十五年三月三日、神戸市と三カ町村は「東灘区」および区役所の新設などを条件に県に対する上申書に調印、四月一日実施と決めて県へ申達した。つづいて、神戸市は住民の意見を取りまとめるのに時日を要し、同時合併に間に合わなかった武庫郡本山村、本庄村との合併交渉に入った。武庫郡本山村と本庄村は、昭和二十三年八月神戸市から合併の申し入れを受けると同時に、各村内に委員会を設けて合併に関し調査研究に着手していた。ところが、両村は翌二十四年二月隣接の芦屋市からも一市二村の解体合併の申し入れを受けたため、両村では村民の意見取りまとめに戸惑うことになった。だが、御影町など三カ町村の神戸市編入が具体化するにつれ、両村でもにわかに

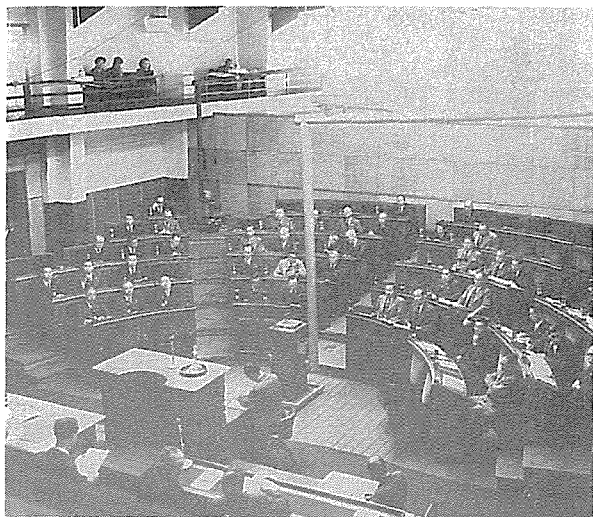


写真 85 市会 の 風 景

神戸市との合併機運が熟し、昭和二十五年七月十四日にいたり、両村はともに合併を議決した。こうして、武庫郡本山、本庄両村の編入は、昭和二十五年十月五日県会の議決を経て、同七日知事告示、十月十日に実施された。

東部五カ町村との合併について、のちに原口市長は市会で次のように述べている。「条件がいろいろつけられましたが、当時の市財政をもってして、どうしてもあのような条件をつけられてまでも合併しなくてはならないかと、しばしば考えたものです。しかし神戸市百年の大計のためには、たとえ非常な負担がかかっても合併しておかなければと思いました」。そして、「今日では、神戸港の全部は神戸市の区域であります。横浜港をごらんになればわかりますが、昔の横浜港は今日では横浜港と川崎港の二港になっています。したがって、横浜港内のいろいろな問題は非常に複雑化している。その点神戸港内は神戸市ひとつだから運営がうまくいく。この効果はおそらく金銭では測れない。これは一に合併という大事業のたまものと思っています」と、その効果を強調した。

有馬郡三カ

村の合併

東部五カ町村の神戸市編入が実現すると、それまで懸案となっていた有馬郡道場、八多、大沢三カ村の神戸市への合併機運がにわかに高まった。二十一年の有馬町の合併後、有馬郡一カ町村では神戸市への合併希望が強まっていた。二十二年の六月には、三田町長ら各町村代表が、「有馬全部の一括合併の早急実現」を神戸市に要望したが、神戸市側の準備不足もあり、うまくいかなかった経緯があった。昭和二十六年三月二十五日、いずれも村会を開き、満場一致で合併を可決した。これら三カ村は、既に神戸市に編入された山田、有馬、有野三カ町村と同様に神戸市北部の後背地を形成し、神戸市とはこれまで密接不離なつながりを保ってきたこともあり、市ならびに三カ村側も早くから合併の実現が望まれていた。とくに、道場村は神戸市民への給水源として千疋水源池をもち、双方とも編入の一日も早いことを望んでいたことはいまでもない。そして、道場など三カ村の合併申請書は三月二十八日県に提出され、七月一日実施となった。

合併の停滞

昭和二十八年九月一日町村合併促進法が公布され、十月に施行された。これはシャープ勧告や前年二十七年に設けられた地方制度調査会の方針に基づき、市町村の規模を適正化することでその組織運営の合理化をはかり、合併による行財政能力を強化するために制定されたものである。同法の第三条によれば、町村の標準人口は八〇〇〇人以上とされ、行政効率を向上させるためにその規模をできるかぎり増大していくことがうたわれていた。この法律に基づいて、小規模町村の合併は著しく促進された。同法施行前に九八九五あった全国の市町村は、三十一年には三九七五に減少した。市町村の平均人口は、これによって三倍となった。兵庫県では昭和二十八年十月、県議会議長を会長とする町村合併促進審議会が発

足し、町村合併推進本部を設置した。県下の各地方事務所には町村合併促進協議会がつくられた。県の計画では、三十一年九月までに、三〇八町村を八六町村に減らしたい意向であった。

町村合併促進法の公布施行は新たな合併熱を起こした。当時、政府が町村合併によって意図したのは、小規模町村を適正規模に編成変えて地方公共団体を行財政的に育成、強化する点にあったが、現実的には都市周辺の町村は小規模同士の合併を避け、むしろ大都市への編入を希望するものが少なくなかった。こういう中で、美囊郡吉川村、上淡河村、淡河村の三カ村を皮切りに、有馬郡三田町、三輪町、藍村、本庄村、広野村、小野村、高平村、美囊郡中吉川村、北谷村、加古郡母里村、天満村、加古村と相次いで合併請願書が出された。例えば、美囊郡淡河村、上淡河村、奥吉川村から出された請願書は次のように述べている。

健全財政を目標とし課率は標準率を適用している経済的にはかなり恵まれた村であります。又淡河山田川疏水の水源確保として又農産物並びに生鮮蔬菜の供給地の位置にあるため北神戸産業開発には不可欠の要地であり、且神戸市の北部境界を画するに最も整った地理的に見ましても神戸市の一角の観があります。尚目下町村合併促進法の施行によりまして上記三カ村は兵庫県への勧告を受けること頻りでありますが、住民は不自然な合併に同意せず、神戸市合併に懸命の熱意を傾けています。

こうした請願はいずれも総務委員会に付託され、委員長報告書は昭和三十年三月五日市会に上程、採択することを決定のうえ、市長に送付された。当日委員長は調査結果を要約次のように述べた。「本件を社会的、経済的、地理的条件から検討した結果はこれをただちに本市の大都市圏構想にもとづく要請と合致するものとはいえず、吏員地位給の差額支給、住民税減額、大都市の義務的経費の支出で、市費の持ち出しになるこ

とは当然といわねばなりません。」だが、請願の採択や、各地域に盛り上がる合併熱はあったものの、複雑な情勢に妨げられて、ついに宿望はかなえられなかった。市長の姿勢は慎重であった。例えば、昭和二十九年三月十二日の市会で市長は次のように述べている。「合併問題では私が当事者でありますので、私の言動は非常に大きな反響をよびます。最近、県の意味なるものが発表されていますが、県全体の意思とは全然考えられませんので、新聞記事によって私が云々することを差しひかえております」。

なお、前記各村のうち、奥吉川、中吉川、北谷村は昭和三十年七月合併して吉川町に、加古郡母里、天満、加古三村は稲美町として発足している。神戸市においては、昭和二十六年七月に有馬郡道場、八多、大沢三カ村を編入したが、その後三十年に同長尾村と合併するまで、足かけ五年市域の拡張を行っていない。

長尾村の編入 長尾村はもとと明治二十二（一八八九）年の村制の施行以来道場村の一部となっていたのを、

同三十五年に分離したものであった。長尾村は前記三カ村の神戸市編入によって、三方を神戸市に取り囲まれる形となり、その結果早急に神戸市への編入熱が高まった。二十六年四月に行われた住民投票も、九八％が合併への賛意を表明していた。にもかかわらず、町村合併促進法施行後、県側が有馬郡三田町、三輪町および長尾村三カ町村を一ブロックとした合併計画を立てていた関係もあって、その実現にこぎつけることができなかった。

そこへ、昭和二十九年六月兵庫区道場町の有志五人から神戸市会議長に合併請願書が提出された。内容は「兵庫区道場、八多、大沢町に隣接する長尾村は二十六年以来神戸市に編入した陳情をつづけているが実現せず、村民は焦躁している。このたび施行された町村合併促進法により、長尾村は県の勧告を受けることし

きりである。しかし不自然な合併に住民は同意せず、神戸市との合併に懸念の誠意をつくしている。居を隣するわれら地区代表はこれを傍観するに忍びず、越権ながら請願を提出するものである」というものであった。

合併交渉はその後順調に進み、長尾村は同年九月二十二日の臨時村会で神戸市との合併を全会一致で可決し、神戸市でも同二十六日の市会で可決された。同日神戸市長と長尾村長連名で県知事に対し昭和三十年十月十五日を合併希望日と決めて申請、県では九月三十日付で告示し、予定通り合併は実施された。これをきっかけにして、三田、三輪両町も神戸市編入案に傾き、ひいては有馬郡一丸となった神戸市編入の大運動に発展した。しかし、結果的には長尾村のみが神戸市に編入され、三田、三輪両町は隣接の有馬郡広野、小野、高平三カ村が昭和三十一年に合併し三田町となったのち、翌年相野村を編入、三十三年市制を施行し、三田市となった。

新市町村建設 促進法の施行 町村合併促進法は昭和三十一年九月三十日に失効したが、それに先立って同年六月には新設計画の実施を促進し、併せて未合併町村の合併を促進することを目的としていた。美囊郡淡河村の合併後、

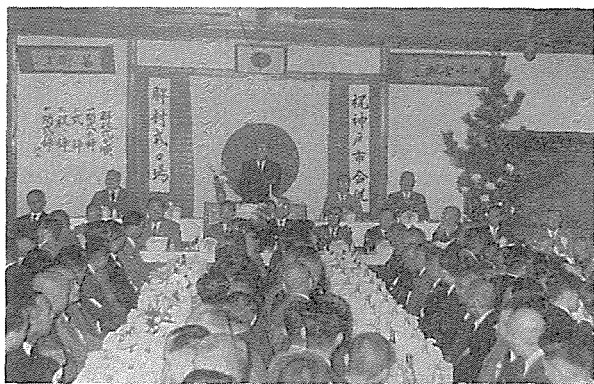


写真 86 長尾村解村式

神戸市に加古郡稲美町、三木市、美藝郡吉川町から合併請願書が提出された。まず、稲美町による請願書は「稲美町は昭和三十年町村合併促進法にもとづいて旧加古、母里、天満の三カ村が合体して発足したものが、町制施行前の三十年二月全村の要望によって三村長、議長連署のもとに神戸市への合併を請願し市会において採択されたいきさつがある。県の策定によりその直後に稲美町を発足させたわけだが、これはあくまで神戸市との合併の第一段階であって、その後しばしば文書、口頭で神戸市会に懇請をつづけてきた」と述べている。また三木市も「当市民は立地条件からつねに神戸市合併を熱望しつつあり、ここ数年来、隣接町村が神戸市に編入され、治水、産業、交通および教育の全般にわたりいちじるしい充実をとげ、その恩恵に感謝していることを身近かに感じひとしく神戸市編入を熱望するゆえん」を説き、吉川町も「当町は昭和三十年七月三カ村を合併して成立したが、これは神戸市への合併を促進するための段階合併であった。合併後は新市町村建設促進法の線に沿って新町の基本条件整備に努めており、三十一年四月に陳情書を神戸市会に提出したほか、機会あるたびに運動を続けてきた」と、合併への熱意を開陳した。

しかし、これらの市町が目的とするのは、大都市に編入されることにより、財政的な裏付けを確保し、行政面のレベルアップにより住民福祉を飛躍的に向上させようという要素が皆無とはいえなかった。この点では、新市町村建設促進法の趣旨に合致するとはいえず、神戸市の側でも慎重な態度を崩さなかった。

淡河村の こうした状況の中で、淡河村との合併の動きが出てきた。昭和三十三年七月二十三日「神戸市編入 と美藝郡淡河村との合併」の件が市会に上程された。そこでは市財源八三〇万円の持ち出しが

指摘されるとともに、「経済的負担にまさる他の面での繁栄、福祉の向上が期せられる」として、以下の点

が指摘された。

淡河村は人口五〇〇〇余、面積三八平方キロで産業は農、林、畜産がおもであります。同村の中央部を淡河川が縦断しており、その流域では古くからかんがい用水のために水利組合をつくり、神戸市域でも神出、岩岡方面では六三〇町歩がこれに加入し、九月から翌年五月までを通水期間としてタノ池に貯水、利用しているのであります。通水期間外にあっても余分の水の供給をうけており、この行為によって相当の増収をえていることが明らかにされています。同村の合併でこれを大幅に増加することになれば神戸市域での井戸用水費など莫大な経費が節減できるのではないかと考えられるのであります。

こうして、一部で反対はあったものの、淡河村の合併は昭和三十三年二月一日実施された。

神戸市と

「適正市域」

神戸市の戦後の合併構想は東部五カ町村、有馬郡三カ町村、そして明石市を含む西部十カ町村をその区域に包み込むというものであった。そして、明石市・二見町などとの合併は頓挫したものの、さらに長尾村・淡河村への合併と進むことで一段落した。そこで問題となったのは、神戸市にとって「適正市域」とはいかなるものかという点であった。これについて、例えば昭和三十四年三月四日の予算市会において、原口市長は次のように述べている。「適正市域というものは時とともに変化するもので、これには二つの考え方――一つは神戸市だけを中心に考える場合と、神戸港を中心に考える場合でこれは非常に広域となります。と申しますのは、神戸港は日本の貿易の四二％を取り扱い、従って神戸市だけの港ではありません。神戸港の拡充計画は国と神戸市とが相談して三十二年度の一五〇〇万トンから三十七年度二一〇〇万トン、一〇年後には二八〇〇万トンまでもっていく。そのためには後方地帯の交通機関をどのよ

うに連絡するか。建設中の名神国道、計画中の第二阪神国道、それと明石海峡の橋、阪神地帯の交通整備網まで考えなければ、神戸港の輸出入計画は樹たないのであります。といって、これを神戸市中心に考える場合はどうか。市の行政が税を負担している市民の福利増進を目的に行われているのでありますから市域を考える場合非常にむづかしい。半径二〇キロでいいのか、時によって変化するので、簡単に申し上げることができないのであります」。

市は、神戸市の発展と神戸港の発展という二つの視点から、その構想の転換を試みようとしていた。この時、日本経済は高度経済成長期を迎え、国際港都神戸市も当然大きな飛躍が望まれる時期に入っていた。こうした中で、原口市長は昭和三十五年十二月三日の市会で単なる適正市域を策定することよりも、経済圏の広域化こそ神戸の大きな発展につながることを示唆しかつ強調した。

3 明石市との合併問題

明石市との
合併問題 神戸、明石両市の合併案は戦前の昭和十五年ごろ、神戸市が構想を立てた市域拡張案に盛り込まれ、同十六年七月一日に行われた明石郡垂水町の神戸市への編入合併前後から明石郡一

カ町村とともに合併交渉が行われていた。しかし、合併条件について折衝を開始する前に戦局の拡大のなかで立ち消えになった。

戦後の神戸市の復興計画においても、国際港都建設構想の一環として、神戸市は広域にわたる近接市町村

の合併編入を具体化し、明石市にも申し入れた。そして、明石郡一カ町村との合併協定は調印されたものの、明石市側からはまもなく時期尚早を理由に合併見合わせの回答がなされた。当時明石市の関係者はいずれも神戸市への編入を当然と考え、市会でもこれをほぼ了承していたと伝えられている。ところが、「市会の主勢力を占めていた議長らが、編入は当然かも知れぬが、合併はいつでもできる。それよりも戦災復興が先決である」として、同年十二月合併見合わせの申し入れが行われたのである。

このようにして明石市の編入はいったん打ち切られることになったが、知事の諮問機関として設けられていた兵庫県地域合併促進協議会は「神戸市は国際的な大港都として重大な国家的使命を有するが、現市域は特別市として狭小にすぎる観点から東方五カ町村、北方三カ町村とともに、西方明石市および明石郡全域ならびに二見町をも合併すべきである。しかし明石市を孤立せしめるおそれがある場合は（明石郡内の）大久保、魚住、（加古郡の）二見の三カ町村を除き、明石市の態度決定をまっぴらして裁定せられるを適当とする」旨答申していた。さらに、内務省地方制度調査会小委員会においても「神戸市は調印済みの一三カ町村のほか、東部五カ町村および明石市とも合併せしめたるうえ、特別市制を実施せしめるべきである」との答申案を決定していた。

三度合併の申し入れ 明石市は昭和二十六年一月、明石郡大久保町、魚住村、加古郡二見町を編入して、その市域を拡張した。その後、神戸市は当初の構想どおり明石市との合併を重視し、両者の繁栄を推

進するため、昭和二十九年五月十九日原口忠次郎市長、木原仙松市会議長が田口政五郎明石市長をたずね、正式に合併を申し入れた。「当時の明石市は財政力が弱く、思いついた大事業もできず、神戸市中心で動い

ている以上は早晩合併するよう運命づけられているとの見方が大勢のようであった。これに對し、いたずらに市域を広めて人口を増加させるのは昔の殿様が自領をひろめるようなもので、市民には何の關係も無いといった反対意見、全国に知られている明石の地名を永久に残したいとの強い要求もあった」といわれているように、明石市民の意見は二つに分かれ、両者入り乱れての激烈なビラ合戦までが繰り広げられたという。明石市側の合併反対理由としては次のものが挙げられた（「明石合併關係綴」）。

- (1) 神戸市は地域のみ広く財政力がこれに伴わないし、行政單位として変態的形態ですでに地域的過大都市であるのでこれ以上市域を拡大することは市町村規模の合理化、適正化に反する
- (2) 明石市と神戸市とは境界が明確で外観的にも全面的にも明石市は独立した中都市であり神戸市との一体化は考えられない
- (3) 神戸市は赤字財政なる上、戦災復興、港湾事業、住宅建設、道路の整備、学校教育施設の整備等に多額の経費を要するので明石市を合併しても、明石市にたいして利益となる何らの施設もできない
- (4) 神戸市は現在二部授業をしているが、明石市は貧乏都市ではあるが戦災校舎の復旧は完了し、二部授業は実施していないから、神戸市と合併すれば明石市も二部授業となり教育の低下を来すことになる
- (5) 明石市民の税負担の増大の反面、行政参加の機会が減少する
- (6) 伝統の明石市の名が消え、また合併後は神戸市の西端となり場末になってしまう恐れがある
- (7) 合併後は明石市に区役所がおかれることになるが、区役所は直接住民を代表する機関ではないから、住民の意向が反映する末端行政を確保し得ない

(8) 明石西部方面の農水産業にとっては不利、また供米も高くなる

明石市におけ

る住民投票

兵庫県は、神戸市が既に過大都市であり、これ以上の市域拡張は行政・財政力の面からみて適当でない、神戸市・明石市とはいずれの面からみても一体化の現象は認められない、

神戸市の赤字財政、明石市民の負担増などから反対の立場となった。二十九年六月には、明石医師会が總會を開き、一六対一〇で反対決議をなした。七月、明石市では、合併の可否を検討すべく「市是調査委員会」を設置したが、八月十日には、明石商工会議所が理事会において神戸市との合併に反対との決議を行った。他方、神戸市では、同年七月市会に特別小委員会を結成、合併促進に努めるとした。

神戸市では、昭和三十年年度予算編成の関係もあり、合併の遅延はそれらに支障を来すとして住民投票によって決着を付けてもらいたいとの申し入れを明石市に行った。すなわち三十年一月二十三日までに住民投票を行い、その翌日の市会において合併議案を議決されたい旨を一月七日申し入れたのである。これを受けて、明石市会は同十二日神戸との合併に関する「住民投票および合併対策特別委員会」で討議の結果、一月二十三日に住民投票実施を決めた。

住民投票実施決定と同時に、それぞれの立場から激しい運動が始まったことはいうまでもない。一月二十三日に行われた住民投票（投票率六五・一％）の結果、反対三万三四九八票、賛成一万七二七票で、二万二〇〇〇票の大差で合併反対派が勝利した（『明石市史』下）。そこで、明石市は一月二十六日神戸市に対し、合併交渉の打ち切りを申し入れ、八カ月の合併騒ぎに終止符が打たれた。以後昭和三十五年に再燃したもの、実現されることはなかった。